

——第五次——

# 石井町総合発展計画

(後期基本基本計画)

太陽と緑の環境都市 いい

令和8年3月

徳島県 石井町



ごあいさつ

石井町は、吉野川の豊かな水と緑に囲まれた田園環境と、国分尼寺跡や童学寺に代表される歴史・文化を有し、徳島市に隣接する立地を活かした住みよいまちとして発展してきました。

本町では、令和3年度に「第五次石井町総合発展計画」を策定し、将来ビジョンである「太陽と緑の環境都市 いい」の実現に向けて、子育て支援の充実や地域福祉の推進、生活基盤の整備など、さまざまな施策を進めてまいりました。

しかしながら、全国的に人口減少と少子高齢化が進む中、本町においても人口構造の変化や地域コミュニティの担い手不足、公共施設や社会基盤の老朽化など、まちづくりを取り巻く環境は大きく変化しています。こうした課題に対応しながら、将来にわたり安心して暮らし続けることができる地域社会を築いていくことが重要です。

このたび策定いたしました「第五次石井町総合発展計画（後期基本計画）」は、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、令和8年度から令和12年度までの5年間におけるまちづくりの方向性を示すものです。子どもを産み育てやすい環境づくり、暮らしやすい生活環境の形成、産業の振興と雇用の創出などを重点に、住民の皆さまとともに持続可能なまちづくりを進めてまいります。

本計画の策定にあたりましては、住民アンケートやパブリックコメント、また中学生によるワークショップなどを通じて、多くのご意見をいただきました。ご協力を賜りました住民の皆さま、関係団体の皆さまに心から感謝申し上げます。

今後も、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら力を合わせ、「住みたいまち」「住み続けたいまち」として選ばれる石井町を目指してまいります。皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

石井町長 小林 智仁

## 目次

第1部 序論 .....	1
第1章 総合発展計画について .....	2
第2章 町を取り巻く社会潮流とまちづくりの方向性 .....	6
第3章 地域特性 .....	8
第2部 基本構想 .....	21
第1章 まちづくりの基本姿勢 .....	22
第2章 まちづくりの大綱 .....	24
第3部 基本計画 .....	28
基本目標1 互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり .....	29
基本目標2 自然と調和した安全・安心な環境都市 .....	78
基本目標3 住民とともにつくる協働のまちづくり .....	104
第4部 総合戦略 .....	126
第1章 総合戦略について .....	127
第2章 基本姿勢と3つの重点目標 .....	129
第5部 資料編 .....	142



# 第1部 序論

- 総合発展計画について
- 町を取り巻く社会潮流とまちづくりの方向性
- 地域特性

# 第1章 総合発展計画について

## 1 計画策定の趣旨

本町では、令和3年度（2021年度）に第五次石井町総合発展計画（前期基本計画）を策定し、将来像として「太陽と緑の環境都市 いしい」を掲げ、住みよい生活環境づくり、地域資源の活用、子育てや福祉の充実などに取り組んできました。また、「石井町人口ビジョン」及び「石井町総合戦略」との整合を図りながら、人口減少への対応、地域で支え合う仕組みづくり、生活基盤の整備を進めてきました。

前期期間においては一定の成果が見られた一方で、人口構成の変化、地域コミュニティの弱体化、担い手不足など、引き続き取り組むべき課題も明らかとなっています。これらの成果と課題を踏まえ、本計画の後期基本計画を策定し、計画期間後半に向けたまちづくりの方向性を明確にしていきます。

近年、国においては、出生数減少に対応するための子ども・子育て施策の強化や、地域の中で支え合いながら暮らしを維持していくための地域包括支援体制の充実が進められています。また、行政サービスや地域の暮らしの利便性を高め、地域課題の解決につなげるため、デジタル技術を活用した取組が進められており、「地方創生DX」の推進や「地方創生に関する総合戦略」に基づくデジタル活用が進められています。さらに、気候変動への対応として、令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」の実現をめざした取組が求められており、生活様式や産業構造の転換が進められています。こうした社会情勢の変化は、本町においても例外ではなく、将来にわたり安心して暮らし続けられるまちを実現するためには、住民の意見や地域の実情を丁寧に把握し、限られた人材・財源を有効に活用しながら、持続的なまちづくりを進める必要があります。

本計画では、前期基本計画の進捗状況を整理したうえで、必要な見直しを行い、今後の重点施策の方向性を具体化します。そして、行政だけでなく、住民、地域団体、事業者が役割を分担しながら協力し、歴史・文化・自然を守り育て、誰もが誇りを持って暮らせる「太陽と緑の環境都市 いしい」の実現をめざします。

## 2 計画の位置付け

平成 23 年（2011 年）の地方自治法改正により、市町村における基本構想の策定義務は廃止され、地域の実情に応じた自主的な行政運営が求められるようになりました。本町では、「石井町総合発展計画に関する条例」に基づき、本計画を町政運営の最上位の計画として位置付け、行財政を通じて総合的にまちづくりを進めていきます。

近年、国では、デジタル技術を活用して暮らしや地域経済を支える「デジタル田園都市国家構想」や、行政や地域課題の解決にデジタルを生かす「地方創生 DX」の推進が進められています。また、令和 32 年（2050 年）に温室効果ガスの排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」や、生活と産業の転換を進める取組、持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（ウェルビーイング）を実現できる社会を目指す「Society5.0」の実現などが掲げられており、地域の特性を活かし、本町が抱える課題に対して力を集結させ、地域性・実効性のあるまちづくりを進めることが求められています。地域の伝統と文化、魅力を次世代へとつないでいくためにも、本町が有する資源を最大限に活用することが必要です。

## 3 計画の性格と方針

### 計画の特徴

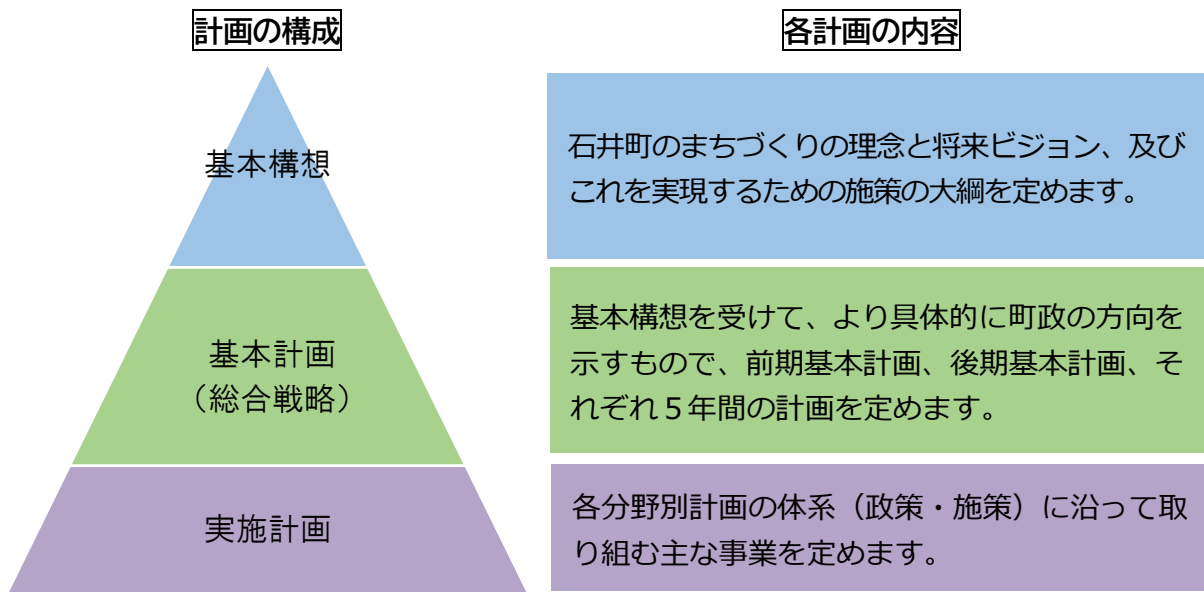
本計画は、本町における行政運営を図るための最上位計画であり、様々な分野の政策の基本指針となるものです。石井町が目指す将来の姿を掲げ、その実現に向けた取り組みの方向性を明確にし、選択と集中による中長期的な地域経営の視点を取り入れ、まちの魅力を高める計画とします。

### 計画の方針

- (1) 時代の潮流に応じた、「選択と集中」による柔軟で戦略的な計画  
施策の優先度を重視しながら、時代の変化によって生じた新たな課題に、的確かつ柔軟に対応することができる計画とします。
- (2) 地域性・独自性のある計画  
本町がこれまでにはぐくんできた歴史・文化を活かすとともに、これからの展望を盛り込んだ、ほかにない独自性のある計画とします。
- (3) 人口ビジョン・総合戦略との整合性を図った計画  
人口減少社会や地域経済の縮小に対応するため、「石井町人口ビジョン」及び「石井町総合戦略」との整合性を図った計画とします。

## 4 計画の構成と期間

本計画は、本町のまちづくり全体における指針を示すとともに、人口減少対策や地方創生の方向性を示す「第3期総合戦略」の両計画を記載したものとなります。本計画は「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成されており、そのうち「基本計画」を「第3期総合戦略」としても位置づけます。



「基本構想」「基本計画」「実施計画」の役割に応じた計画期間を下記のように定め、第五次石井町総合発展計画に掲げる将来像の実現に向けて着実な推進を図ります。

期間	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年
基本構想	第五次基本構想					第六次基本構想				
基本計画	後期計画（第3期総合戦略）					前期計画（第4期総合戦略）				
実施計画	[Implementation Plan Periods: Multiple overlapping bars from year 8 to 17]									

## 5 策定体制

---

### 石井町総合発展計画策定審議会

総合発展計画の策定において、計画の基本となるべき事項、実施に関して必要な事項など、重要事項に対して審議するとともに、石井町総合発展計画策定委員会で調整した計画案について審議しました。

### 石井町総合発展計画策定委員会【石井町政審議会】

総合発展計画の策定にあたり、庁内の意思決定を図るため、石井町政審議会において計画策定について審議しました。

### 町長ヒアリングの実施

「第五次石井町総合発展計画（後期基本計画）」の策定に向け、町の目指すべき方向性や重点項目について、町長ヒアリングを実施しました。

### 庁内ヒアリング

「第五次石井町総合発展計画（後期基本計画）」の策定に向け、前期基本計画の内部検証を図るため、庁内ヒアリングを実施しました。

### 住民アンケート調査

住民の意識を反映する機会として、住民アンケート調査を実施しました。現行計画の施策についての満足度や重要度などをうかがい、住民視点の評価を把握しました。

### ワークショップ

将来の石井町を担う住民（中学生）を対象にワークショップを開催し、本町における課題や要望などの意見を把握しました。

### パブリックコメント

計画の素案に対する住民意見を把握する機会として、パブリックコメントを実施しました。

## 第2章 町を取り巻く社会潮流とまちづくりの方向性

### 1 人口減少と人口構造の変化

---

わが国では、平成20年(2008年)頃を境に人口減少が進み、令和7年(2025年)には、団塊の世代がすべて後期高齢者となり、わが国の高齢化率は一段と上昇する段階に入りました。生産年齢人口の減少は、地域産業や地域活動を担う人材の不足につながり、地域の活力が弱まることが懸念されます。

この状況に対し、国は地方創生を継続的に推進し、地域資源の価値を再認識しながら、移住・定住の促進、関係人口や交流人口の拡大、働く場づくりなどを進めています。

人口減少を完全に止めることは困難であるものの、地域の特性を生かし、住み続けたいと思える地域環境を整えることで、減少の速度を緩和し、持続的な地域社会の形成を図ることが求められています。

### 2 人生100年時代を見据えた社会整備

---

長寿化が進む中で、単に長く生きるのではなく、健康に生活し、役割を持ち続けられる社会づくりが重要です。令和元年(2019年)以降、国は全世代型社会保障の構築を進めており、若者、子育て世帯、働く世代、高齢者が、それぞれの段階に応じて必要な支援を受けながら生活できる体制が求められています。

疾病や介護の予防、学び直しや就労の機会づくり、地域活動への参加促進など、一人ひとりが生きがいを持ち続けられる環境整備が進められています。こうした取り組みにより、年齢にかかわらず誰もが活躍できる地域社会の実現を目指すことが重要です。

### 3 地域共生社会の実現

---

少子高齢化や家族形態の変化が進む中で、住み慣れた地域で生活を続けるためには、医療、介護、福祉、保健が連携した支援体制が必要となります。国では、地域包括ケアの推進により、必要な支援を地域で完結できる仕組みづくりが進められています。

また、障がいの有無、国籍、性自認や性的指向などにかかわらず、誰もが尊重される地域づくりが求められています。虐待防止や相談支援、地域住民の交流機会の確保など、身近な生活の場における支え合いの仕組みを強めることで、互いに助け合いながら暮らせる地域共生社会の実現が目指されています。

## 4 働き方と産業構造の変化

---

情報通信技術の発展により、働き方や働く場所の選択肢が広がっています。新型コロナウイルス感染症（令和2年〈2020年〉以降）の影響を受け、テレワークやオンライン会議など、時間や場所に縛られない働き方が広がり、仕事の進め方が大きく変化しました。一方で、中小企業や地域の産業では、人手不足や後継者不足が続いており、若者や女性、高齢者が能力を発揮できる環境づくりが重要となります。

また、専門性を持つ人材の育成や人材を地域に呼び込む取り組みが求められています。生産性の向上と多様な働き方への対応が、地域経済の活力維持に必要です。

## 5 デジタル化と脱炭素への転換

---

国は、暮らしや行政サービスの利便性を高めるため、「デジタル田園都市国家構想」や行政・地域運営のデジタル化（地方創生DX）を推進しています。オンラインでの手続きや情報共有、データ活用などにより、生活の質の向上や業務の効率化を図る動きが広がっています。

また、令和32年（2050年）に温室効果ガス排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」を目標に、再生可能エネルギーの活用、公共施設の省エネルギー化、災害に強いまちづくりが重要です。デジタル化と脱炭素化は、地域の持続性を確保する上で不可欠な取り組みです。

## 6 安全・安心のまちづくり

---

平成23年（2011年）の東日本大震災、令和6年（2024年）の能登半島地震をはじめ、地震や風水害などの自然災害は全国で発生しています。災害から人命と暮らしを守るため、防災・減災の視点に基づく備えが重要です。避難体制や情報伝達、地域での助け合いの仕組みなど、平時からの準備が求められます。

また、感染症、食品や生活の安全、犯罪や事故の防止など、日常に関わる不安への対応も必要です。多様な危機に備え、住民と行政が協力して安全で安心できる地域環境を整えることが求められています。

## 第3章 地域特性

### 1 位置・自然

---

本町は吉野川流域の下流南岸に広がる平野一帯に位置し、県都・徳島市と隣接しています。東西約6km、南北約5.5kmのほぼ正方形をしており、町域面積は28.85km<sup>2</sup>です。町の東は徳島市に接するほか、西は吉野川市に、南は四国山脈の前山支脈の分水嶺を境として徳島市、名西郡神山町に、また、北は吉野川を挟んで板野郡上板町にそれぞれ接しています。町の中央には吉野川に注ぐ飯尾川が湾曲しながら東流するほか、町内には渡内川、江川、神宮入江川などの河川が流れており、水に恵まれた地形を活かし、広大で豊かな田園地帯が形成されています。また、町域の西から東に向かって緩やかな下降斜度（標高5～12m）を描く平坦な地勢です。

こうした恵まれた自然環境と温暖な気候に加え、徳島市の中心部から10kmという立地条件を背景に、ベッドタウンとしての機能が高まり、町内東部を中心に宅地開発が進んでいます。

## 2 歴史・文化

昭和30年(1955年)3月31日に、旧石井町、浦庄村、高原村、藍畑村、高川原村の1町4村が合併し、現在の石井町となりました。

この地は、古くは弥生時代から栄えてきたといわれ、早くから多くの寺院が建立されていることから、この地が阿波の政治・文化の中心であったことがうかがえます。そうした寺院のひとつに本町の歴史を象徴する文化財である童学寺があります。飛鳥時代に高僧行基が創建したという童学寺は、奈良時代末期に幼少の空海がこの寺で学び「いろは四十八文字」を創作したと伝えられ、寺号「童学寺」の由来ともなっています。

そのほか、奈良時代に聖武天皇の発願により全国に建立された官寺のひとつ、阿波国分尼寺跡(国指定史跡)や、古代豪族の氏寺跡とされる石井廃寺など、古い歴史を示す寺社・寺跡が点在しています。

また、町の北辺を画する吉野川は、かつてはその氾濫により流域に暮らす人々を苦しめましたが、その一方で氾濫により運ばれた沃土は、石井町を彩る青色のひとつである「藍」をはぐくみ、特に需要の高まった戦国期には阿波藍として徳島藩の藍作奨励を経て藍商たちに莫大な富をもたらしました。町内に今も残る田中家住宅や武知家住宅は、そうした藍商の住宅です。

石井町を彩るもうひとつの青色は、町の南辺を画する四国山脈を産地とする「阿波の青石」です。良質の緑泥片岩である青石は、古くは古墳時代より様々な活用されてきました。石川神社境内にある市楽の板碑群(県指定有形文化財)もそのひとつで、最古のものには弘安8年(1285年)の銘があります。

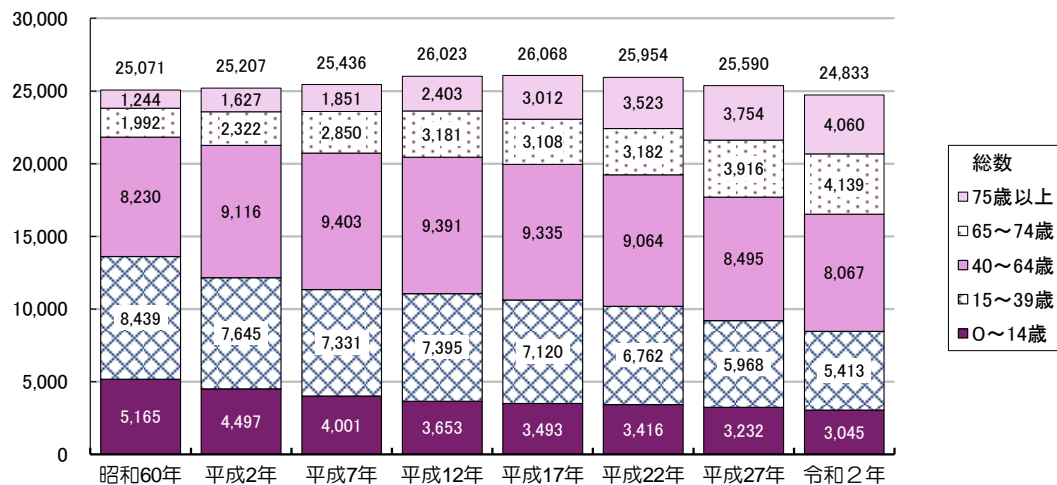
石の文化財としては、このほかに桜間の石碑があります。鎌倉後期の私撰和歌集である夫木和歌抄において「鏡とも見るべきものを春くればちりのみかかる桜間の池」と称えられた美しい池がかつてあったとされており、それを惜しんだ阿波藩主蜂須賀齊昌の命により、文政11年(1828年)、海部郡由岐浦の海中砂岩の巨石を運び、その景勝を記念する石碑としたものです。

### 3 年齢5区分別人口と人口構成比

本町の人口は平成17年(2005年)の26,068人をピークに減少に転じ、令和2年(2020年)には24,833人となっています。人口構成は、40歳未満人口において減少傾向、65歳以上人口では増加傾向となっており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

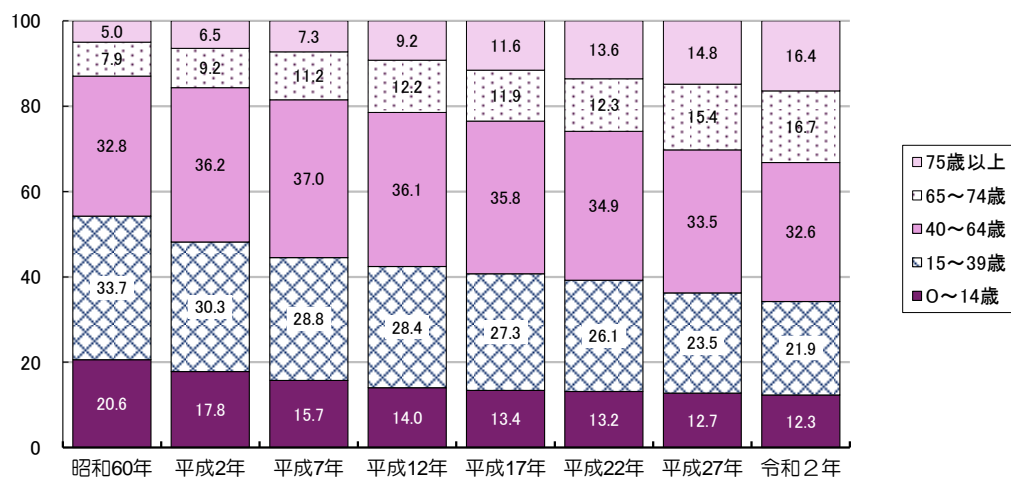
高齢化率については昭和60年(1985年)で12.9%と高齢化社会の状態にありましたが、平成12年(2000年)には21.4%となり超高齢社会へと突入し、令和2年(2020年)では33.1%となっています。

#### ■年齢5区分別人口の推移



資料：国勢調査

#### ■年齢5区分別人口比率の推移

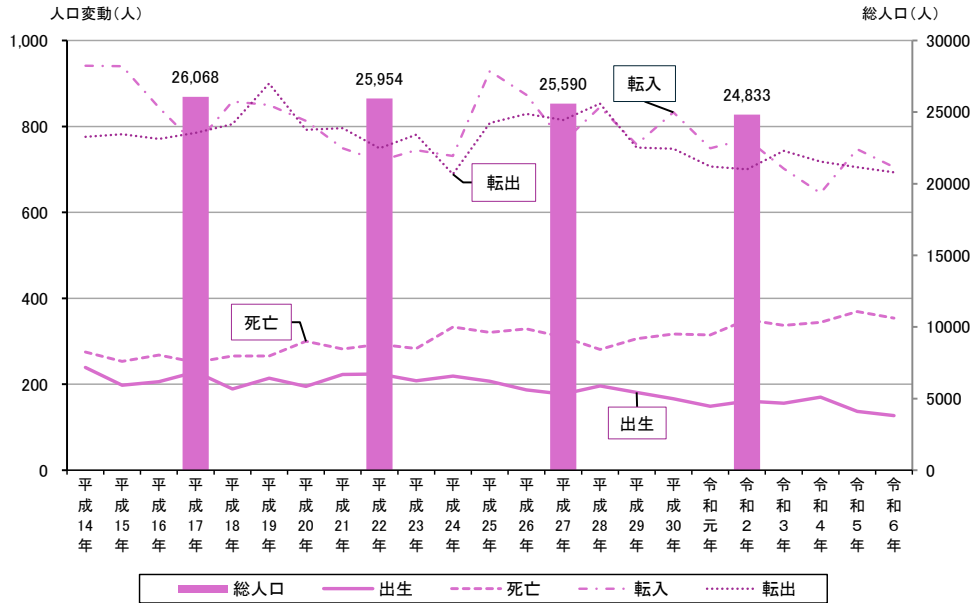


資料：国勢調査

## 4 自然増減と社会増減

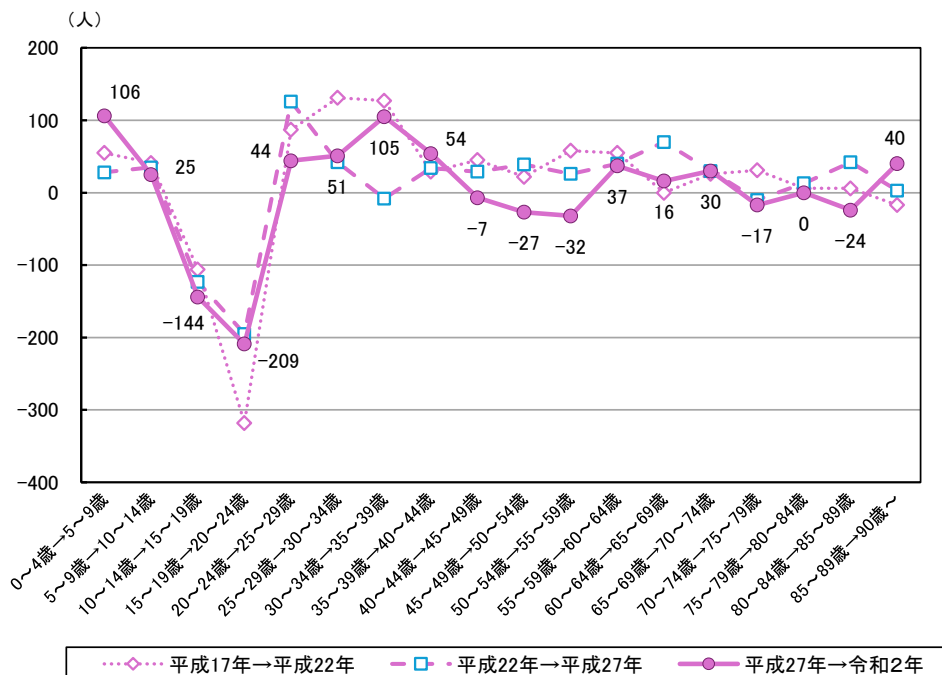
自然動態についてみると、平成12年（2000年）以降死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態が続いています。社会動態については、転入者数が転出者数を上回る社会増の年が多くなっています。

### ■出生・死亡・転入・転出の推移



資料：国勢調査

### ■年齢別純移動数の推移（転入・転出者数）

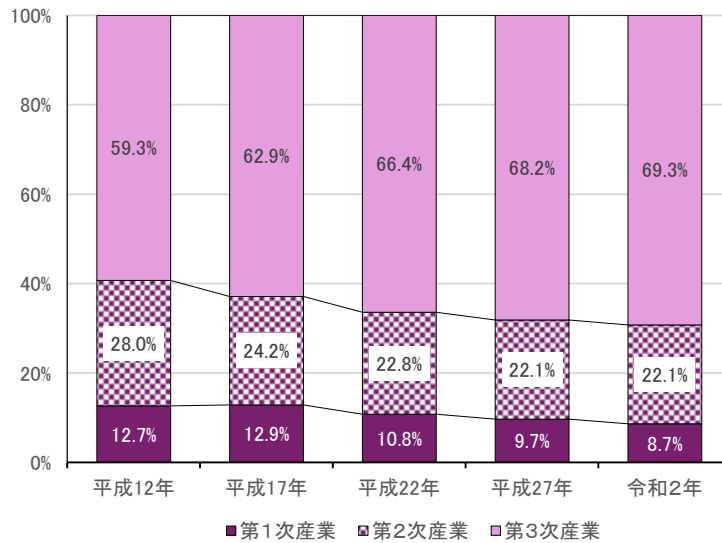


資料：国勢調査

## 5 産業の状況

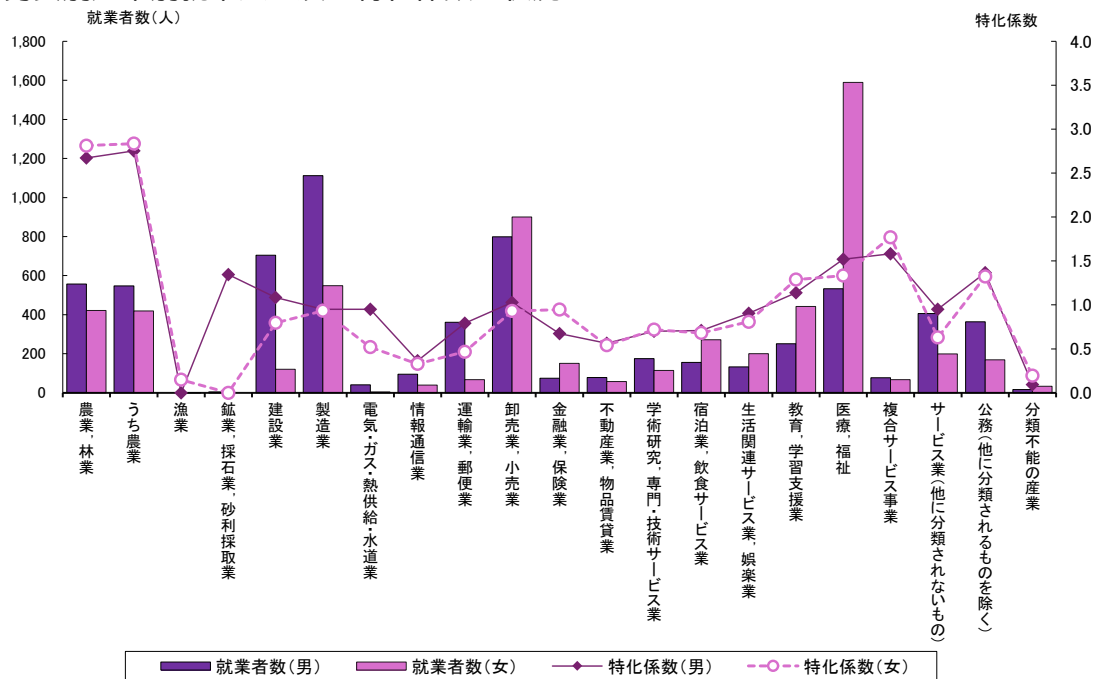
産業別就業人口割合は、いずれの年も3次産業が最も高く、年々増加傾向となっている一方、1次産業、2次産業は減少傾向となっています。男女別の就業者数は、男性では製造業が最も多く、女性では医療・福祉が最も多くなっています。特化係数についてみると、農業が男女ともに高くなっており、本町の主幹産業といえます。

### ■産業別就業人口割合



資料：国勢調査

### ■男女別産業別就業人口及び特化係数の状況



資料：国勢調査(令和2年)

## 6 住民意識

本計画の策定にあたって、本町内在住の15歳以上の住民を対象とするアンケート調査を実施しました。

実施時期 令和7年7月10日(木)～7月31日(木)

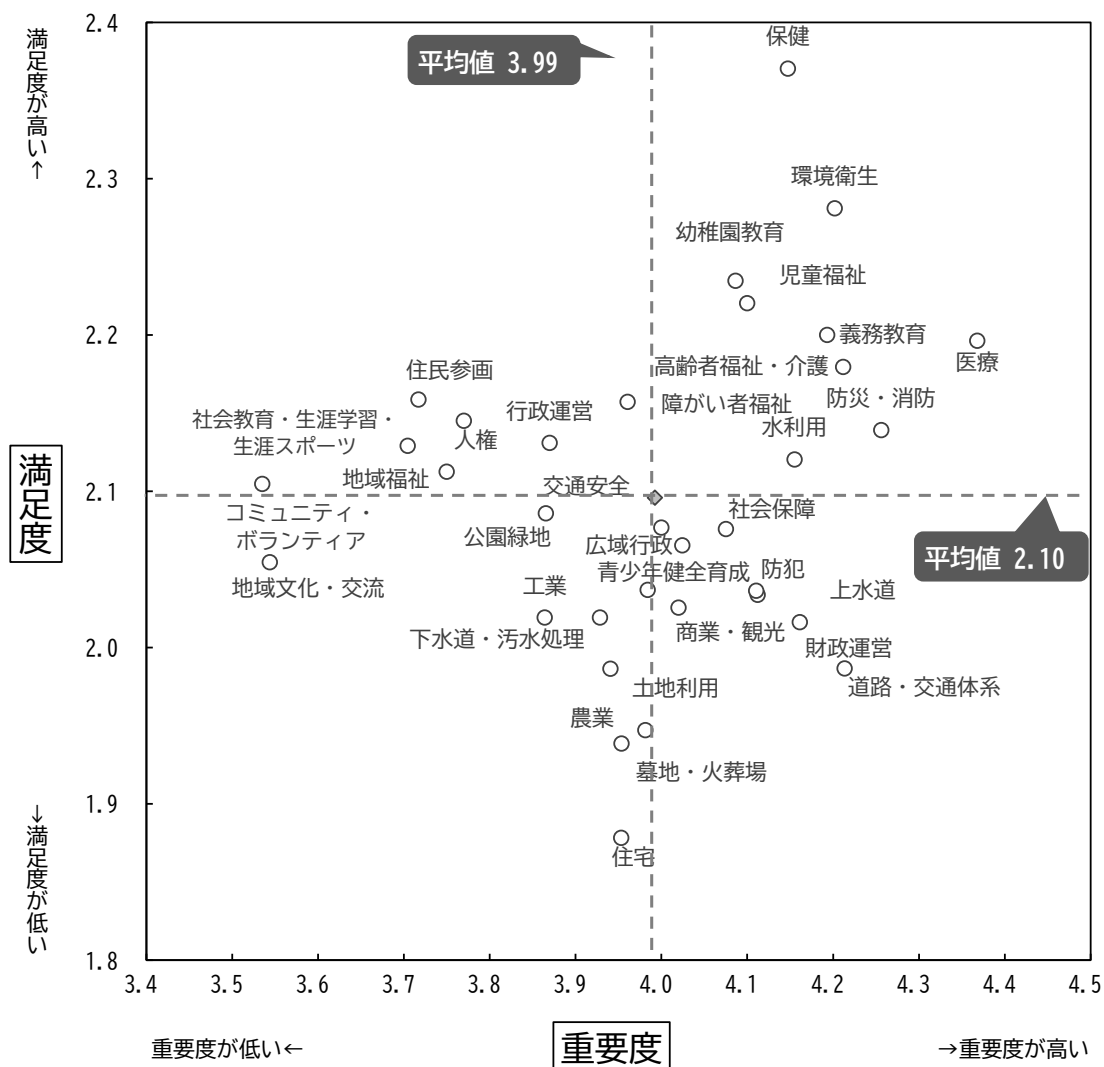
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
合計	2,000件	810件	40.5%

### まちづくりの住民評価

本町のまちづくりの施策(分野)について、満足度や重要度の評価をいただきました。

分野	項目	満足度	重要度	分野	項目	満足度	重要度
互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり	保健	2.37	4.15	自然と調和した安全・安心な環境都市	上水道	2.02	4.16
	医療	2.20	4.37		下水道・汚水処理	2.03	4.02
	障がい者福祉	2.16	3.96		墓地・火葬場	1.94	3.95
	高齢者福祉・介護	2.18	4.21		防災・消防	2.14	4.26
	地域福祉	2.13	3.70		防犯	2.04	4.11
	社会教育・生涯学習・生涯スポーツ	2.11	3.75		交通安全	2.08	4.00
	地域文化・交流	2.10	3.54		環境衛生	2.28	4.20
	青少年健全育成	2.03	4.11		公園緑地	2.09	3.87
	人権	2.15	3.77		住民とともにつくる協働のまちづくり	農業	1.95
	社会保障	2.08	4.08	工業		2.02	3.86
	児童福祉	2.23	4.09	商業・観光		2.02	3.93
	幼稚園教育	2.22	4.10	住民参画		2.16	3.72
	義務教育	2.20	4.19	コミュニティ・ボランティア		2.05	3.54
	安全・安心な環境都市 自然と調和した	土地利用	1.99	3.94		行政運営	2.13
		水利用	2.12	4.15	財政運営	2.04	3.98
道路・交通体系		1.99	4.21	広域行政	2.07	4.02	
住宅		1.88	3.95	平均値	2.10	3.99	

◎満足度と重要度の相関



満足度が高く、重要度も高い施策では、〔環境衛生〕〔医療〕〔保健〕などの項目が上位にあがっています。

一方、満足度が低く、重要度が高い施策では、〔道路・交通体系〕〔上水道〕〔青少年健全育成〕などの項目が上位にあがっています。

## 7 ワークショップ

計画策定にあたり、これからの町を担う若い方の意見を取り入れるため、中学生を対象とした「ワールド・カフェ」方式によるワークショップを開催し、「自分が20～30歳の大人になったときに石井町にあったら良いなと思うこと」について様々な意見をいただきました。

■開催日時 令和7年8月27日（水）10：00～12：00

■開催場所 石井町役場2階大会議室

■参加者数 21人（石井中学校生徒：12人、高浦中学校生徒：9人）

### ワークショップテーマ

～自分が20～30歳の大人になったときに石井町にあったら良いなと思うこと～

上記のテーマについて、以下の3つの視点から語り合っていました。

#### しごと・お店・会社 どのような会社、職種や働き方があればよいか？

「〇〇の仕事がしたい」「〇〇な場所で働いてみたい」「〇〇時には帰りたい」など、石井町にあったらいいなと思うお店や会社、働き方について、ご意見をいただきました。

#### まちの魅力・遊び場 町内外の人が喜ぶ場所や体験ってどんなものがあればよいか？

「〇〇で勉強ができる」「〇〇の体験ができる」「〇〇な遊び場がある」など、石井町にあったらいいなと思う学びや遊び、体験の希望について、ご意見をいただきました。

#### 暮らし(生活) 毎日の生活していく中であったら良いと思うものはなにか？

「〇〇が不足している」「〇〇がない」「〇〇がもっと増えたほうがいい」など、石井町にあったらいいなと思う、モノ・サービス全般の希望について、ご意見をいただきました。

## 全体意見まとめ

### ■しごと・お店・会社

#### 全体意見まとめ(頻出 TOP3)

**第1位：娯楽・レジャー施設系（映画館・遊園地・水族館・ラウンドワンなど）**

**出現例：**

映画館（圧倒的多数）/遊園地/テーマパーク/スポッチャ/ラウンドワン/ボーリング場水族館/動物園/プール/スタジアム/ライブ会場・音楽ホール

**第2位：ショッピング・商業系（大型モール・コストコ・IKEA など）**

**出現例：**

大型ショッピングモール（イオン・ゆめタウン・フジグラン・アウトレットなど）  
コストコ/IKEA/ドン・キホーテ/商店街/スポーツ用品店/手芸店/文房具屋  
楽器店/本屋/服屋/スタジアム/ライブ会場・音楽ホール

**第3位：交流・憩い・自由活動系（カフェ・フリースペース・公園など）**

**出現例：**

カフェ/ドッグカフェ・ねこカフェ/スイーツの店/お好み焼き屋  
フリースペース/予約制ホール/レンタルスペース/自習できる所  
公園（遊具あり）/ダンススタジオ/体育館貸出

### ■まちの魅力・遊び場

#### 全体意見まとめ(頻出 TOP3)

**第1位：娯楽・レジャー施設系（遊園地・映画館・ラウンドワン・水族館など）**

**出現例：**

遊園地/テーマパーク/映画館/ラウンドワン（スポッチャ）/ボーリング場  
/カラオケ/ゲームセンター/水族館/スケート場/プール（ウォータースライダー付き）/屋内遊園地

**第2位：ショッピング・商業系（大型モール・コストコ・IKEA など）**

**出現例：**

広い公園/水場のある公園/道の駅+公園/川沿いのあずまや/夜景が見える  
展望台/藤の花関連施設（資料館など）

**第3位：交流・憩い・自由活動系（カフェ・フリースペース・公園など）**

**出現例：**

広い公園/水場のある公園/道の駅+公園/川沿いのあずまや/夜景が見える  
展望台/藤の花関連施設（資料館など）

## ■暮らし（生活）

### 全体意見まとめ(頻出 TOP3)

#### 第1位：生活インフラ・環境整備（道路・街灯・ごみ・防犯など）

##### 出現例：

道路の整備・舗装／街灯の設置／ごみ出し・ごみ袋の改善／野焼き禁止／防犯設備／道の草刈りボランティア／川のごみ拾い／有人駅化

#### 第2位：教育・学校環境の充実（体育館の冷房・校則見直しなど）

##### 出現例：

体育館のクーラー／冷房設置（多数）／制服やカバンの自由化／校則見直し／学校設備の改善／遊具の増設／生理用品設置／日傘・バイト許可

#### 第3位：交通・移動手段の充実

##### 出現例：

公共交通の充実／バスや汽车の本数増加／自転車・スクーターのレンタル／気軽に移動できる乗用車運行／道路整備・高速道路整備

中学生から出された意見を総合すると、中学生は「にぎわい」と「居場所」、そして「暮らしやすさ」が両立したまちを石井町の将来像として望んでいます。

単に施設の整備だけでなく、誰もが気軽に集い、過ごしやすく、地域に愛着を持てるような関係づくりが重要です。



## 8 計画の進捗評価

### 基本目標1 互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり

<p>主な成果と課題</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育や給食費無償化、多子世帯支援の拡充などにより、子育て世帯の負担軽減が進んだ。</li> <li>・認定こども園や子育てサークル、相談支援の場など、家庭と地域がつながる場づくりに取り組んだ。</li> <li>・生涯学習の機会が確保され、地域住民が学び・交流する機会が維持された。</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育ニーズの増加に対応するため、老朽化施設の更新や保育人材の確保が求められる。</li> <li>・子育て支援が届きにくい家庭への働きかけ（アウトリーチ）の強化が必要である。</li> <li>・生涯学習や地域活動では、参加者の固定化がみられ、若い世代の参画が進みにくい。</li> </ul>
----------------	--	---

### 基本目標2 自然と調和した安全・安心な環境都市

<p>主な成果と課題</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災に関する計画や訓練など、災害への備えに向けた体制整備が進んだ。</li> <li>・上水道や道路などの生活基盤の維持管理が計画的に進められた。</li> <li>・ごみ減量や環境保全に向けた啓発活動が継続された。</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した公共施設やインフラの更新には、継続的な費用確保と優先順位づけが必要である。</li> <li>・水害や地震などの災害時における避難支援や要配慮者対応を一層強化する必要がある。</li> <li>・生活交通手段が限定される地域があり、移動が困難な住民への支援が求められる。</li> </ul>
----------------	---	---

### 基本目標3 住民とともにつくる協働のまちづくり

<p>主な成果と課題</p>	<p>【成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「人・農地プラン」策定や地元特産品のPRなど、地域資源を活かした取り組みが進められた。</li> <li>・地域内の関係機関や団体と連携し、地域活動や地場産業の継続を支援した。</li> </ul>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業分野において、気候変動の影響や担い手不足が深刻化しており、安定した生産体制の構築が求められる。</li> <li>・高齢化の進行により関係機関や団体の人材が減少し、地域内の連携や活動の維持が難しくなっているため、住民による自主的な地域活動を継続できるよう、支援体制や人材育成の強化が求められる。</li> </ul>
----------------	---	--

## 9 課題の整理

石井町では、これまで保健・福祉・子育て支援、教育、生涯学習など、人を中心とした地域づくりを進めてきました。延長保育や幼保の給食費無償化、多子世帯支援の拡充などにより、子育て世帯の負担軽減は着実に進んでいます。また、生涯学習や子育てサークルなど、住民が地域と関わり、学び合う場も維持されています。

しかし、人口減少と高齢化の進行は、町の生活基盤や支え合いの体制に影響を及ぼしており、保育や福祉の担い手不足、支援が届きにくい家庭への働きかけ、若い世代の地域参加の促進など、地域社会の持続に向けた課題が見られます。

子育て支援体制の充実に加えて、地域の中で住民同士が支え合える環境づくりをさらに進めていく必要があります。

自然災害への備えや公共施設・生活基盤の維持管理については、防災訓練や計画的な整備により一定の進捗がみられます。一方で、公共施設や上下水道、道路などのインフラは老朽化が進んでおり、更新や機能改善に向けた財源確保と優先順位の検討が求められます。さらに、気候変動に伴う災害リスクの高まりを踏まえ、避難支援や要配慮者支援など、地域全体で防災力を高める取り組みが必要です。生活交通や移動手段に地域差があることも課題であり、すべての住民が安心して暮らせる生活環境を維持・改善していくことが重要です。

地域産業では、特産品の振興や販路開拓、地域計画の策定など、地域資源を活かした取り組みが進められています。一方で、農業分野では、生産者の高齢化や後継者不足、気候変動に伴う生産環境の変化など、将来の産業を支える人材の確保が大きな課題となっています。また、地域活動や協働の取り組みにおいても、高齢化により人材が減少し、連携体制や活動基盤を持続していくことが難しくなっている状況がみられます。

今後は、町内外の連携も含めて、住民・団体・事業者・行政が役割を補い合いながら、地域経済と地域コミュニティを支える体制を整備していく必要があります。



## 第2部 基本構想

- まちづくりの基本姿勢
- まちづくりの大綱

## 第1章 まちづくりの基本姿勢

### 1 将来ビジョン

# 太陽と緑の環境都市 いい

#### 【将来ビジョンに込めた願い】

本町では、自然と調和した「太陽と緑の環境都市 いい」を将来ビジョンとして掲げ、徳島市近郊の恵まれた立地を活かした良好な住環境の整備を図るとともに、「人とのつながり」「地域とのつながり」「町とのつながり」「明日とのつながり」を大切にしまちづくりを推進してきました。

これからのまちづくりにおいて、本町で暮らすすべての人が、日々の暮らしの中で幸せや楽しさを実感するためには、住み続けたいまちとして本町に愛着を持っていただくことが重要となります。

少子高齢化が進み、多様なライフスタイルを送る人が増えたことで地域のつながりが弱くなっている状況がみられます。時代に即したコミュニティの再構築を図り、住民の誰もがそれぞれの居場所を持てる環境づくりを推進することが大切です。

また、本町が持続可能な発展を遂げ、活気あるまちづくりを推進するために、環境に配慮したまちづくりを推進し、本町が持つ自然の豊かさを次世代に引き継ぐことができるよう、一つひとつ取り組みを推進していきます。

本町が「住みたいまち」「住み続けたいまち」そして「訪れたいまち」となるためには、快適に、かつ、安全に安心して暮らせるまちであることが重要となります。

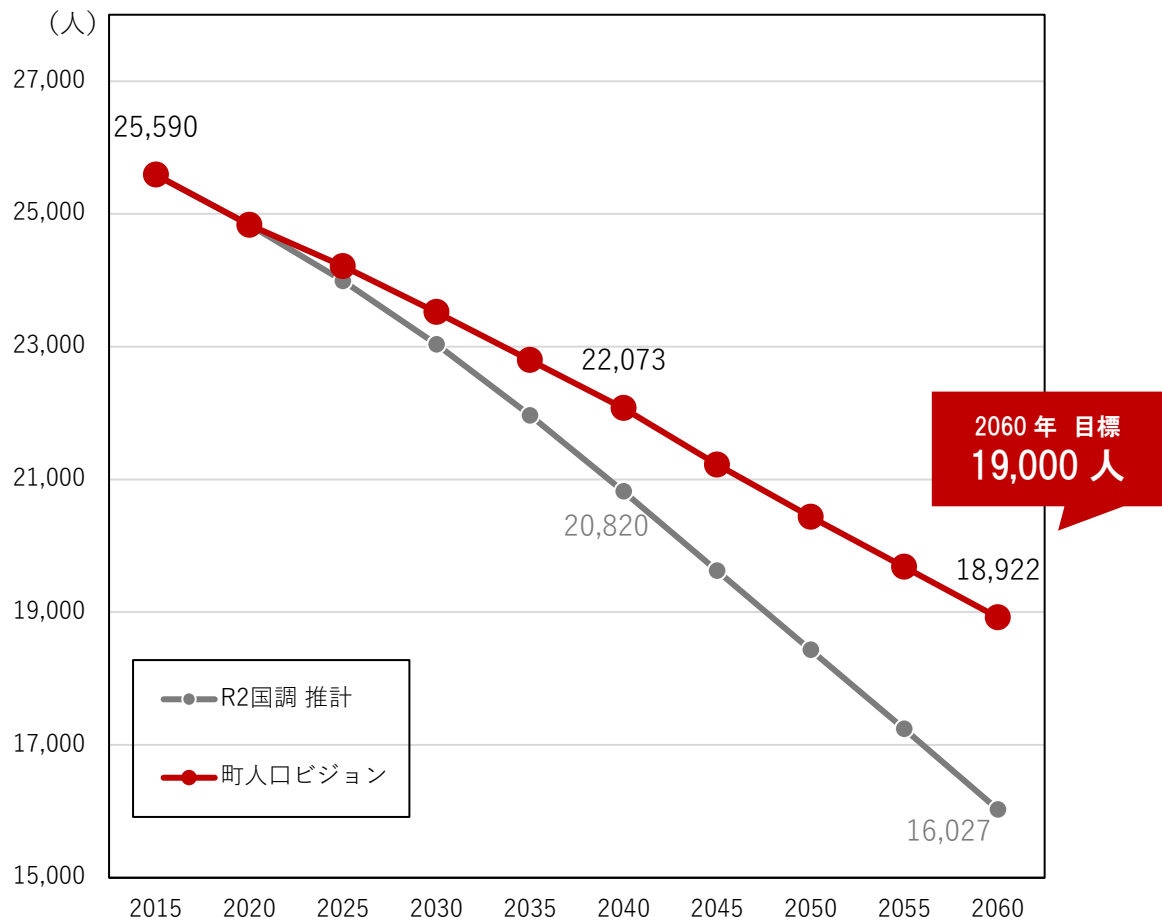
本町が誇る豊かな自然や人のやさしさ等のまちの魅力を最大限に伸ばし、先人より受け継がれた自然や歴史を大切に守り、活かすとともに、ストレスのない快適な生活を営むことができる都市機能の充実を目指します。

本町に住んでいる人も訪れた人も、誰もが笑顔になれる、人にやさしいまち、人にやさしくなれるまちであり続けることを願い、未来が明るいまちづくりを推進します。

## 2 目標人口（人口ビジョン）

将来人口は、生活基盤の整備や雇用機会の創出、教育機関の提供等の面で、将来のまちの規模を示す指標となるものです。

本計画における目標人口（人口ビジョン）は、令和42年（2060年）に19,000人程度の維持を目指します。



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

## 第2章 まちづくりの大綱

### 1 重点目標

本計画は町の最上位計画としてまちづくりの方向性を示すものです。人口ビジョンや総合戦略との整合を図り、総合戦略の目標を重点目標として、人口減少対策とまちの活力向上に向けた取り組みを進めます。

#### 重点目標1

##### 子どもを産み育てやすい環境と移住・定住の促進

本町ならではの充実した子育て環境に磨きをかけ、子どもとその家族、地域が輝く取り組みを推進します。また、本町が全国から選ばれる町であるために、恵まれた自然環境を活かしたまちづくりを推進するとともに、移住希望者や住宅取得希望者の負担軽減を図り、移住・定住を促進します。

#### 主な取り組み

1. 子育て支援の充実
2. 教育の充実
3. 移住・定住支援

#### 重点目標2

##### 暮らしやすい生活環境の形成

住民がいつまでも健康で生活を営むことができ、安全で安心した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉などの各分野の充実を図るとともに、利便性の高い道路環境の整備や地域の持続的発展を目指し、近隣自治体との連携を強化します。

#### 主な取り組み

1. 地域基盤の整備
2. 安心・安全の確保
3. 地域コミュニティの形成
4. デジタルによる利便性の向上

#### 重点目標3

##### 産業の振興と雇用の場の創出

本町の恵まれた地域資源を活用し、付加価値の高い農作物の生産、加工販売を促進するとともに、企業誘致や起業・創業支援を通して新産業の創出を促し、魅力のある“しごとづくり”を推進し、町の活力のさらなる向上に努めます。

#### 主な取り組み

1. 新産業の創出
2. 地域産業力の強化
3. 観光・交流産業の振興
4. 人材の確保・育成

※本章で示した重点目標に対応する具体的な取組内容や指標については、第4部「総合戦略」において詳細に示します。

## 2 基本目標

### 基本目標1 互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり

少子高齢化が進む中で、本町においても住民同士の人間関係の希薄化が進み、認知症高齢者や一人暮らし高齢者、支援者自身の高齢化など、支援を必要とする人が増えています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、住民一人ひとりの「住み続けたい」という思いを実現することが重要です。また、心身の健康だけでなく、社会とのつながりや生活の満足を含めた、心と体、社会的な面のすべてが満たされた状態であることを指すウェルビーイングの実現を目指します。

子どもはこれからの社会を担う大切な地域の宝です。本町が持続的に発展するために、若い世代が結婚し子どもを育てたいと思える環境づくりや、子育てのしやすさを高める取り組みを進めます。さらに、交流や地域活動に参加しやすい仕組みを整え、年齢に関わらず誰もが役割を持ち、生きがいを感じながら暮らせる地域づくりを進めます。医療や介護体制の充実に加え、地域で支え合う仕組みを整え、すべての住民がともに暮らせる地域社会をめざします。

### 基本目標2 自然と調和した安全・安心な環境都市

本町は豊かな自然に恵まれ、災害が少ない地域ですが、近年は異常気象による水害や南海トラフ地震が懸念され、防災・減災の取り組みがより重要となっています。住民の生命や財産を守るため、防災・防犯体制の充実を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

また、町内外の移動を円滑にする交通基盤や、快適な住環境の整備を進めることが重要です。環境に負担をかけない生活様式や循環型の暮らし（GX）の考え方を取り入れながら、自然を守りながら暮らせる地域を目指します。省エネルギーへの配慮や、ごみを減らす生活、自然の恵みを活かしたまちづくりを進め、人と自然が共に生きるまちを実現します。

### 基本目標3 住民とともにつくる協働のまちづくり

働く場所を増やし、仕事にやりがいを感じられるまちとするため、企業誘致や新しい仕事づくりを支援し、農業や商工業、地場産業の継承と活性化を進めます。自然や歴史をいかした観光振興にも取り組み、地域の魅力を広げていきます。

人口減少やニーズの多様化に対応するためには、行政の仕組みを効率的なものにしていくことが求められます。そのため、デジタルの力を活用し、手続きの負担を軽くしたり、必要な情報により簡単にアクセスできるようにするなど、日常生活と行政運営の両面で「くらしの便利さ」を高めます。また、公共施設の適切な維持や職員の能力向上を進め、持続可能な行政運営を行います。

これらを進めるうえでは、県や周辺自治体とも役割を分担しながら、広域的な課題の解決に取り組むことが重要です。

住民、事業者、行政が力を合わせて、共にまちをつくる体制を整えます。

### 3 計画体系図

将来ビジョン	総合戦略	基本目標	基本施策	施策分野群の目標	施策分野
太陽と緑の環境都市 いしい	<b>【基本姿勢】</b> 住みたい、住み続けたい 選ばれるまち 石井町の実現  <b>【重点目標】</b> ① 子どもを産み育てやすい環境と移住・定住の促進 ② 暮らしやすい生活環境の形成 ③ 産業の振興と雇用の場の創出	① 互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり	1-1	健康的な暮らしの推進	●保健 ●医療
			1-2	高齢者・障がい者福祉の充実	●障がい者福祉 ●高齢者福祉・介護
			1-3	地域の支え合いの推進	●地域福祉 ●社会教育・生涯学習・生涯スポーツ ●地域文化・交流 ●青少年健全育成 ●人権 ●社会保障
			1-4	子育て環境と教育の充実	●児童福祉 ●幼稚園教育 ●義務教育
		② 自然と調和した安全・安心な環境都市	2-1	安全で快適な生活環境の確保	●土地利用 ●水利用 ●道路・交通体系
			2-2	安心した暮らしの実現	●住宅 ●上水道 ●下水道・汚水処理 ●墓地・火葬場
			2-3	安全・安心のまちづくり	●防災・消防 ●防犯 ●交通安全
			2-4	環境に配慮したまちづくり	●環境衛生 ●公園緑地
		③ 住民とともにつくる協働のまちづくり	3-1	地域産業の活力増進	●農業 ●工業 ●商業・観光
			3-2	協働と行政運営の推進	●住民参画 ●行政運営 ●財政運営
			3-3	広域行政の推進	●広域行政

## 第3部 基本計画

## 基本目標 1

互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり

# 1-1 健康的な暮らしの推進

## 1 保健

### ▶みらいの実現に向けた課題

- 子育て世代包括支援センター開設後、個別相談や産後ケアにより妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援してきましたが、令和7年（2025年）4月からこども家庭センターとなり、母子保健と児童福祉が一体的に支援する体制へ移行しました。利用者ニーズに応じた支援内容の充実が求められます。妊婦への経済支援や産後の育児不安の軽減、虐待予防対策の充実、乳幼児健診未受診者への対応など、ライフサイクルに応じた総合的支援をさらに進める必要があります。
- 特定健康診査受診者への糖尿病・高血圧など生活習慣病の重症化予防は一定の成果がみられました。今後も継続して支援できる体制整備が必要です。
- 特定健診結果から重症化予防対象者を抽出し個別指導を行ってきました。引き続き重症化予防と未受診者対策を強化する必要があります。
- がん検診は受診率が目標に届かず、受診しやすい環境整備と意識啓発を一層進める必要があります。
- 新たな感染症が発生した際には、住民への影響を最小限に抑えるため、迅速な情報提供と関係機関との緊密な連携が求められます。
- 健康管理システムにより予防接種や健診データを一元管理できるようになりましたが、マイナンバー制度を通じた情報連携の拡大に伴い、法改正やシステム標準化に適切に対応しつつ、セキュリティ確保を徹底することが課題です。

### ▶今後の方向性

- すべての住民が心身ともに健やかで、心豊かに生活できるまちであるために、母子、成人、高齢者のライフサイクルを通じた包括的な健康づくり対策を推進し、生活環境のより一層の向上を図ります。
- 住民の健康づくり意識を高め、健康づくり運動の充実を図るとともに、健康づくりボランティアの育成に取り組みます。

## **(1) 健康づくり活動の積極的な推進** 【担当課：健康増進課】

---

### ①健康づくりのための基盤整備

○地域住民が、主体的に参加できる保健活動の企画・立案と各種健康づくり活動の拠点となる保健センターの充実を図ります。

### ②健康づくりのための体制の整備

○地域住民の意見を反映した保健事業の展開を図るため、石井町健康づくり推進協議会等での総合的な連絡調整を行い、保健、医療、福祉、介護部門等の連携強化を目指します。

○地域に密着した健康づくり活動の推進を図るため、講演会、研修等の実施により、がん対策保健推進員、母子保健推進員の能力の向上を図ります。

### ③健康づくり意識の啓発

○「自分の健康は自分で守る」という健康づくり意識の啓発のため、イベントや各種広報活動の充実を図るとともに、健康づくり運動の充実・強化を図ります。

---

## **(2) 地域保健活動の充実** 【担当課：健康増進課】

---

### ①母子保健活動の充実

○妊娠期から就学前までの各種健診と個別フォローを通じて、継続した健康相談・健康診査を実施し、母子の健康保持増進を図ります。

○こども家庭センターを中心として、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を強化し、育児不安の軽減や母親の孤立防止、虐待予防につながる支援体制を整えます。

○保健・医療・福祉・教育など関係機関との連携を強化し、ライフサイクルに応じた母子保健対策を推進します。

○健康診査、保健指導、乳幼児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、健康教育、養育医療給付、不妊治療費助成などの支援を継続し、必要な家庭に適切に届けます。

○健康管理システムを活用し、健診記録等の一元管理を進めながら、きめ細かなサービス提供ができる環境整備を図ります。

---

---

## ②健康増進事業の充実

- 特定健康診査や各種がん検診の受診勧奨を強化し、受診率の向上に努めます。
- 健診結果に基づき、糖尿病腎症など生活習慣病の重症化予防対象者に対して、個別訪問や保健指導を行い、医療機関との連携や検診費用の補助とあわせて、住民の健康維持・増進を図ります。
- 定期的に健（検）診を受ける重要性や安心して受診できる環境について情報提供を行い、未受診者対策を強化します。
- 石井町国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、生活習慣病対策や対象者の疾患重症化予防を充実させるため、保健指導実施者の確保と人材育成を進めます。

## ③地域精神保健活動の充実

- 医療機関、徳島県精神保健福祉センター、保健所、本町の福祉部門と連携し、メンタルヘルス相談、精神障がい者の健康づくり支援、自殺予防啓発などを推進します。
- 講演会や相談支援を通じて、地域で取り組む精神保健体制の充実を図ります。

## ④予防対策の推進

- 定期予防接種について、接種勧奨と安全に接種できる環境整備に努め、乳幼児健診時には未接種の予防接種の接種勧奨を行います。
- 各種予防接種の対象者に対し、リーフレットやホームページ等を活用して周知を行い、実施医療機関との連携により、スムーズに接種できる体制を整えます。
- 新たな予防接種が制度化された場合には、速やかに周知を行い、円滑に実施できる体制を確保します。
- 新たな感染症が発生した場合には、感染拡大防止のための広報や備蓄物資の確保を進め、迅速な情報提供と予防体制の整備を行います。

## ⑤住民健康管理データベースの整備

- 個人情報の保護に配慮しながら、健診データを一元的・時系列的に把握し、効果的な保健事業の展開に活用します。
  - マイナンバー法に基づく情報提供ネットワークシステムと健康管理システムを連携させ、適切な情報提供体制を維持します。
-

▶数値目標

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
健康づくりボランティアの人数（がん対策保健推進員、母子保健推進員）	がん対策保健推進員 52人 母子保健推進員 20人	がん対策保健推進員 52人 母子保健推進員 18人	がん対策保健推進員 52人 母子保健推進員 20人
特定健診の受診率	39.4% (平成30年度)	41.6%	45%
胃がん検診の受診率	10.7%	7%	10%
肺がん検診の受診率	14.8%	10.6%	15%
大腸がん検診の受診率	12.6%	11.2%	15%
乳がん検診の受診率	16.1%	8.4%	10%
子宮がん検診の受診率	27.3%	11.4%	15%
講演会受講率（がん対策保健推進員、母子保健推進員）	33.3%	46.4%	50%

## 2 医療

### ▶みらいの実現に向けた課題

---

- 町の防災訓練において医療救護所開設訓練やトリアージ訓練を実施してきましたが、災害時の医療救護体制をより実効性のあるものにするため、関係機関との連携強化や体制の見直しが必要です。
- 災害時には医療資材が不足する可能性があるため、医薬品等を確保する備蓄体制の整備を進める必要があります。
- 発災時の住民の受診行動について、適切な受診方法や行動を周知することが課題です。
- 病院群輪番制や在宅当番医制により緊急医療体制を維持していますが、医療機関の人員不足や閉院の影響により、一医療機関への負担が増加しているため、県や医師会と協議しながら体制を安定化させる必要があります。

### 今後の方向性

---

- 住民が安心して暮らせるよう関係機関と連携し、地域医療の充実に取り組みます。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 医療体制の確立 【主担当課：健康増進課】

---

#### ①地域体制の確立

- 疾病等の状況に応じた適切な医療が受けられるようかかりつけ医機能の情報提供や普及啓発に取り組みます。
- 町の各種健診(検診)、保健事業を通じて、疾病の早期発見、治療につなげ必要に応じ、保健・医療・福祉の連携強化を図ります。

#### ②緊急医療体制の確立

- 休日及び夜間医療体制、救急医療体制の確保を図ります。

#### ③災害時保健活動のための環境整備

- 災害時保健活動を想定した医療救護体制の構築と環境整備、医療救護所開設・設置に必要な医療資機材の整備を行います。
  - 災害時保健衛生活動マニュアルを随時見直し、更新します。
-

## 1-2

# 高齢者・障がい者福祉の充実

## 1 障がい者福祉

### ▶みらいの実現に向けた課題

- 障がいのある人やその家族などが必要とする情報を的確に提供するため、様々な広報媒体を活用し、広報・啓発の充実を図る必要があります。
- 地域で切れ目のない支援を行うため、保健、医療、福祉、教育などの連携体制をさらに強化する必要があります。
- 意思や能力に応じた働き方を選べるよう、企業や学校等との協力による就労支援を拡充することが求められます。
- 成年後見制度の利用には偏りがあり、高齢者施策と連携した権利擁護の体制整備をさらに充実させる必要があります。
- 相談支援専門員の人員不足が見込まれ、計画相談に対応する体制の維持・強化が課題です。
- 在宅生活を望む障がい者が多い一方、必要なサービスの量・質、制度の周知が不十分で、生活支援体制の強化が必要です。
- 障がいのある人が親の高齢化により支援力が低下した場合にも地域で暮らし続けられるよう、将来の自立支援や生活支援の準備を進めることが課題です。
- 緊急時の受け入れ等に対応できる地域生活支援拠点の整備が遅れており、早期の体制構築が必要です。
- 発達の遅れを早期に把握し、保育所・幼稚園・学校と福祉・医療等の関係機関との連携で適切な療育につなぐ体制をより充実させる必要があります。
- 地域での交流機会や支援ネットワークが不足し、身近な地域で障がい者を支える仕組みづくりが課題です。
- 地域施設や公共空間のバリアフリー化が十分でなく、安心して暮らせる環境整備が必要です。
- 障がい福祉サービス等各種サービスの充実に加えて、グループホーム等障がいのある方への多様な住まいの充実を図る必要があります。
- 災害時において避難行動に支援が必要な方への支援体制の構築や個別避難計画作成へのさらなる取り組みが必要です。

## ▶今後の方向性

---

- 障がい者が地域でその人らしく自立した生活ができるように、相談支援体制や地域生活支援に関するサービスを充実させ、ニーズに合った適切なサービスの提供を図ります。
- 在宅障がい者に対する日中活動の支援や移動支援などの充実を図ります。
- 学校教育や社会教育の場において、障がい者や障がいに対する理解・啓発を進めます。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 啓発・広報 【主担当課：福祉生活課】

---

#### ①啓発・広報

- 様々な広報媒体を活用し、障がいのある人やその家族が必要とする情報を的確に届けられるよう、啓発・広報の充実を図ります。
  - 障がいに対する理解を深める学習機会を設け、地域で互いに支え合う意識の醸成を進めます。
  - 外見から援助が必要と分かりにくい人への支援に向け、「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の普及に努めます。
  - 権利擁護の観点から、成年後見制度についての理解促進と相談窓口の周知を進めます。
- 

### (2) 保健・医療の充実 【主担当課：福祉生活課】

---

#### ①障がいの早期発見

- 発達相談や乳幼児健診、保育所・幼稚園・学校との連携により、発達の遅れや障がいを早期に把握し、療育等の支援につながる体制を整えます。

#### ②障がいの軽減等

- 医療機関や福祉機関との連携を強化し、必要な保健医療サービス・リハビリテーションを適切に受けられる環境を整えます。
  - 重度心身障がい者に対する医療費助成など、障がい者が安心して適切な医療を受けることができるよう、制度の周知を図ります。
-

### (3) 雇用・就労の促進 【主担当課：福祉生活課】

---

#### ①障がいのある人の雇用機会の拡大

- 相談支援事業所や学校等の関係機関と連携し、障がい者本人の適性と能力に応じた働き方ができるよう支援します。
- 企業や関係機関と連携して、在宅障がい者や特別支援学校卒業生の実態を把握し、切れ目のない就労支援を行います。

#### ②障がいのある人の職業的自立の促進

- 公共職業安定所、福祉機関、障がい者団体及び教育機関との連携を強化し、情報共有を図るとともに、公共職業安定所が実施する障がい者の特別相談、巡回職業相談等を活用して、就職を希望する障がい者の就労支援を行います。
- 「障害者優先調達推進法」に基づいた障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に沿って、町の物品等の調達に取り組みます。

#### ③就労の場の整備

- 社会的自立が困難な在宅の障がい者に対し、障がい福祉サービス（就労移行支援）を通じて、社会性や就労への意欲を身に付けて、自立に向けた支援を行います。
  - 「就労移行支援」や「就労継続支援」を実施し、就労や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うなど、支援の充実を図ります。また、職場に定着できない方のために生活面と就労面の一体的な支援に取り組みます。
-

#### **(4) 福祉サービスの充実** 【主担当課：福祉生活課】

---

##### ①生活支援体制の充実

- 障がい者の自立生活の基盤となる障害年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知を図ります。
- 障がい者が自分らしく生活できるように、地域の相談支援事業所、サービス提供事業所等と連携し、障がい者の生活を支える相談支援・生活支援体制を強化します。また、地域で安心して生活できるよう権利擁護を推進します。
- 民生委員・児童委員等の関係機関との連携を強化し、対象者の早期発見や適切な支援が行えるようにネットワークの構築を推進します。

##### ②在宅福祉サービスの充実

- 障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護や重度訪問介護等の支援を行い、重度の障がい者を含めた障がい者の居宅での生活支援のための訪問系サービスの充実に取り組みます。
- 利用者のニーズに対応した日中活動系サービス等の提供を図るため、事業所と連携し、サービスの充実を図ります。

##### ③地域生活支援拠点の設置

- 障がい者の生活を地域全体で支える体制の確立に向けて、関係機関との連携を強化し、地域生活支援拠点の設置を目指します。

##### ④相談体制の整備と情報の収集

- 障がいの種別や年齢を問わず、本人や家族に対する一次的窓口機能、保健・医療・福祉に関するサービス・コーディネートや専門機関への紹介等の機能を備えた総合相談体制の充実を図ります。
  - 基幹相談支援センターを中心として、自立支援協議会等において、困難事例への対応や相談支援の充実のための研修を行います。
-

---

#### ⑤ボランティアの育成

- 地域住民による様々なボランティア活動や、NPO、民間企業等による活動が、障がい者の自立を支えるための重要な役割を担っていることから、地域の福祉活動参加への支援をはじめ、ボランティアの育成を推進します。
  - 町内で活動する障がい者団体等と連携しながら、障がい者の生きがいづくりや福祉の向上を図ります。
- 

### (5) 生活環境の整備 【主担当課：福祉生活課】

---

#### ①障がいのある人にやさしいまちづくり

- 「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「移動等円滑化の促進に関する基本方針」等に基づき、安全で快適に過ごせる福祉のまちづくりを進め、環境の整備を図ります。
- 道路や公共施設等のユニバーサルデザイン化を促進し、生活環境の整備を図ります。

#### ②障がいのある人に配慮した住宅の整備等

- 居宅内の手すりの取り付けや段差の解消等の住宅改修の制度を周知し、高齢者福祉施策等と連携し、生活しやすい住宅の整備を支援します。

#### ③要支援者に対する防災対策

- 地域コミュニティの形成、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の充実と活用、民生委員・児童委員、自治会、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体等との連携体制づくりを進め、災害時に備えて地域ぐるみの支援体制の確保を図ります。
- 発災前から警察、消防等各種団体と要配慮者の情報を共有し、事前に支援体制を整えることにより災害時に迅速かつ適切な支援体制の整備を目指します。

#### ④教育と育成

- 可能な限り共に学ぶ学びの場づくりを進め、障がいの状況に応じた合理的配慮の提供に努めます。
  - 家庭・教育・福祉が連携し、乳幼児期から社会参加期まで切れ目なく支援する体制を推進します。
  - 支援が必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援が受けられる支援体制の整備に向けて、家庭と教育と福祉の連携を推進するトライアングルプロジェクトを推進します。
-

---

#### ⑤スポーツ・レクリエーション・文化活動

○文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加機会を広げ、障がい者の生きがいづくりと社会参加を促進します。

○文化の享受にとどまらず、積極的に地域の文化活動に参加できる施策を講じます。

○障がい者を対象に、互いの理解と親睦を深めるため、障がい種別を超えた交流を検討します。生涯スポーツの導入など、障がい者が生きがいを持てるスポーツ活動の促進を図ります。

---

#### ▶数値目標

---

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
障がい者就労施設等からの物品等の調達実績	90,424円	1,905,522円	1,900,000円
障がい者相談支援件数（委託相談支援事業所、基幹相談支援センター）	4,842件	8,406件	8,500件

## 2 高齢者福祉・介護

### ▶みらいの実現に向けた課題

---

- 住み慣れた町で安心して暮らせるように、関係機関と連携した見守り体制を強める必要があります。
- 敬老会や金婚者激励会の参加率が半数以下であり、より参加しやすい開催方法への見直しが課題です。
- 藤クラブの会員が減少しており、活動の継続と組織の活性化に向けた支援のあり方を検討することが必要です。
- シルバー人材センターの就業率が低下しており、多様な仕事の確保や参加促進の工夫が求められています。
- いきいき百歳体操は参加が広がっていますが、実施場所の増加への対応や、参加者をさらに増やすための工夫が課題です。
- 公共交通以外の移動手段を持たない高齢者への助成制度では、対象拡大や助成額の見直しに向けた財源確保が課題です。
- フレイル予防や健康づくりの取り組みを広げることが求められており、健康意識を高める啓発の強化が必要です。
- 認知症初期集中支援チームの対応は進んでいますが、相談先に迷わないよう支援体制をさらに充実することが求められています。
- 判断能力が低下した高齢者を守るために成年後見制度につなぐ支援が重要であり、関係機関と連携した権利擁護体制の継続が課題です。

### ▶今後の方向性

---

- 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、生きがいくりと社会参加の促進に取り組めます。
- いきいき百歳体操をきっかけとして、社会参加や生きがいくりに発展させることで、本人の介護予防のみならず介護の担い手の育成につなげます。
- 認知症予防を含めた介護予防を推進するため、地域支援事業に取り組むとともに、介護を必要とする高齢者が安心して必要なサービスを利用できる提供体制の確保を図ります。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 安心して暮らせる体制づくり 【主担当課：長寿社会課】

---

#### ①見守りネットワークの整備

○高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、民生委員・児童委員、警察、消防などと連携し、見守り協定の締結団体とネットワークの整備を行います。

#### ②福祉意識の啓発

○高齢者の人権を侵害するような行為や差別が発生することのないよう、人権思想の啓発・普及を図ります。

○高齢者を含むすべての人の差別意識の解消を目指し、社会啓発の機会の充実を図ります。

#### ③学習機会の充実

○高齢者の多様な学習ニーズに応えるため、受講者が希望する方法で学べる環境を整えていきます。

#### ④社会参加・就労支援の推進

○高齢者の外出を支え、生活範囲の拡大や社会参加の促進につなげます。

○働く意欲を持つ高齢者に向け、多種多様な就業機会を確保し、シルバー人材センターの就労機会の充実を図ります。

---

## **(2) 介護予防・健康づくりの推進** 【担当課：長寿社会課】

---

### **①介護予防の推進**

- 要支援・要介護状態に至る前段階から連続的で一貫性のある介護予防事業を推進するとともに、特にニーズの高い認知症予防等について、地域の力も活用した全町的な取り組みを行います。
- 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に向け、関係課と地域課題を整理・共有し、高齢者が健康的に自立した生活ができるよう、連携して事業を展開します。
- 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体と連携し、生活支援サービスの充実を図ります。

### **②健康づくりの推進**

- 高齢者自らが健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、健康教室や健康教育等を通じて、意識づくりや生活習慣病予防を進めるとともに、若年期からの生活習慣改善・健康づくり活動を推進します。
- 

## **(3) 介護サービスの充実** 【担当課：長寿社会課】

---

### **①介護サービスの充実**

- 介護ニーズに的確に対応し、地域における安定的な生活を支援するため、介護人材の育成・確保を図ります。
  - 一人ひとりに合ったサービスが選択できるよう、各種サービスに関する情報について、町広報誌やホームページ・パンフレット等の発行をはじめ、地域包括支援センター及び町役場等を通じて情報提供に取り組みます。
- 

## **(4) 認知症高齢者に対する支援** 【担当課：長寿社会課】

---

### **①認知症高齢者に対する支援**

- 認知症サポーター養成講座などについて、効果的な取り組みを進め、引き続き認知症に関する正しい知識の普及を図ります。
- 認知症高齢者や家族が安心して地域で暮らせるよう、認知症初期集中支援チームやかかりつけ医、関係医療機関と連携し、早期発見と早期対応ができる体制づくりを進めます。

### **②成年後見制度利用支援**

- 困難を抱える高齢者を速やかに発見し支援できるよう、各種専門職団体や関係機関、地域包括支援センターと連携し、必要に応じて成年後見制度の利用促進に努めます。
-

## ▶数値目標

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
一人暮らし高齢者の見守り者数	747人	794人	920人
高齢者世帯の見守り数	716世帯	584世帯	680世帯
見守り協定事業者数	10事業者	11事業者	12事業者
藤クラブ大学参加者（中央公民館）	500人	321人	500人
認知症サポーター数	1,472人	1,667人	2,000人



石井町藤クラブ体育大会

## 1-3

# 地域の支え合いの推進

## 1 地域福祉

### ▶みらいの実現に向けた課題

- 地域福祉活動の推進や社会福祉事業の実施に伴い、人件費などの運営経費が増加しており、社会福祉協議会の財政基盤の強化が引き続き課題となっています。
- 民生委員・児童委員は、高齢者世帯や一人暮らし世帯などからの多様な相談に対応するため、地域包括支援センターや社会福祉協議会など関係機関と連携しており、継続した研修体制が求められています。
- 社会福祉協議会と連携し、広報誌やホームページ等を活用した啓発を進めていますが、ボランティア相談の充実や情報提供の強化が課題です。
- 子どもから参加できるボランティア機会の提供や、新規ボランティアの確保が求められている一方、長年活動を支えてきた団体の高齢化が進み、若い世代の参加や、現在登録されているボランティア団体を維持していくことが課題となっています。
- 年代を問わず誰もが参加しやすいボランティア体制の整備が課題であり、活動の担い手確保とコミュニティ活性化の両面から対応が必要です。

### ▶今後の方向性

- 住民一人ひとりの地域に対する思いやりや福祉に対する意識を高めるとともに、地域活動、福祉活動への住民の積極的な参画と活動のネットワークを広げ、互いに支え合うことができる地域社会の形成を推進します。
- 社会福祉協議会事業の充実や民生委員・児童委員を窓口に、住民が利用しやすい相談体制の強化を図ります。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 地域福祉推進体制の整備 【主担当課：福祉生活課】

---

#### ①社会福祉協議会活動への支援強化

○行政と社会福祉協議会がそれぞれの役割を確認しながら連携し、社会福祉協議会が地域福祉の中心的な担い手として、安定的に活動を続けられるよう支援を行います。

#### ②民生委員・児童委員活動の充実

○関係機関との連携のもと、委員に必要な福祉情報を提供し、活動の充実を図ります。

#### ③ボランティア活動の支援・育成

○ボランティアセンターを拠点とし、「いつでも、どこでも、誰でも」が参加できる体制を整え、地域における支え合いの基盤を強化します。

○ボランティア相談・情報提供の充実を図り、新規団体の立ち上げ支援や若い世代の参加促進に取り組みます。

○子どもから参加しやすいボランティア体験の場づくりを進め、地域全体で支え合う文化を育てます。

---

## ▶数値目標

---

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
ボランティア連絡協議会加入団体	64 団体	58 団体	58 団体
民生委員・児童委員の研修参加率	77% (令和6年度)	77%	80%

## 2 社会教育・生涯学習・生涯スポーツ

### ▶みらいの実現に向けた課題

---

- 公民館主催講座は地域の学習機会の循環を保つことができていますが、今後も地域性を尊重しつつ、公民館利用の公平性を確保していく必要があります。
- 石井町中央公民館はリニューアル後の利用が進んでいますが、社会教育の拠点として施設を活かした多様なイベント展開を一層推進することが求められます。
- 分館は老朽化が進んでおり、修繕・工事を進めてきたものの、今後は省資源・省エネルギーを踏まえた施設の在り方を検討する必要があります。
- 社会教育全般を担う人材の育成・発掘・登録体制が十分ではなく、引き続き情報収集と情報提供の仕組みを強化する必要があります。
- 生涯スポーツ講座やスポーツ教室の参加者は女性に偏り、新規参加者の増加につながっていないため、参加層の拡大に向けた工夫が必要です。
- 家庭教育学級では母親の参加が中心であり、父親の参加が進んでいないため、学校や関係機関と連携し、父親が参加しやすい環境づくりを進める必要があります。
- 預かり保育の利用希望者が増加しており、対応する人員の確保が課題となっています。

### ▶今後の方向性

---

- 社会教育施設の整備・充実を図りながら、積極的に社会教育を進めます。
- より多くの住民が各種スポーツ・レクリエーション活動を通じて、健康の保持・増進や体力の向上を目指すとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた連帯意識の高揚を図り、いきいきと暮らせる社会を目指します。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 生涯学習についての啓発の推進 【担当課：社会教育課】

---

#### ①生涯学習についての啓発の推進

- 石井町、教育委員会、公民館等が発信する広報によって生涯学習についての啓発を図るほか、マスメディア、関係機関・団体等と連携しながら、生涯学習についての理念や重要性等について周知し、人々の意識の醸成を図ります。
  - 石井町教育振興計画について、様々な方法での広報活動に努めます。また、取り組みの周知や、県教委等から提供される行事ポスター・チラシ等を公民館に配布し、掲示・設置します。
- 

### (2) 生涯学習の機会・環境の整備 【担当課：社会教育課】

---

#### ①生涯学習の機会・環境の整備

- 学習機会や場の設定と学習環境の整備・充実をはじめとして、学習者が行う社会教育活動やボランティア活動等への支援、安全管理の確保、危機回避の手立ての習得等効果的な支援策を検討し、生涯学習環境の整備・充実を図ります。
  - 石井町中央公民館や分館で主催講座を実施し、生涯学習の機会を提供します。
  - 地域で生涯学習活動を実施している各種団体へ必要に応じて補助金を交付し、活動を支援します。
- 

### (3) 社会教育施設の整備・充実 【担当課：社会教育課】

---

#### ①社会教育施設の整備・充実

- 石井町中央公民館については、地域住民の学習意欲の増進を図るとともに、より快適な学習機会の提供を行うため、計画的に各種設備の更新等を行い、利用者にやさしい施設整備を進めます。
  - 石井町中央公民館及び各地区分館については、生涯学習の場として適切に維持・管理するとともに、老朽化の状況を踏まえ、省資源・省エネルギーに配慮した施設の在り方を検討します。
- 

### (4) 家庭教育の支援 【担当課：社会教育課・学校教育課・子育て支援課】

---

#### ①学習機会の提供と父親の家庭教育参画の促進

- 男女がともに家庭教育に参加することへの理解を深めるため、学校や関係機関と連携し、父親が家庭教育に関わりやすくなる環境づくりを進めます。
  - 石井町中央公民館において、家庭教育に関する学習機会や情報を提供します
  - 働く保護者を支えるため、幼稚園の預かり保育を充実させ、家庭と仕事の両立をしやすくします。
-

---

## ②相談窓口の開設と学習情報の発信

- 家庭教育に関して、誰でも、いつでも、気軽に相談できる相談窓口の開設を図ります。  
また、相談窓口の広報を行う機関を設置し、家庭教育に関する学習情報の収集・提供を積極的に進めます。

## ③働く保護者等への支援

- 幼稚園の預かり保育の充実、学童保育、放課後子ども教室推進事業を拡充し、働く保護者への支援を一層進めます。
- 学童保育事業の利用希望者の増加に対応するため、施設の計画的な整備・維持管理を行うとともに、将来にわたって安定的なサービスを提供できるよう取り組みます。

## ④PTA や子育て団体等への支援

- 「家庭教育を町全体で支える」を基本目標として、家庭教育の重要性を認識しつつ、子ども、保護者、地域等の実態を踏まえ、将来を見据えながら PTA や子育て団体等と連携し、計画的に家庭教育支援に取り組みます。

---

## (5) 青少年教育の推進 【担当課：社会教育課】

### ①青少年教育の推進

- 「青少年育成センター」を中心として学校、家庭、地域、各種関係機関等との連携を強め、地域ぐるみで青少年教育を進めます。
- 地域での見守り活動の充実や地域を越えた情報の共有等、地域ぐるみで実施する非行防止活動並びに青少年健全育成活動をさらに推進します。

---

## (6) 地域リーダーの養成 【担当課：社会教育課】

### ①地域リーダーの養成

- 各種団体、学校、地域、社会福祉協議会、企業等と連携して、地域における自主的なスポーツや文化活動に対して指導・助言できるリーダーの養成を図ります。
  - 生涯学習指導者・ボランティアを育成し、積極的に活用する体制づくりを推進します。
  - 町内において様々なスポーツや文化活動で活躍している人材や貴重な技術・経験を有する人材の発掘及び登録を推進していきます。
-

## **(7) スポーツ・レクリエーション施設の充実** 【担当課：社会教育課・建設課】

---

### ①利用者目線の利便性の向上

○学校教育施設等の利用時間帯の検討や本町及び近隣市町村の施設・イベント情報の広報の充実を図り、利用者にとって利便性の高い施設運営を行います。

### ②スポーツ・レクリエーション施設等の更新・改修

○施設の老朽化や利用状況を踏まえ、社会体育施設の統廃合や改修・建替えの検討、スポーツ用具等の更新・改修を行います。

---

## **(8) スポーツ・レクリエーション活動の活発化** 【担当課：社会教育課】

---

### ①スポーツ・レクリエーション活動の促進

○幅広い世代の住民が参加でき、誰もが気軽に楽しむことができる新たなスポーツ・レクリエーション種目の導入の検討を進め、スポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。

### ②指導者育成の促進

○各種スポーツ指導者養成講座等を積極的に利用し、優秀なリーダー養成を推進します。  
○徳島県スポーツ協会等の実施講座への参加勧奨のため、広報活動を行います。

### ③スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援

○各年齢層が志向するスポーツ・レクリエーション団体の育成・支援に取り組みます。  
○スポーツ・レクリエーション団体を統括する石井町スポーツ協会の組織の強化を図ります。

### ④スポーツ・レクリエーションイベントの開催

○前山公園の各体育施設をはじめ、町内の既存施設を利用することで、誰もが楽しく参加できるイベント、健康・体力づくりイベント、各種スポーツ・レクリエーション団体活動の成果を発表するためのイベント等を支援し、定着を図ります。

### ⑤総合型地域スポーツクラブの育成

○石井町における体育・スポーツの健全な普及・発展を図り、子どもから高齢者、障がいの有無等に関わらず、誰もが、いつでも、いつまでも、個々の能力や欲求等に合わせスポーツを生涯楽しむことができるような環境づくりを目指します。

---

### ⑥四銀いしいドームの活用推進

○快適に使用できる環境を維持するため、計画的に施設整備を行い、体の健康づくり講座のさらなる充実等、健康増進の発信基地として町内外にアピールします。

○利用者が、安全に施設を利用できるよう、利用者の視点に立った施設管理を行い、利用者へのサービス向上を図ります。

### ▶数値目標

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
各公民館での教室・講座等の参加者数	647人	496人	750人
各公民館での教室・講座等の開催数	63回	30回	65回
図書室利用者数	14,631人	4,759人	13,000人
図書貸出冊数	59,006冊	21,646冊	58,500冊
いしいスポーツクラブ会員数	285人	222人	300人
各種スポーツの指導者数	66人	44人	80人
スポーツ教室・大会参加者数	13,861人	11,201人	14,000人
四銀いしいドーム利用者延人数	169,548人	141,266人	180,000人
社会体育施設（四銀いしいドーム以外）の利用者延人数	20,926人	20,357人	26,000人



いしいスポーツクラブ設立20周年記念事業

### 3 地域文化・交流

#### ▶みらいの実現に向けた課題

---

- 文化財愛護の意識を広げるために、展示や講演会、イベントなど文化財に触れる機会を継続的に提供していく必要があります。
- 伝統芸能の継承には後継者の確保が不可欠であり、今後も継続して活動を支える仕組みづくりが求められます。
- 田中家住宅・武知家住宅は日本遺産の構成要素であるため、所有者との協力関係を維持しながら、保存と活用の両面に引き続き取り組む必要があります。
- 国際化に対応し、多様な文化への理解を深めるために、外国との交流活動の支援を継続していくことが重要です。

#### ▶今後の方向性

---

- 各地域活動団体と連携し、より良い支援方法を模索しながら、地域コミュニティの活性化を図ります。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 地域文化の振興 【担当課：社会教育課】

---

#### ①文化財愛護思想の普及と啓発

- 文化財を活用した展示・講演会・イベント等を継続的に実施し、住民が文化財に触れる機会を広げ、文化財愛護の意識を高めます。
- 日本遺産として認定された資源について、関係機関との連携を強化しながら、保存と活用を進めます。

#### ②伝統芸能の継承

- 「高川原勇獅子」をはじめ、各地域の伝統芸能を生涯学習と連動させながら継承活動を促進し、後継者の育成を図りやすい環境支援を行います。
- 未指定の伝統芸能にも利用可能な補助金等の情報を提供し、継承活動を支援します。

#### ③文化財の保護と活用

- 文化財は限りのある貴重な財産であるとの認識に立ち、次世代への継承を図るため、遺跡・建造物等の整備や修理を推進します。
  - 阿波国分尼寺跡の保存・活用については、史跡にふさわしい整備を進めます。
  - 阿波国分尼寺跡の遺構表示整備や田中家住宅・武知家住宅の維持管理・修復について、所有者と密に連携し補助金等の必要な措置を行います。
- 

### (2) 交流 【担当課：学校教育課・社会教育課】

---

#### ①多様な交流活動の展開

- 芸術・文化団体や地域活動団体との連携を深め、地域での交流機会を充実させ、地域コミュニティの活性化に努めます。
- 世代間交流の場づくりを進め、地域住民の相互理解とつながりを強めます。

#### ②国際交流の推進

- 語学や国際理解を深める学習機会を確保し、国際交流に参加しやすい環境を整えます。
-

▶数値目標

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
文化財を活用した各種行事への参加者延人数	108人	504人	200人
日本遺産に関する情報発信（記事・広報等）の実施件数	5件 （令和6年度）	5件	11件



高川原勇獅子

## 4 青少年健全育成

### ▶みらいの実現に向けた課題

- 青少年健全育成石井町民会議において、町内小中学校や各地区の青少年健全育成団体、石井町青少年育成センターとの間で、児童・生徒の問題行動や非行等に関する情報共有が行われています。一方で、関係機関が把握している情報を、早期支援や継続的な見守りにつなげていくための連携の在り方については、さらなる工夫が求められています。
- 不登校児童・生徒に対しては、学校による家庭訪問や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、教育支援センター「わかば学級」による相談支援など、相談体制の充実が図られています。しかし、不登校の要因が多様化・長期化する中で、学校復帰に限らない支援の在り方や、家庭・関係機関を含めた切れ目のない支援体制の強化が重要です。
- 青年団の活動が活発化しており、地域活性化のための様々な新企画等を立案・運営しています。引き続き地域を担う青少年層の地域活動への関心を高め、積極的な参加を推進する機会をつくる必要があります。
- 学校・家庭・地域や関係機関が連携し、すべての大人が一体となって子どもを支える体制が必要です。また、家庭の環境や状況が子どもに影響を与える場合があるため、中央こども女性相談センターなどの専門機関と連携しながら、適切な支援を行うことが求められています。

### ▶今後の方向性

- 学校、家庭、地域、各種関係機関等との緊密な連携を保ち、地域ぐるみで青少年健全育成活動や、いじめ防止の取り組み等を推進します。
- 学校、家庭、地域、各種関係機関等との緊密な連携を保ち、児童・生徒の安全を守ります。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 社会的不適応への対策 【主担当課：学校教育課・社会教育課】

---

#### ①少年非行防止対策の推進

- 少年非行防止のため、非行防止教室、薬物乱用防止教室等の開催のほか、地域の人々と連携し、多様な活動の機会や居場所づくりのための施策を推進します。
- 相談機関において相談しやすい環境を整備し、問題行動を起こした少年等の保護者や様々な悩みを持つ少年に対して適切な助言・支援を行います。

#### ②補導活動の充実

- 家庭、学校、地域社会の協力を得つつ、関係機関が連携して行う街頭補導をさらに強化します。
- 石井町青少年育成センターによる薄暮補導や夜間補導などに加え、町内小中学校の長期休暇期間には町内小中学校・各地区青少年健全育成団体が連携して補導します。

#### ③関係者の連携サポート体制の充実

- 関係機関等が横断的・縦断的に少年等に関する情報を共有し、連携して対応する仕組みを構築します。
- 個々の少年等の問題に応じて関係機関等が支援のためのチーム（サポートチーム）を形成する取り組みの一層の推進や、「校外補導連絡協議会」、「石井町青少年育成センター」等の既存の組織の活性化を図ります。
- 青少年健全育成石井町民会議を実施し、町内小中学校、各地区青少年健全育成団体、石井町青少年育成センターと情報共有を図ります。

#### ④立ち直り支援の推進

- 問題行動を起こした少年が地域社会で立ち直り、再び非行を犯すことのないよう、多様な活動の機会や居場所づくり等、関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携しつつ多様な立ち直りの支援を行う取り組みを推進します。

#### ⑤いじめ・校内暴力対策の充実

- 「楽しい学校生活にするためのアンケート」を実施し、児童生徒の人間関係やいじめにつながる行為を把握し、いじめは許されないという意識を育てます。
  - 学校・家庭・地域・関係機関が連携し、いじめ問題の早期発見と解決に向けた対応を継続して進めます。
-

---

#### ⑥不登校・ひきこもり等への対策の充実

- 不登校・ひきこもり、摂食障がい、性の逸脱行為等の問題に対応するため、相談事業の充実を図ります。
  - 専門機関と連携し、問題の早期発見や個別ニーズへの適切な対応の充実を図ります。
  - 不登校の早期対応と、ひきこもりがちな青少年やその家庭への支援等をはじめとする地域ぐるみによるきめ細かな対応を行うため、学校復帰の支援のための地域ネットワークの整備を推進します。
  - 学校において、担任教員等による家庭訪問等を実施します。また、石井町教育支援センター「わかば学級」において、不登校児童・生徒を支援します。
- 

## (2) 地域社会を支えるまちづくり 【主担当課：社会教育課】

---

### ①地域社会意識をはぐくむ活動の推進

- 青少年を含む地域の人々の相互間の関心、連帯感をはぐくむため、住民の主体的な参加による、マスタープランの策定や小学校区ごとのまちづくり、住民の生涯学習をまちづくりに活かす活動等、地域社会意識をはぐくむような活動を推進していきます。
- 地域社会意識をはぐくむ活動に大人とともに青少年も参加する機会づくりに取り組みます。
- 青年団に補助金を交付し、青年主体の地域活動を支援します。
- 二十歳のつどいを主催し、20歳を迎えた若者を祝福し、今後の活躍を応援します。

### ②犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりの推進

- 通学路やその周辺の民家、商店等の協力による青少年の緊急避難場所の確保等、地域住民が主体となって行う地域安全活動をさらに充実させます。
- 不審者情報等を関連諸機関で共有し、児童・生徒の安全を守ります。
- 石井町青少年育成センターによる登下校時の重点的なパトロール活動により、児童、生徒の被害抑止に努めます。

### ③有害環境浄化活動の推進

- 未成年者への有害図書や動画の提供を防ぎ、酒類やたばこの販売を行わないよう呼びかけるなど、環境浄化に関する啓発活動を推進します。また、関係機関と連携し、対象店舗への立ち入り調査を実施します。
-

### (3) 消費者教育の推進 【主担当課：社会教育課】

#### ①消費者教育の推進

○青少年が消費者トラブルに巻き込まれることを防止するため、青少年には消費者教育教材、悪徳商法を紹介したビデオ、パンフレット等により、また、学校へは情報提供を行い、青少年に対する消費者教育の充実を図ります。

#### ▶数値目標

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
いじめ認知件数（小学校・中学校）	20件	48件	35件
街頭補導実施回数	14回	81回	81回
非行防止教室等の開催数	9回	18回	18回
町内小中学校の不登校児童・生徒発生数に対するわかば学級利用者数の割合	19.7% (令和2年度)	25.4%	40.0%

## 5 人権

### ▶みらいの実現に向けた課題

---

- 住民や団体職員を対象とした人権啓発講座の名称を「みらい」に変更し、アンケート結果を反映して内容を工夫することで、従来の固定化を解消するように取り組む必要があります。

### ▶今後の方向性

---

- 人権研修等への参加者の固定化を防ぐため、研修内容がマンネリ化しないよう、様々な人権課題に取り組めます。

### 主な取り組み

---

#### (1) あらゆる差別のないまちづくりの推進 【担当課：社会教育課】

---

##### ①石井町における人権教育・啓発推進体制の確立

- 少年非行防止のため、非行防止教室、薬物乱用防止教室等の開催のほか、地域の人々と連携し、多様な活動の機会や居場所づくりのための施策を推進します。
- 相談機関において相談しやすい環境を整備し、問題行動を起こした少年等の保護者や様々な悩みを持つ少年に対して適切な助言・支援を行います。

##### ②指導者の養成

- 行政職員、教員、地域、職場、民間団体のリーダーや人権担当者等を対象にした研修を進め、地域やそれぞれの場における人権教育・啓発指導者の養成を図ります。

##### ③人権教育・啓発の推進

- 学校や地域の実態を踏まえつつ、あらゆる機会を通じて人権に関する学習を進め、人権教育・啓発を推進するとともに、人権啓発講座「みらい」を実施し、理解を深める取り組みを進めます。
  - 石井町、教育委員会、石井町人権教育啓発センター、石井町中央公民館及び各分館等において、人権啓発を図るための情報提供等、広報活動を進めます。
  - 石井町総ぐるみ人権啓発研修大会の充実を図るほか、そこで人権作文の顕彰を行うなど、町行事を活用して人権教育・啓発を推進します。
-

## (2) 相談体制の整備・充実 【主担当課：社会教育課】

### ①相談体制の整備・充実

- 人権擁護委員と連携して、石井町人権教育啓発センターで実施している人権相談の一層の充実を図ります。

## (3) 個別人権課題解決に向けての取組推進 【主担当課：社会教育課】

### ①個別人権課題解決に向けての取組推進

- 個別人権課題解決に向けての取り組みをより一層進めます。
- 同和問題・障がい者や高齢者等をはじめとする個別人権課題の解決に向けて、研修等を実施します。
- 新たな感染症等に罹患した方やその家族、医療従事者等に対する人権の配慮について、啓発に取り組みます。

### ▶数値目標

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
各種人権研修参加者数	761人	1,406人	1,500人
町内小中学校における人権研修参加者数	2,874人	427人	1,000人



人権の花運動

## 6 社会保障

### ▶みらいの実現に向けた課題

---

- 国民年金制度について、広報誌等で周知しているものの、窓口での資料提供などを組み合わせ、よりわかりやすい周知方法を検討する必要があります。
- 国民健康保険税について、催告業務や滞納処分により公平性の確保に努めている一方で、制度の仕組みや意義について住民理解を深めるための周知を、広報誌や窓口対応を通じてさらに工夫する必要があります。
- 生活保護制度の相談や各種助言を行っているものの、受給者の多くが病気や高齢で就労が難しく、就労による自立につなげることが容易でないことが課題です。
- 生活保護制度の対象とならない低所得者への相談支援について、関係機関との連携をより強化し、適切な支援につなげる体制を整える必要があります。
- 生活保護費受給の必要がなくなった方が再度制度に頼ることのないよう、関係機関と連携しながら継続的な支援を行う仕組みを維持・強化する必要があります。

### ▶今後の方向性

---

- 年金制度に対する周知徹底を継続して行い、加入促進及び適切な納付の向上を図ります。
- 生活困窮者や低所得者への支援を行い、経済的・社会的に自立できるよう支援体制の充実を図ります。

## 主な取り組み

---

### (1) 国民年金制度の周知徹底 【担当課：住民課】

---

#### ①国民年金制度の周知徹底

- 町広報誌・新聞掲載・パンフレット・リーフレット等を活用し、国民年金制度の周知活動を行っていきます。
  - 国民健康保険加入時などに、国民年金の周知、切り替えの徹底を図ります。また、納付が困難な方には保険料の免除制度・納付猶予制度の案内をし、未納者の減少を図ります。
- 

### (2) 国民健康保険制度の適正な運営 【担当課：住民課・税務課】

---

#### ①保険制度の健全化

- 国民健康保険の仕組みや意義について住民理解を促進するため、窓口でのパンフレット等の配布や、町広報誌・新聞掲載により周知徹底に取り組みます。
  - 特定の滞納整理業務を他団体と共同で進めていき、徴収手段の充実と収入確保に努め、徴収率向上による保険制度の健全化を図っていきます。
- 

### (3) 保健予防事業の充実 【担当課：健康増進課】

---

#### ①保健予防事業の充実

- 特定健診の未受診者への受診勧奨等を行い、受診率の向上を図ることに加え、健診結果に基づいた生活習慣病の早期発見と早期治療、重症化予防に取り組みます。
- 

### (4) 低所得者の生活の安定 【担当課：福祉生活課】

---

#### ①低所得者の相談・指導の充実

- 低所得者の自立を促進するため、生活、就職、保健、療養等に関する相談・指導体制の充実を図ります。
  - 民生委員の協力を得ながら、訪問相談・指導の充実、各種貸付金制度の有効活用を図ります。
-

---

## ②法定援護の適切な運用

- 生活保護制度の適正な実施を図るため、民生委員及び関係機関等との連携・協力体制の強化を図りながら実態の的確な把握を行い、一人ひとりの所得状況に応じて医療費、教育費、税等、各種負担の減免や援助等を行います。
- 生活保護制度の担当機関である東部保健福祉局に正しい情報提供ができるよう各関係機関と連携し、実態把握を図ります。また、生活保護制度が利用できない低所得者に対して、各関係部署と連携し、援助体制の強化に取り組みます。

## ③自立更生への援助

- 公共職業安定所等の協力による就労の斡旋等、経済的な自立・自助を促進します。
- 

### ▶数値目標

---

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
特定健診の受診率【再掲】	39.4% (平成30年度)	41.6%	45%
生活困窮相談件数	18件	20件	22件

## 1-4 子育て環境と教育の充実

### 1 児童福祉

#### ▶みらいの実現に向けた課題

- 保育所等に求められる役割が多様化する中で、保育の質と専門性を高める研修体制の充実が引き続き求められます。今後もキャリアパス研修等に取り組み、さらなる専門性向上が必要です。
- さくら認定こども園や気延のもりの保育園の開園により入所児童は増えましたが、年度途中の保育士確保に課題があります。
- ショートステイ事業やトワイライトステイ事業では、特に3歳以上で希望どおり利用できない場合があり、利用体制の見直しが必要です。
- 子育てと仕事の両立を支えるファミリー・サポート・センターの機能強化や、利用しやすい支援体制の整備が求められます。
- こども家庭センターの開設に伴い、複合的課題を抱える家庭への支援をより一体的に進める必要があり、関係機関連携の強化が引き続き重要です。

#### ▶今後の方向性

- 町内の保育施設において、保育事業連合会等が行っている研修等に参加し、子どもの発達にふさわしい幼児期の教育・保育を提供します。
- 「子ども・子育て支援法」に基づき、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、子育て支援に取り組みます。
- 子育て世帯にとって保育施設が地域に開かれた場所として機能するよう、アプリ、インスタグラム等のSNS、ホームページ等を活用して、広報の充実に取り組みます。
- 石井町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援に関する総合的な取り組みや、相談体制の充実など、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる支援の充実に取り組みます。
- ひとり親家庭の自立支援など、それぞれの状況・ニーズに応じた「相談・情報提供の充実」「就業支援」「子育てをはじめとした生活面への支援」「経済的支援」等の充実を図り、すべての子育て家庭が安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てられる環境づくりを目指します。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 保育施設の整備 【主担当課：子育て支援課】

---

#### ①保育施設の整備

- 子どもへの望ましい教育・支援の在り方、また将来的な子どもの減少を見据え、幼稚園及び保育所等における今後の施設の在り方を検討します。
- 

### (2) 子育て支援の充実 【主担当課：子育て支援課】

---

#### ①保育内容の充実

- 保育所では、保育所保育指針において規定される保育内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、町内の幼稚園、認定こども園での保育・教育の整合性を図り、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に取り組みます。
- 子育て家庭に対する支援の必要性が高まっており、多様化する保育ニーズに応じた保育や様々な社会資源との連携や協働を強めていくことが求められています。

#### ②保育サービス等の充実

- 待機児童の解消のため、保育所での受け入れ体制を充実、整備するとともに、低年齢児童の受け入れや、一時預かり・病児病後児保育・延長保育の拡充、休日保育の検討等、保育サービスの拡充に取り組みます。
- 核家族化、共働き等、子育ての協力が得られない家庭の増加などの実態を踏まえ、第3期石井町子ども・子育て支援事業計画に基づき保育サービスの充実に取り組みます。

#### ③子育て支援サービスの充実

- 子どもの健やかな成長の視点から、保護者が安心して子どもを預けることのできる環境づくりに取り組みます。
  - 一時預かり、病児病後児保育の実施のほか、地域子育て支援拠点事業による相談支援体制の充実等、第3期石井町子ども・子育て支援事業計画に掲げる子育て支援サービスの充実に取り組みます。
  - こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）による新たな通園給付が安定的に提供できるように体制整備と人材確保に努め、保育サービスの充実に取り組みます。
-

---

#### ④経済的支援

- 子どもを安心して産み育てるためには、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることが重要であることから、子育て応援祝金、児童手当、子どもはぐくみ医療費の助成、保育所保育料の軽減等の経済的支援を行うとともに、制度が十分に活用されるよう、制度の周知に取り組みます。
- 

### (3) 子育て環境の整備 【担当課：子育て支援課】

---

#### ①地域での子育て支援体制

- 児童委員、主任児童委員等の活動の充実や、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、子育て支援体制を充実します。
- 子育てサークルの活動支援を行うとともに、ボランティア活動や住民の自主的な活動の育成・支援により、地域ぐるみで子育てを考え、サポートできるような取り組みを進めます。

#### ②子育てと両立しやすい就労環境の整備促進

- 各種子育て支援サービスの充実と活用により、仕事と子育てを両立しやすい環境を整えるとともに、育児休業制度の活用をはじめとして、働き方の見直しや支援の在り方等、子育てと両立しやすい就労環境の整備に取り組みます。
- 

### (4) 子どもの生活環境整備 【担当課：子育て支援課】

---

#### ①健やかな成育環境

- 子どもの頃から、人を大切にし、助け合うことの意味を学び、自分で考えて行動に移せる力を育てるなど、思春期の健康支援や食育の推進を図ります。
- すべての子どもの人格が尊重され、のびのびと成長できるような環境づくりと相談援助体制を確立するために、こども家庭センターが中心となりながら各関係機関と連携し、児童虐待の防止に取り組みます。

#### ②教育の充実

- 子ども一人ひとりの個性を大切にし、自ら考え、行動する力を身に付けられるよう、きめ細かな教育の充実に取り組みます。
  - 地域に開かれた保育所・認定こども園・幼稚園・学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、ともに子どもを健やかにはぐくんでいけるよう、連携・協力を図ります。
-

---

### ③子育てと子どもにやさしい生活環境の整備

○地域のあらゆる社会資源や人材を活用して、地域全体で子どもが健全に成長できる社会環境を整備するとともに、豊かな自然環境を活かしながら、道路や公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインによる住環境、生活環境の整備をさらに進め、子育てと子どもにとってやさしいまちづくりを進めます。

---

## (5) ひとり親家庭に対する支援 【担当当課：子育て支援課】

---

### ①子どもが健やかに育つ環境づくり

○ひとり親家庭の相談支援体制を充実させるため、事業の広報を行い周知を進めます。母子・父子自立支援員や家庭相談員と連携し、必要な情報を確実に届けることで、保護者の精神的負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支えていきます。また、離婚前後の相談時には必要に応じて法テラスの紹介を行い、配偶者等からのDVに関する相談にも対応します。

### ②生活面への支援

○ひとり親家庭が就労による生活を安定させられるよう、保育サービスや福祉サービスの充実を進めます。子育てと仕事の両立を支えられる環境整備を行い、必要な支援を適切に案内していきます。

### ③就業支援

○ひとり親家庭の経済的自立を促すため、母子父子寡婦福祉資金貸付制度などの支援制度について周知を進め、必要な支援に確実につながるよう取り組みます。

### ④経済的支援

○児童扶養手当等の制度について周知を行い、ひとり親家庭の経済的安定を図ります。また、ひとり親家庭等医療費助成については、助成範囲の拡充に向けて対応を進め、自立に向けた支援を継続します。

---

## ▶数値目標

---

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
子育てしやすいまちだと思ふ人の割合	84.3%	81.2%	90%
子育ての経済的負担の軽減が図られていないと思ふ割合	6%	2%	2%
保育所入所待機児童数	1人	0人	0人

## 2 幼稚園教育

### ▶みらいの実現に向けた課題

---

- 改築が完了していない町立幼稚園3園について老朽化が進んでおり、建て替えに向けた場所選定や園舎規模の検討が必要です。
- 幼稚園教育要領に基づき、幼児の成長を促す教育を進めていますが、一人ひとりの発達課題に応じた指導体制の充実が今後の課題です。
- 幼児が主体的に遊びを通して体験を積み、協働的な関わりの中で育つ環境を維持するため、教育内容の質を安定して確保する必要があります。
- 外国語指導助手の学校行事への参加を増やし、外国語や外国文化に触れる機会を広げる取り組みをさらに進める必要があります。
- 特色ある教育を継続的に提供するため、指導体制や教育内容の維持・発展が課題です。
- 地域・家庭との連携をより深め、効果的な体力づくりの環境を整備する必要があります。
- 社会の変化に伴い、家庭や地域の教育力がより求められており、幼稚園・家庭・地域が一体となって子どもの育ちを支える仕組みを強化することが必要です。
- 特別支援連携協議会による「石井町連携ファイル」が活用されていますが、支援に関わる機関との連携体制をさらに整理し、継続的に活用できる仕組みづくりが課題です。
- 保育料無償化に伴い、町独自の給食費軽減措置を実施していますが、財源確保と持続性の検討が引き続き必要です。
- 預かり保育については、家庭や地域のニーズに応じて充実を進めていますが、利用希望の拡大を踏まえた人員確保が課題です。

### ▶今後の方向性

---

- 石井町、石井町教育委員会、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、家庭、地域、関係機関、関係団体等が連携し、一体となって教育環境・内容等の向上・充実に取り組みます。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 教育環境の整備・充実 【担当課：学校教育課】

---

#### ①教育環境の整備・充実

- 良好な教育環境を整えるため、令和3年度に策定した石井町学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に施設整備を実施します。
  - 町立幼稚園3園は老朽化が進んでいるため、建て替えに向けた場所選定や園舎規模の検討を進めます。
  - 学校 ICT 環境の基盤構築を図り、教育活動を支える環境を整えます。
- 

### (2) 教育課程の構成と指導力の向上 【担当課：学校教育課】

---

#### ①教育課程の構成と指導力の向上

- 教育基本法や幼稚園教育要領を基本に、地域や幼児の実態を踏まえた教育課程を編成します。
  - 園内研修、教育委員会研修、異校種合同研修等を充実させ、教職員の資質や専門性の向上を図ります。
  - 外国語指導助手 (ALT) による就学前児童への英語指導を充実させ、外国語や異文化に触れる機会を増やします。
  - 特色ある幼稚園教育を継続して提供できるよう、研修体制と指導力の強化に取り組みます。
- 

### (3) 幼稚園と家庭、地域等の連携による教育の推進 【担当課：学校教育課】

---

#### ①幼稚園と家庭、地域等の連携による教育の推進

- 基本的生活習慣、食育、体力向上について、家庭・地域と連携しながら一体となって教育を進めます。
  - 「早寝早起き朝ごはん」運動や「石井町の3つのしつけ」運動を家庭と協力して推進し、生活習慣の定着を図ります。
  - 給食を活用した食育や食育年間計画に沿った一貫した指導を進めます。
  - 園開放日を継続して実施し、未就園児の参加を促すとともに、保護者交流や子育て相談の機会を増やすため、方法や内容の工夫を進めます。
-

#### (4) 特別支援教育の推進 【担当当課：学校教育課】

##### ①特別支援教育の推進

- 特別支援教育コーディネーターを中心とした体制を整え、幼児一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行います。
- 専門機関との連携を強化し、適切な支援策を計画・実践します。
- 小学校などとの異校種間連携を進め、特別支援が必要な幼児を計画的・継続的に支援します。
- 特別支援教育支援員の確保に努め、支援体制を充実させます。
- 支援が必要な際に活用できる「石井町連携ファイル」を継続して運用します。

#### (5) 子育て支援事業の充実 【担当当課：学校教育課】

##### ①子育て支援事業の充実

- 降園後・土曜・長期休業期間・入園前後において、保育の必要な在園児に「預かり保育」を実施し、柔軟な保育体制を維持します。
- 幼児の負担に配慮し、無理のない1日の流れを考えた保育を実施します。
- 夏季休業の預かり保育では昼食提供を行い、保護者負担を軽減します。
- 未就園児が円滑に就園できるよう、幼稚園児との交流や子育て相談を充実します。
- 家庭・地域の教育力向上に向け、情報提供や相談体制を強化します。
- 就学前教育振興に関する事業は、社会情勢や地域ニーズに応じて継続して実施します。

#### (6) 幼稚園と保育所、認定こども園との連携 【担当当課：学校教育課】

##### ①幼稚園と保育所、認定こども園との連携

- 幼児教育・保育環境の確保のため、計画的な施設整備を進めます。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を共有し、幼稚園・保育所・認定こども園との連携を一層推進します。
- 保育所・認定こども園と幼児の成長や発達についての共通理解を深め、情報交換を継続して行います。

#### ▶ 数値目標

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
英語に興味（関心）を持った園児が多いと感じる教員の割合	100%	63%	70%

### 3 義務教育

#### ▶みらいの実現に向けた課題

---

- 学校・家庭・地域の連携を強め、子どもの生活習慣や規範意識を育てる環境づくりが必要です。
- 学力調査等の結果を踏まえた授業改善を一層進める必要があります。
- 防災教育や健康教育など、基礎的な生活力を育てる取り組みを充実させる必要があります。
- 特別支援が必要な児童生徒への支援体制を強化し、関係機関との連携をより密にする必要があります。
- 不登校やいじめに対応する相談体制（わかば学級、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）の充実が課題です。
- ICTの普及に対応した情報モラル・情報セキュリティ指導を強化する必要があります。
- ALTの業務負担増が課題であり、小中連携を含めた指導体制の見直しが必要です。
- 特色ある教育を継続するため、人材や実施体制の確保が求められています。

#### ▶今後の方向性

---

- それぞれの学校の自己評価や保護者からの評価に基づき、学校環境の改善に向けて、課題や問題点を分析し、施策や事業等の見直し・改善を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進します。
- 学校、家庭、地域がより一体となった教育を推進するために、地域の教育力を学校に取り込むとともに、地域の拠点として学校が積極的に家庭や地域に働きかけます。
- 小中学校の連携の推進を図り、学習指導・生徒指導の円滑な接続を進めます。

#### ▶主な取り組み

---

##### （1）学校ぐるみ・地域ぐるみで取り組む学校教育の推進【主担当課：学校教育課】

---

###### ①組織で取り組む学校教育の創造

- 学校と地域等の特色を活かした学校独自の教育のための組織・運営体制づくりを進めるとともに、学校自己評価システムを積極的に活用し、組織的に学校教育を進めます。

###### ②連携で取り組む学校教育の推進

- あいさつ運動、地域の文化・芸能を活かす活動等を通じ、地域に根ざした学校・開かれた学校づくりを進めます。
-

- 
- 学校と地域等が連携しながら、子どもの安全や健全育成に取り組みます。また、継続性に配慮した教育課程の作成と実施により、幼稚園・小学校・中学校の系統性を図ります。
  - 国の「早寝早起き朝ごはん」運動、「石井町の3つのしつけ」運動を進めます。
  - 「放課後子ども教室推進事業」で学校と保護者、地域等との連携を進める取り組みを推進します。
  - 「オープンスクール」を町内すべての小中学校で実施し、学校を地域に公開する取り組みを推進します。
  - 不登校・ひきこもり等への対応について、学校復帰の支援のための地域ネットワークを整備します。

#### ③教職員の資質の向上と適正な人材配置

- 教育委員会主導による研修、各学校で行う研修等の見直しを進め、学校の課題や現代的課題に対応でき、実践的な資質・能力を持った教職員、教育意欲や倫理観の高い教職員の養成を図ります。
- これからの教育を担う教職員の資質向上のため、教職生活全体を通じた職能成長を実現する環境づくりを推進します。
- 幼稚園、小中学校に外国語指導助手（ALT）、特別支援教育支援員等を配置する町独自の取り組みを行い、きめ細かな指導の充実を図ります。

#### ④学校における働き方改革

- 学校を取り巻く環境は、複雑かつ多様化しており、学校への期待や役割がさらに拡大する中、長時間勤務等の教職員の負担は増加しています。教職員一人ひとりが児童・生徒と向き合う時間を十分確保し、健康でいきいきと働くことにより、質の高い教育を提供し続けることができるよう、教職員の働き方改革に取り組みます。

#### ⑤安全・安心の学校の創造

- 学校において、児童・生徒の安全を確保するとともに、防災教育・安全教育を一層進めます。
  - 幼稚園、小学校において、災害対応マニュアルを活用した防災訓練を実施し、校内防災体制を構築します。
  - 保護者や「地域の子どもを守る会」等との連携により、学校と保護者、地域が一体となって放課後や登下校時、帰宅後等の児童・生徒の安全を確保します。
  - 施設・設備の安全確保を徹底し、安全・安心な学校をつくります。
-

---

○幼稚園、小中学校保護者への緊急メール連絡システムを活用した防犯・防災情報を提供します。

#### ⑥学びを支える教育環境の創造

- 教育環境や教育条件の向上を図るため、長寿命化改良事業を実施するなど、施設の点検等を実施しながら計画的な維持管理・改善に取り組みます。
- 人口減少による学校運営の影響等について調査を行います。
- 気象変化による猛暑への対応として、各幼稚園、小中学校に空調設備を設置し、併せてウォーターサーバーの設置を実施します。
- コンピュータ教育については、学習内容や教育方法の変化に対応した教育機器・機材等の整備・充実を図るとともに、情報の安全な取扱いに関するセキュリティ教育を進めます。
- 児童・生徒数の減少によって生じる一時的余裕教室を有効に活用します。

---

### **(2) 生きる力をはぐくむ教育の実現【担当課：学校教育課・社会教育課】**

#### ①豊かな心の育成

- 地域の文化・環境等を活かした学習や体験学習等、実践的な学習を一層進め、義務教育活動全体で豊かな人間性を育む教育を実施し、「ふるさとを愛する心」を育成します。
- 「豊かな心」の育成のため、地域人材の発掘・活用を進めるとともに、「石井町の3つのしつけ」運動の推進等により、家庭・地域等との連携を一層強化します。
- 石井町いじめ防止条例に基づき、いじめを起こさない児童・生徒の育成を目指します。いじめの未然防止を図るための規範意識を確立するとともに、スクールカウンセラーによる児童・生徒の心のケアや教員等への研修を行います。生命の尊さを理解し、自分の命を大切にし、他者の命も大切にする豊かな心の育成を図ります。
- 石井町教育支援センター「わかば学級」において、不登校児童・生徒や保護者に対する教育相談を実施します。

#### ②確かな学力の育成

- 一人ひとりに応じた授業、子どもの主体性をはぐくむ授業の展開を図るとともに、体験的学習等により応用力の育成に取り組みます。
- 毎年度実施される全国学力・学習状況調査や徳島県学力ステップアップテストの結果から、各小中学校の基礎学力や知識の習得状況、学習に対する意欲や態度などを調査・分析し、授業において指導方法の工夫・改善を図ります。

---

### ③健やかな体の育成

- 学校の重点目標に「健やかな体の育成」を掲げ、教育活動全体を通じて体力向上策の展開を図ります。
- 各小中学校の体力の状況を分析し、児童・生徒一人ひとりの「体力向上目標値」を設定し、体力向上に取り組めます。
- 子どもの「健康に食べる力」の強化、肥満、生活習慣病等の対策として、給食センターと学校、保護者が連携し、学校や家庭での食育の普及に取り組めます。また、「早寝早起き朝ごはん」運動を積極的に進めます。

### ④人権教育の充実

- 「命を大切にし、人を尊重する」ことを基本にして、人権問題解決に主体的に取り組む意欲、態度、実践力のある子どもを育てます。
- 教職員や関係者全員の人権意識を高める研修を強化するとともに、一人ひとりの人権を尊重する教育の実践、全教育活動を通しての人権教育の推進を図ります。
- 個別人権課題解決の学習を進め、同和問題解決の学習のより一層の推進を図ります。
- 石井町いじめ・体罰等防止条例に基づき、いじめ・体罰等防止対策を図ります。

### ⑤特別支援教育の充実

- 学校教育全体で、一人ひとりに応じた教育を展開するとともに、支援を要する子どものための教育を強化します。
  - 特別支援教育コーディネーターを中心とした「校内委員会」を設置し、校内支援体制の整備・充実に取り組めます。
  - 全教職員を対象に、特別支援教育研修の実施・充実を図ります。
  - 各学校内、教育委員会に、特別支援教育に関する相談窓口を設置し、特別支援を要する子どもの保護者を支援します。
  - 特別支援教育に関する施設・設備等の改善・充実を図るとともに、特別支援教育支援員を必要に応じて配置し、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の充実に取り組めます。
  - 特別支援連携協議会の開催及び石井町連携ファイル等を活用し、各学校及び関係機関における連携した支援体制づくりを進めます。
-

---

#### ⑥キャリア教育の推進

- 学校において、職場体験の実施等、体験を通しての職業観の育成を進めるほか、計画的・組織的・系統的なキャリア教育の展開を図ります。

#### ⑦環境教育の推進

- 学校施設や校庭等を環境教育に活用し、地域の特色ある環境教育を推進します。
- 地域の清掃活動や自然体験活動に子どもたちが参加するなど、学校と家庭、地域との連携による環境教育を進めます。
- 地域の文化や伝統を愛し、郷土愛をはぐくむ教育と関連を図り、環境教育を推進します。
- 牟岐少年自然の家における自然体験活動等により、自然の大切さなどを学ぶ環境教育を推進します。

#### ⑧国際理解教育の推進

- 小学校への外国語指導助手（ALT）の派遣を充実させ、子どもの英語力向上を図ります。
- 児童・生徒の発達段階を踏まえ、系統的・計画的・継続的に国際理解教育を推進します。

#### ⑨情報教育の推進

- すべての小中学校に情報機器の整備・充実、情報ネットワークの計画的整備を図るとともに、情報機器を学校教育に活用する教職員の能力の育成を進めます。
  - 学校において、情報モラルの指導等「情報社会に参画する態度」の育成をはじめ、「情報活用能力」の育成に取り組みます。
  - 「学校ホームページ」を充実させ、開かれた学校づくりを進めます。
  - 学校や警察、PTA 等と連携しながら、フィルタリングサービスの普及促進を図るとともに、「出会い系サイト」や「自殺」、「差別」等に関連したサイトにも監視の目を向け、青少年が被害者・加害者にならないための活動を進めます。
-

### (3) 学校給食の充実 【主担当課：給食センター】

#### ①学校給食の充実

- 学校給食センターでは、「食育や地域の歴史・文化とつながる拠点」という位置づけのもと、安心・安全な給食の提供と、地域との結びつきを深める取り組みを進めます。
- 幼稚園、小学校、中学校への給食調理を一体的に行い、安定した給食提供体制を維持します。
- 食材の納品時には検収を徹底し、月1～2回の食品検査を継続することで、使用食材や調理工程の安全を確保していきます。
- 児童・生徒や保護者の給食への関心を高めるため、生産者への訪問や取材を引き続き実施し、地域食材への理解を深める取り組みを続けます。
- アレルギー対応食については、特定原材料 28 品目のうち追加可能な項目の検討を進め、対応範囲の充実を図ります。
- 天候不順等により町内産野菜の確保が難しい場合も想定しつつ、可能な限り町内産の食材を使用できるよう調整します。
- 食育の観点からも、地産地消を基軸とした学校給食の提供を進め、児童の食への理解を深めます。
- 夏休み期間の幼稚園等への昼食提供に加え、令和9年度以降に増加予定の学童保育施設にも対応し、引き続き昼食提供を行います。
- 県からの「給食費負担軽減交付金」を活用し、令和8年度より小学校の給食費無償化を実施します。また、交付金が中学校まで拡大された際には、中学校の給食費無償化が実施できるように調整します。

#### ▶数値目標

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
小学校を楽しいと思う児童の割合	92.3%	91.6%	94%
パソコン1台あたり児童・生徒数	6人に1台	1人に1台	1人に1台
運動が好きな児童（小学校5年生）の割合	男子：92.1% 女子：96.1%	男子：92.0% 女子：88.3%	男子：93.0% 女子：90.0%
英語に興味（関心）を持った児童が多いと感じる教員の割合	86%	94%	100%

## 基本目標 2

自然と調和した 安全・安心な環境都市

## 2-1

# 安全で快適な生活環境の確保

### 1 土地利用

#### ▶みらいの実現に向けた課題

- 少子高齢化が進む中で市街地が広がると、公共サービスの効率が下がり、生活のしづらさにつながる可能性があります。計画的な市街地の形成を進め、どの世代にとっても暮らしやすい環境を整えることが求められます。
- 工業用地については、高川原地区の約 25ha が工業地域に指定されていますが、民有地であるため土地の利用状況や所有者の意向がそろわず、集約が難しい状況です。このことが企業誘致を進めにくい要因となっています。
- 自然環境を将来に引き継ぐための、環境パトロールを継続して行う必要があります。
- 地域全体で環境美化の意識を高めていくことが重要です。

#### ▶今後の方向性

- 土地については、農地をはじめとする地域の多様な土地資源を適正に保全・活用し、都市的土地利用と農地・森林などの調和を図りながら、地域の持続的な発展をめざします。そのために、優良農地の確保と集積を推進するとともに、住環境や産業基盤の整備、新規参入や土地利用転換の促進を一体的に進めます。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 秩序ある土地利用の推進 【担当課：建設課】

---

#### ①秩序ある土地利用の推進

- 人口減少を見据え、都市機能を集約し、公共交通を軸とした生活スタイルへ誘導できるよう、秩序ある最適な土地利用を進めます。
- 

### (2) 市街地の整備 【担当課：建設課】

---

#### ①市街地の整備

- 少子高齢化の進行を考慮し、無秩序な市街地拡大を避け、公共サービスの効率を保つため、計画的な市街地形成を促すことに努めます。
- 

### (3) 区域区分の見直し 【担当課：建設課】

---

#### ①区域区分の見直し

- 都市計画基礎調査の結果を踏まえ、持続可能な都市構造や将来見通しを立てるとともに、県と協議の上、無秩序な市街化が進行することの無いよう状況に応じた検討を行います。
- 

### (4) 農用地の確保 【担当課：産業経済課・農業委員会】

---

#### ①農用地の確保

- 農業振興地域制度と農地法に基づく転用許可制度を適正に運用し、優良農地の確保・保全と無秩序な開発の防止に努めます。
  - 地域の実情や自然環境への影響に配慮し、農業生産基盤の整備や耕作放棄地の抑制に取り組む、必要に応じて農地所有者や耕作者へ適正管理を依頼します。
  - 担い手の確保や農業生産法人への利用受託を進め、農地の有効活用を図ります。
  - 農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年度から農地の貸し借りが農地中間管理事業に一本化されたため、同事業を通じて利用効率の向上、規模拡大・集団化、新規就農者の受け入れを進めます。
-

## (5) 工業用地の確保 【主担当課：産業経済課】

### ①工業用地の確保

- 企業立地推進法による立地しやすい条件整備の検討を行い、地元雇用の場の創生に取り組みます。また、工業地域の適正配置について調査し、有効的整備について検討します。
- 市街化調整区域については、農地の保全を優先しつつ、都市計画法の開発行為規定に適合する製造業の工場や試験研究施設の誘致等、関係機関と綿密な調整のもと、現行制度の中で可能な範囲において積極的に検討していきます。
- 県等の関係機関と連携し、進出を希望する企業との交渉を随時行います。

## (6) 自然環境の保全と活用 【主担当課：建設課・環境保全課】

### ①自然環境の保全と活用

- 治山事業については、砂防、急傾斜地対策、治水事業については吉野川、飯尾川、渡内川等の堤防保全、河川改修等を国・県に要望します。
- 自然環境を守り次世代に引き継ぐことを目的に、環境パトロールを継続し、地域住民との連携により環境美化への意識を高めながら、自然環境の保全と活用を進めます。

### ▶数値目標

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法により集積された農地面積	150.1ha	215.9ha	220.0ha
新規企業の誘致件数（累計）	0件	1件	2件

## 2 水利用

### ▶ 미래の実現に向けた課題

---

- 本町には自己水源がなく、徳島市の浄水施設からの受水に依存しているため、安定的な用水確保が重要です。
- 各用途に応じた用水確保に努めるとともに、水資源が限られたものであることを踏まえ、生活雑排水による水質汚染の防止や環境保全に関する意識啓発を進める必要があります。
- 河川整備にあたっては、河川敷の有効利用と自然環境への配慮を県などに求め、住民が河川との共生を意識できる環境づくりを進めることが求められます。

### ▶ 今後の方向性

---

- 水源の確保と水の有効利用を図ります。
- 河川等の浄化を図るとともに、親水空間の環境の整備や創造に取り組みます。

### ▶ 主な取り組み

---

#### (1) 水源の確保 【主担当課：水道課】

---

- ① 水源の確保
  - 分水量の維持と配水池の貯水量の確保を図ります。
- 

#### (2) 用水の確保と水質保全 【主担当課：水道課】

---

- ① 生活用水の確保
  - 安全・安心な水道水を確保し、上水道の促進と普及率の維持・向上を図ります。
- 

#### (3) 農業用水の水質保全 【主担当課：建設課・産業経済課】

---

- ① 農業用水の水質保全
  - 農業用水路整備により、用水の汚染を防止するとともに、生活排水対策を推進します。
  - 農業用水の安定的確保及び湛水被害防止を目的とした適切な整備や効率的な管理及び長寿命化を図ります。
-

#### (4) 水辺環境の保全 【主担当課：建設課】

##### ①潤いある水辺環境の整備

○河川改修の際には、自然環境に配慮した改修を県等に要望します。

##### ②河川美化運動の推進

○河川美化意識の普及や不法投棄を防止し、各種団体と連携を図り、河川一斉清掃等、美しい河川環境の実現に取り組みます。

#### ▶数値目標

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
上水道普及率	89.7%	90.9%	91%
河川美化活動の参加者数	172人 (令和6年度)	172人	200人



吉野川河川一斉清掃

### 3 道路・交通体系

#### ▶みらいの実現に向けた課題

---

- 生活に密着した道路では、歩行者の安全確保を最優先に、歩道整備や道路の緑化を進め、障がいのある人や高齢者を含む誰もが安心して移動できる環境づくりが必要です。
- 都市計画道路の早期完成と主要道路とのアクセス向上を図り、生活道路網を計画的に整備することで、安全で利便性の高い交通体系の構築が求められます。
- 石井南島線の歩道整備については、国・県に対して引き続き全線早期完成を要望していく必要があります。
- 町内2駅（石井駅・下浦駅）では駐輪場整備が進み利便性が向上しているものの、人口減少や高齢化、自動車利用の増加により鉄道利用者は減少しており、公共交通事業者の経営環境は厳しい状況にあります。
- 行政・住民・民間が連携し、環境負荷の少ない公共交通の利用促進に取り組むことが重要です。

#### ▶今後の方向性

---

- 住民の安全な通行を確保する道路整備と維持管理を進めるとともに、鉄道・バスの利便性向上に向けて関係機関と連携し、将来の免許返納者の増加に備え、移動が困難となる住民への支援としてタクシーチケット等の有効性や財政負担を踏まえた持続的な移動支援策を検討します。
- 住民の通勤・通学手段として大きな役割を担っている鉄道・バスについて、関係機関等との連絡協調体制の構築を推進し、乗り継ぎの円滑化や運行体制の拡充等を交通機関に対して要請するとともに、駅周辺の空間などの環境向上を進めます。
- 住民の身近な移動交通手段である鉄道やバス路線の利便性維持に向け、関係機関等へ支援を要請します。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 広域幹線道路の整備 【主担当課：建設課】

---

#### ①国道・県道の整備

○国道 192 号や県道について、渋滞緩和や安全性向上のため、必要な改良・整備を国・県に継続して要望します。

#### ②地域幹線道路の整備

○地域交通の円滑化や防災性の向上のため、年次計画に基づいて町道の新設・拡幅・歩道整備を進め、住民が安心して通行できる生活道路の形成を図ります。

○社会資本整備総合交付金事業に登録された道路の早期完成に取り組みます。

#### ③地域一般道路の整備

○地域一般道路では、4 m未満の狭い道路の拡幅などを地権者と調整しながら進め、緊急車両通行の円滑化や日常交通の安全性を確保します。

○既存道路施設の安全確保のため、効率的な維持管理に取り組みます。

○橋長 2 m以上の橋梁について、定期的な点検を実施し、長寿命化に取り組みます。

#### ④都市計画道路の整備

○都市計画道路石井南島線については、歩行者及び自転車の安全確保のため、引き続き国・県に早期全線改良を要望します。

---

### (2) 快適な道路環境の整備 【主担当課：建設課】

---

#### ①道路緑化の推進

○居住環境と調和のとれた道路交通環境の形成を目指し、道路の緑化を推進します。

#### ②歩行者・自転車道の整備

○歩行者、自転車が安全・快適に通行できる空間を提供するため、自転車・歩行者道の整備を促進していきます。

---

### (3) 地域交通の利便性の向上 【主担当課：総務課】

---

#### ①公共交通の充実

- 住民の身近な交通手段であるバスについて、運行時刻や停留所の見直しなど利便性向上を関係機関に要請し、利用しやすい公共交通の維持・改善を図ります。
  - JR 徳島線の利用しやすいダイヤ編成等、利便性の向上について関係機関に継続的に要請します。
- 

#### ▶数値目標

---

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
都市計画道路総延長距離	2.5Km	2.7Km	3.5Km
町道改良済距離	132.9Km	135.6Km	142Km
歩道延長距離	9.4Km	9.4Km	10.5Km

## 2-2

# 安心した暮らしの実現

### 1 住宅

#### ▶みらいの実現に向けた課題

- 町営住宅では、用途廃止対象住宅の居住者の人数が長寿命化工事対象住宅の戸数を上回っているため、民間アパート等の協力要請等を行っていく必要があります。
- 石井町内の空き家について、令和3年に2度目の実態調査を実施し、空き家の増加とその状態の悪化が問題となっており、改善に向けた取り組みを行っていくことが今後の課題です。

#### ▶今後の方向性

- 南海トラフ巨大地震等に備え、町営住宅の耐震化・長寿命化改修工事が長寿命化計画どおりに進行するよう工事を行います。
- 空き家の発生や状況変化等の実態把握と、データベースの鮮度を維持するため、定期的な再調査を行うほか、自治会や自主防災組織などを通して地域住民から空き家に関する情報を収集する仕組みを検討します。
- 石井町空家等対策協議会による空き家対策の検討・協議を継続して取り組みます。
- 老朽化した危険な空き家について、除却することで周辺地域の住環境リスクを抑える効果があるため、計画的かつ積極的に補助事業に取り組み、危険な空き家を減らします。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 既存町営住宅の再整備 【担当課：福祉生活課】

---

#### ①町営住宅の計画的整備

- 老朽化した町営住宅について、統廃合（建替等）に向けた除却（用途廃止等）を適宜行います。
- 長寿命化工事を行った住宅及び長寿命化工事対象住宅の空き部屋を整備し、用途廃止対象住宅の居住者の引っ越しを促します。

#### ②町営住宅の質的向上

- 老朽化した町営住宅の耐震診断及び耐震化・長寿命化改修工事に取り組みます。
- 

### (2) 居住環境の整備と住宅ストックの利活用 【担当課：建設課】

---

#### ①居住環境の整備

- 生活道路の拡張整備を進めるとともに、地域住民の理解・協力のもと、道路清掃、各家庭でのエコ活動の推進等、住みよい居住環境の整備を進めます。

#### ②住宅ストックの有効利用

- 既存住宅及び空き家のリフォーム等工事費の補助により移住・定住希望者の住まいの確保を図るとともに、住宅ストックの有効利用を推進することで、より安心して暮らせるまちを目指します。
- 

### (3) 空き家対策の調査・検討 【担当課：総務課】

---

#### ①空き家対策の調査・検討

- 空き家の実態を把握し、防災や衛生の観点も踏まえて、適切な対策を検討していきます。
  - 除却や整地を進めるため、補助金の活用を所有者に働きかけ、空き家の解消につなげていきます。
- 

## ▶数値目標

---

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
空き家バンク登録件数（累計）	5件	44件	24件
住宅リフォーム補助金の交付件数	20件	20件	20件

## 2 上水道

### ▶みらいの実現に向けた課題

---

- 全国で地震が多発しており、今後 30 年以内に高い確率で発生が予想される南海トラフ地震に備え、配水管の耐震化率向上が急務です。あわせて老朽化が進む水道管の管理や修繕に多くの費用が見込まれるため、計画的な更新が課題となります。
- 住民負担の軽減を念頭に置いた経営の効率化に努めるとともに、人口減少下で水道事業の安定経営を図るための収支バランスを慎重に見据え、適正な料金体系の検討を行う必要があります。

### ▶今後の方向性

---

- 質の高い安全・安心な水を安定的に供給し、経営の安定化を図ります。
- 老朽化した上水道施設の修繕や取り替えを進め、水質の適正な監視・送配水施設の維持管理体制の構築を推進します。

### ▶主な取り組み

---

#### (1) 節水意識の啓発 【担当課：水道課】

---

##### ①節水意識の啓発

- 広報やキャンペーンを通じて節水意識の向上啓発に取り組みます。
- 

#### (2) 送配水施設の整備 【担当課：水道課】

---

##### ①配水管等の整備

- アセットマネジメントを策定し、補助金を活用の上、耐震化率向上を目指します。

##### ②その他の応急水施設の整備充実

- 配水管の整備・維持管理を図るとともに、非常用飲料水袋を常備し、配水管破損に伴う短時間の断水区域における応急給水体制の整備を図ります。
-

### (3) 水質管理体制の確立 【担当課：水道課】

---

#### ①水質管理体制の確立

○常に良質で安定した水を確保するため、浄水処理を委託している徳島市と密に連携し、水質管理の徹底に取り組みます。

---

### (4) 水道経営の健全化 【担当課：水道課】

---

#### ①経費削減、合理化

○老朽管の耐震化や更新の際には、管径の見直しなどダウンサイジングを検討し、効率的な施設整備と経費削減につなげます。あわせて定期的な漏水調査を継続し、有収率の向上を図りながら、水道経営の健全化を進めます。

#### ②水道事業の健全運営

○アセットマネジメントを充実させ、更新投資の平準化を図るとともに、耐震化や老朽管更新に伴う企業債については、償還が経営を圧迫しないよう計画的に起債します。長期的視点のもと、現在の料金体系で維持できるよう、効率的な財政運営に努めます。

---

### (5) 利用者サービスの向上と充実 【担当課：水道課】

---

#### ①利用者サービスの向上と充実

○利用者からのニーズに応じて迅速かつ的確な対応を図るため、従事する職員等への研修の実施、電算機器並びに周辺機器の整備を図るとともに、より一層のサービスの向上を目指します。

---

#### ▶数値目標

---

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
上水道普及率	89.7%	90.9%	91%
基幹管路耐震化率	15.0%	6.4%	7.0%
有収率	87.5%	82.3%	83.0%

### 3 下水道・汚水処理

#### ▶みらいの実現に向けた課題

○本町では、一部の地域を除いて公共下水道がないため道路側溝等に生活排水を流しています。合併浄化槽で浄化された排水以外の水も流されているため、用水や流末となる河川等の水質への影響が心配されます。また、住民の汚水衛生処理に対する理解促進が必要です。

#### ▶今後の方向性

○安全で快適な生活環境や居住環境の向上、生活に潤いをもたらす河川の水質保全のために、合併処理浄化槽の設置を推進し、排水の適正処理を図ります。

#### ▶主な取り組み

##### (1) 合併処理浄化槽整備の推進 【主担当課：環境保全課】

###### ①合併処理浄化槽整備の推進

○合併処理浄化槽への転換費用を助成することで汚水処理人口の普及を推進しつつ、住民の理解が得られるよう定期的に広報活動を行います。

##### (2) 竜王団地地下下水道の長寿命化 【主担当課：建設課】

###### ①竜王団地地下下水道の長寿命化

○徳島市と協力し、老朽化した下水処理施設の長寿命化を図ります。

#### ▶数値目標

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
汚水処理人口普及率	57.62%	66.65%	79%
合併処理浄化槽処理人口普及率	55.65%	64.82%	77%
住宅用途合併処理浄化槽基数	3,172基	3,724基	5,200基

## 4 墓地・火葬場

### ▶みらいの実現に向けた課題

---

○石井町・神山町・板野町の3町による広域火葬場整備は設計・建築事業者が決定し、令和10年4月の稼働に向けて事業が進んでいます。今後は、周辺整備や施設完成後の運用方法について、3町で協議を進めていく必要があります。

### ▶今後の方向性

---

○住民からの要望に沿えるよう、墓地の環境整備及び維持管理を徹底します。  
○火葬場については、令和10年4月の稼働に向けて事業が進んでいるため、今後は周辺整備や完成後の運用体制を3町（石井町・神山町・板野町）で協議し、将来の火葬需要に安定して対応できる体制を整えていきます。

### ▶主な取り組み

---

#### （1）墓地の整備 【主担当課：福祉生活課】

---

##### ①墓地の整備

○住民の協力のもと、墓地周辺の環境の整備、共用部分の環境整備及び管理維持に取り組めます。

---

#### （2）火葬場の整備 【主担当課：総務課】

---

##### ①火葬場の整備

○地域住民の生活環境に配慮しながら、火葬場の周辺整備を進めます。  
○故人や遺族が安心して利用でき、あわせて環境や地域住民にも配慮した斎場となるよう、施設のあり方を検討します。

---

## 2-3

# 安全・安心のまちづくり

### 1 防災・消防

#### ▶みらいの実現に向けた課題

- 町主催の防災訓練は内容や場所の見直しが必要で、参加者にとって実りある訓練となるよう改善が求められています。また、参加率の伸び悩みが続いています。
- 防災気象情報の再編に対応し、住民が適切に避難行動へつなげられるよう、効果的な広報の方法を検討する必要があります。
- 自主防災組織の組織率が低下しており、高齢者世帯や外国人世帯、転入世帯の未加入が目立ち、地域全体の体制づくりが必要です。
- 非常備消防では、耐用年数を超えた消防自動車の更新が遅れ、運用計画の見直しが必要です。
- 一部の道路で大型消防・救急車両の通行が難しく、緊急時の対応に支障が生じる恐れがあります。
- 水害時の水防団出動の判断基準が明確でなく、出動のタイミングを整理する必要があります。
- 老朽危険空き家の除却や木造住宅の耐震改修では、申請件数の増加に対して十分に対応できておらず、支援体制の調整が必要な状況です。

#### ▶今後の方向性

- 町広報誌等で住民に対し、災害における自助・共助を軸とした自主防災組織の重要性を啓発します。
- Jアラートや緊急速報メールなど、複数の情報伝達手段を用いて住民に災害情報を伝達していますが、よりわかりやすく住民に情報が伝達できるように文面や文言等を工夫するなど、情報の伝達方法・内容を改良します。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 防火・防災意識の高揚 【担当課：危機管理課】

---

#### ①各種訓練の実施

- 石井町の主催する防災訓練を継続・発展するとともに、各自主防災組織における火災、水害、震災等に対する訓練実施を推進し、住民の災害対応能力向上を図ります。

#### ②広報活動の強化

- 新たな浸水想定を啓発するため、ハザードマップを改定し、ホームページ、町広報誌等を活用して、危険箇所や避難場所、啓発情報を周知します。
  - 防災行政無線放送にサイレンを使用するなど、わかりやすい災害情報や避難情報の伝達を推進します。
- 

### (2) 自主防災組織等の育成 【担当課：危機管理課】

---

#### ①自主防災組織等の育成

- 地域防災交流センターを拠点に、学習会・防災講座等を開催して自主防災組織の育成と交流を行います。
  - 自主防災組織連絡協議会や防災士会等と連携し、未組織地域の組織化に取り組みます。
  - 自主防災組織連絡協議会や防災士会等と連携し、引き続き各地区の自主防災組織に出前講座を実施し、防災意識の高揚と災害への備えについて啓発します。
- 

### (3) 消防 【担当課：危機管理課】

---

#### ①消防体制の充実

- 常備消防については、消防車両の耐用年数や庁舎の老朽化・狭隘化を踏まえ、計画的に更新・整備を進め、災害対応力の維持・向上を図ります。
- 非常備消防については、耐用年数を過ぎた消防自動車の更新を急ぐ必要があるため、普通自動車運転免許（3.5トン未満）で運転できる消防自動車を計画的に導入します。また、準中型運転免許を取得する消防団員への補助制度の周知を進め、消防団員が活動しやすい体制を維持していきます。

#### ②消防活動困難地区の解消

- 一部道路で大型消防車・救急車両の通行が困難とされる箇所については、道路管理者へ拡幅の要望を行い、緊急時の活動に支障が生じないよう環境整備を進めます。
-

#### (4) 治水 【担当課：建設課】

##### ①河川改修事業の推進

- 吉野川、飯尾川、渡内川などの堤防保全や河川改修について、引き続き国・県に要望し、治水対策の強化を図ります。
- 河川流域全体を一つの単位として捉え、関係機関と連携しながら、水害の発生をできる限り抑えるための取り組みを進めます。

#### (5) 災害に強いまちづくり 【担当課：危機管理課】

##### ①災害に強いまちづくり

- 災害情報を迅速かつ正確に伝える伝達手段の多様化を進めます。
- 各避難所での非常食、毛布、資機材、トイレ等の備蓄の充実を図ります。
- 木造住宅の耐震診断・改修等を推進します。
- 危険なブロック塀の撤去等を推進します。
- 家具転倒防止対策を推進します。

##### ②水害時の体制強化

- 水防団（消防団）による巡視体制の強化と、団員の安全装備の充実を図ります。
- 出水時に住民が使用できる土のうを確保します。
- 出水による通行不能箇所等の情報について、ホームページ、いしいアプリ等で適宜広報します。

#### ▶数値目標

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
防災訓練参加者延人数	1,762人	1,545人	1,700人
自主防災組織の組織率	87.3%	86.2%	86.2%
災害時の非常食備蓄率	50%	50%	50%
木造住宅の耐震診断数	25件	45件	50件
木造住宅の耐震改修数	12件	15件	18件

## 2 防犯

### ▶みらいの実現に向けた課題

- インターネット上で起こる犯罪等、新しい犯罪に対応するため、警察、名西地区防犯連合会、地域の安全を守る会との連携を強化する必要があります。
- 名西地区防犯連合会や地域の安全を守る会の会員の高齢化が課題であり、新たな人材の確保に取り組む必要があります。

### ▶今後の方向性

- 警察やボランティア団体と連携し、住民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

### ▶主な取り組み

#### (1) 防犯体制の充実 【主担当課：危機管理課】

##### ①防犯活動の展開

- 警察や名西地区防犯連合会、ボランティア団体等との連携のもと、「振り込め詐欺等から高齢者を守る」「高度情報通信ネットワークを利用した犯罪被害の防止」「子ども、女性の安全確保」等の事業を推進します。
- 防犯連合会等によるインターネット犯罪防止意識の啓発を行います。
- 地域の安全を守る会の会員数を確保することで、登下校時の見守り活動や、高齢者を対象とした防犯教室を実施し、防犯体制の充実を図ります。

### ▶数値目標

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
地域の安全を守る会会員数	69人	59人	60人
登下校時の見守り活動の年間実施延べ日数	270日 (令和6年度)	270日	270日

## 3 交通安全

### ▶みらいの実現に向けた課題

---

- 交通安全啓発を目的として、街頭キャンペーンやケーブルテレビによる啓発活動を実施しましたが、すべての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務化されたことなど、法改正による新しい交通ルールをさらに啓発していく必要があります。
- 高齢化率が上昇し、高齢者が関わる交通事故が増加している中で、高齢者を対象にした交通安全啓発をさらに推進していく必要があります。

### ▶今後の方向性

---

- 交通安全施設の整備を進めるほか、交通安全意識の高揚を図ります。

### ▶主な取り組み

---

#### (1) 交通安全意識の高揚 【主担当課：危機管理課】

---

##### ①交通安全教育の徹底

- 交通安全意識の高揚を図るため、関係機関と連携して、保育所、幼稚園、小中学校、老人クラブ、地域、職場等を対象とした名西地区交通安全教育推進協議会の交通指導員による交通安全教室や運転者講習会等を実施するとともに、交通安全指導者・交通安全団体の育成に取り組みます。

##### ②交通安全広報の充実

- 町広報誌、CATV等の日常的広報を通じ、交通安全の正しい知識の普及を図ります。
  - 自転車の安全利用の推進、高齢者保護、飲酒・暴走運転の追放、チャイルドシート・シートベルトの着用推進等、交通マナーの向上を図るため、各関係団体と協力してキャンペーンを実施します。
  - 春・秋の全国交通安全運動の広報や交通安全キャンペーンを行います。
  - 交通死亡事故多発警報発令時、注意喚起の広報を行います。
-

## (2) 道路環境の整備推進 【主担当課：建設課】

### ①交通安全施設の整備

○交通量の増大に対応して、必要性の高い箇所からガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を計画的に行います。

### ②交通規制と危険箇所点検の実施・強化

○交通事情に即した体系的な交通規制について、関係機関と連携のもと、一層の充実を図ります。

○交通の安全性を一層高めるため、危険箇所の把握・点検に取り組みます。

### ▶数値目標

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
交通事故発生件数	85件	52件	60件
交通安全教室等参加人数	2,039人	1,403人	1,850人



交通安全キャンペーンの実施

## 2-4

# 環境に配慮したまちづくり

### 1 環境衛生

#### ▶みらいの実現に向けた課題

- ごみ焼却施設は老朽化が進んでいるため、町・事業者・住民が協力して資源化と減量化を進め、施設の長寿命化とコスト縮減につなげていく必要があります。
- し尿処理施設では、し尿と浄化槽汚泥の割合の変化に対応し、適切な処理と維持管理を行い、水質汚濁の防止に努める必要があります。
- 環境への意識啓発を一層進め、将来にふさわしい都市環境づくりに向けた取り組みを継続することが重要です。
- 環境負荷の少ない生活環境の実現に向け、資源ごみの分別徹底と減量化を引き続き推進する必要があります。
- ごみ減量化4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を進め、日常的に取り組める行動への意識を高める必要があります。
- 一般廃棄物最終処分場は平成28年度に再開し、10年が経過するため、将来的な処分体制を見据えた計画と運用を見直す必要があります。

#### ▶今後の方向性

- ごみ処理施設の長寿命化を推進します。
- ごみの分別徹底及び減量化を推進します。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 環境衛生に関する意識啓発 【担当課：環境保全課】

---

#### ①環境衛生に関する意識啓発

- 住民・事業者に対し、ごみの排出抑制や分別収集への意識の向上を図るため、ホームページ等を活用した、広報・啓発活動を推進します。
  - ごみ収集カレンダー・ごみ分別辞典を発行し、ホームページ及び町広報誌に分別情報を掲載します。
- 

### (2) ごみ処理の適正化 【担当課：環境保全課】

---

#### ①リサイクルの促進

- ごみの減量化と再資源化を進めるため、分別情報の周知方法を拡充し、分別辞典の内容を見直して分かりやすく更新します。また、将来的な資源ごみの品目拡大にも対応できる体制づくりを進め、リサイクルの促進に努めます。

#### ②ごみ処理施設の長寿命化

- ごみ処理施設について、引き続き適正な維持管理と長寿命化を行い、町有施設として必要な補修・改善を継続します。

#### ③ごみ処理の方向性の確立

- 長期・安定的なごみ処理体制を確保するため、ごみ処理の方向性について、多角的に検討します。
- 

### (3) し尿の適切な処理 【担当課：環境保全課】

---

#### ①し尿の適切な処理

- クリーンセンターをより長く使用できるよう、日常的な整備点検を行い、収集許可業者への指導を徹底し、収集体制の整備を図ります。
  - 定期的に啓発記事を町広報誌に掲載するとともに、CATV で広報番組を放送し、公益社団法人徳島県環境技術センターの活動に協力します。
-

#### (4) 環境美化の推進 【主担当課：環境保全課・建設課】

##### ①環境美化の推進

- 住民が主体となる一斉清掃を推進し、清潔で美しいまちづくりに対する住民意識の向上に取り組みます。
- アドプト・ボランティア活動を通じて、「自分たちの町は自分たちできれいにする」という意識が広く定着するよう、国・県・町が連携して協力・支援します。

##### ▶数値目標

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
1人1日あたりのごみ排出量	958g/人日	848g/人日	833g/人日
資源ごみのリサイクル率	25.4%	21.3%	23.1%

## 2 公園緑地

### ▶みらいの実現に向けた課題

---

○緑の募金への協力を教育機関や関係団体に広く呼びかけている一方、園や学校での緑化事業を継続的に進める体制づくりが課題となっています。

○緑化推進や快適な環境づくりに向け、公園整備やその維持管理を計画的に進めることが求められています。

### ▶今後の方向性

---

○公園や緑地の整備と維持管理を行い、安らぎと潤いにあふれたまちづくりを推進します。

### ▶主な取り組み

---

#### (1) 公園の整備 【担当課：建設課】

---

##### ①身近な公園・憩いの場の整備

○住民の日常的な憩いの場である街区公園などの都市公園について、身近なオープンスペースとして適切に維持管理を行います。

##### ②前山公園及び飯尾川公園の活用

○利用者のニーズに応じた、さらに快適で安心して利用できる憩いの空間として機能の充実を図ります。

---

#### (2) 緑地化の推進 【担当課：建設課】

---

##### ①道路周辺の緑化

○道路としての役割を保ちながら、緑地や植栽、街路樹などを生かして景観づくりや環境保全、安全確保に役立つようにし、周りの暮らしの環境と調和した道路環境をめざします。

---

#### (3) 自然緑地の保全・活用 【担当課：産業経済課】

---

##### ①自然緑地の保全・活用

○緑の募金を活用し、自然緑地の保全や緑化を継続的に推進します。

○自然緑地の重要性を地域住民に伝え、保全活動を行う団体が継続して活動できるよう支援します。

○森林環境譲与税は用途が限定されているため、制度の趣旨に沿った充当事業を検討し、森林保全に取り組みます。

---

▶数値目標

---

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
緑の募金の助成事業活用団体数	19施設	19施設	19施設

### 基本目標 3

住民とともにつくる 協働のまちづくり

## 3-1

# 地域産業の活力増進

### 1 農業

#### ▶みらいの実現に向けた課題

- 農地持ちの非農家が増え、土地活用の一環として、農業振興地域内の農地を転用し、太陽光発電施設の設置計画が増えています。
- 農業の兼業化、就業者の高齢化、農業後継者不足により、農業振興地域内の農耕地が適正に管理されず、不作付地、耕作放棄地が増加しています。このため、目指すべき将来の農地利用のあり方を明確化した「地域計画」を地域農業者と関係機関が協力し、着実に実現することが求められています。
- 農業経営基盤強化促進法及び徳島県農地中間管理機構を活用して優良農地の集積・農地流動化を推進し、優良農地を整備・確保するとともに、経営耕地の集約化を図り、農業経営規模の拡大を支援することが必要です。
- 食の安全性への関心が高まっており、農薬使用の抑制、有機肥料や緑肥を使用した環境にやさしい農産物の生産に取り組み、付加価値のある商品に転換を図り、環境にやさしい農業を推進する必要があります。
- 農業の生産性を維持・向上させるためには、その担い手を確保することが重要です。認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人等の育成・確保を図っていくことが必要です。
- 国の農政のあり方が転換期を迎えています。国の政策を踏まえ、本町の農業振興に取り組む必要があります。

#### ▶今後の方向性

- 県・JA・農業委員会・生産者団体等の関連機関と連携し、担い手への支援を行います。
- 市場への出荷と、産直市等の消費者への直接販売を組み合わせ、農業所得の向上を図ることで担い手の確保につなげます。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 農業生産基盤の整備 【主担当課：産業経済課・農業委員会】

---

#### ①農業的土地利用ゾーンの再検討

- 令和7年度から農地の貸し借りが農地中間管理事業に一本化されたことを踏まえ、制度を活用して農用地の利用効率化を進めます。
- 農業経営の規模拡大・集団化や新規参入の促進につなげ、将来を見据えた農業的土地利用ゾーンの確立を図ります。
- 都市計画や全町的な土地利用計画と連携しながら、農業振興地域制度や農地転用許可制度を適正に運用します。
- 法改正への対応に向け、県や農政局など関係機関と密に連携し、必要な調整を進めます。

#### ②優良農地の整備・確保

- 農業経営におけるコストの低減と省力化、農地の高度利用促進のため、農業経営基盤強化促進法（改正基盤法）及び徳島県農地中間管理機構を活用して優良農地の集積・農地流動化の推進を行い、優良農地の整備・確保を図ります。

#### ③農地の有効活用

- 水稲と夏作物・秋冬作物を効率よく組み合わせた作付体系の確立を進めます。
  - 耕作放棄地や不作付地の解消に取り組み、農地の有効活用を図ります。
  - 耕作放棄地の発生を抑えるため、雑草などの苦情がある農地所有者・耕作者に対して、産業経済課と農業委員会が連名で通知や訪問を行い、適正管理を依頼します。
  - 町外在住の農地所有者と、中間管理機構や農地利用最適化推進委員による耕作者とのマッチングに取り組みます。
-

## **(2) 地域性を活かした農業の確立** 【担当課：産業経済課】

---

### ①特産品の開発・振興

○高温による品質低下に対応し、生産力を維持・向上させるため、高温に強く収量性の高い品種の選定と導入を進めます。

○大学や研究機関との連携を生かし、地域特産品の開発と地産地消の推進につながる取り組みを進めます。

### ②農産品直販体制の拡充

○行政、農業者、地元商業者等が連携し、産直市等の直販体制の拡充を図ります。

### ③環境にやさしい農業生産の推進

○農業生産に由来する温室効果ガスの発生抑制や、生物多様性の保全・再生を図るため、有機質資材の施用による土づくりや、化学農薬・化学肥料の使用量削減を推進します。

## **(3) 生産主体の確立** 【担当課：産業経済課】

---

### ①農業の担い手の育成

○農地の流動化により経営耕地の集約化を図り、担い手の農業力を高めます。

○認定農業者、認定新規就農者の拡充・支援を図ります。

○石井町農業後継者クラブの活動を支援します。

### ②農業金融制度の活用促進

○農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）や農業近代化資金の活用等により、認定農業者の規模拡大を支援します。

○青年等就農資金の活用により、認定新規就農者の規模拡大を支援します。

#### (4) 農業の高度化 【主担当課：産業経済課】

##### ①農業の高度化

○JA やその他の農業団体と連携し、農機具の共同利用やオペレーターの養成を図るとともに、ICT 等を活用したスマート農業の導入を進め、作業受委託事業等による地域生産体制の確立や、企業的な農業経営の展開促進に取り組みます。

#### (5) 交流型農業の検討 【主担当課：産業経済課】

##### ①交流型農業の検討

- 産直市や収穫体験等、農業を通じた地域内外の交流の場づくりを支援します。
- 徳島東部地域定住自立圏域内の関係団体及び農業者が連携して、農産物の PR や販売促進につなげるよう支援します。

#### ▶数値目標

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法により集積された農地面積	150.1ha	215.9ha	220.0ha
遊休農地から再生された農地面積	3.4ha	3.1ha	4.0ha
環境保全型農業に取り組む団体	5団体	5団体	6団体
石井町農業後継者クラブ会員数	10人	13人	14人



稲刈り体験

## 2 工業

### ▶みらいの実現に向けた課題

---

- 工業用地について、高川原地区の約 25ha が都市計画の工業地域に指定されています。工業以外の商業用地や住宅用地等の開発が進み、まとまった工業用地が確保しづらい状況になっており、企業誘致を進めにくくなっています。

### ▶今後の方向性

---

- 地場産業の活性化や ICT を活用した PR も行いつつ、継続的に販路拡大に取り組みます。

### ▶主な取り組み

---

#### (1) 地場産業の育成 【主担当課：産業経済課】

---

##### ①地場産業の育成

- 地域の雇用確保、活性化の観点から関係機関との連携を密にし、中小企業の雇用確保、人材育成等、地場産業の育成・支援に取り組みます。

##### ②地場産業の活性化

- 石井町商工会と連携して石井町の魅力ある商品等の高付加価値化の支援・活性化を促進します。
- 生産性向上特別措置法に基づく先端設備等の導入促進及び計画の認定を行い、中小企業の経営革新・生産性向上を図ります。

##### ③創業・起業を含めた新たな産業の開発

- 商工会等関係機関・団体と連携し、産・学・官及び産業間連携の促進やセミナー・研修会の開催、アドバイザーの派遣を行います。
- 産業開発や起業を支援する施策を積極的に推進し、豊富な地域資源を活かした新たな産業の開発や創業・起業化の促進、商店街でのコミュニティビジネスの育成を図ります。

##### ④販路拡大への取組

- 商工会と連携し、町内企業の市場調査や新規需要の開拓を支援するとともに、ICT 活用やイベントの開催による販路拡大を図ります。
-

## (2) 企業誘致の推進 【主担当課：産業経済課】

---

### ①企業誘致の推進

- 企業の投資意欲を喚起し誘致促進を図るため、地方拠点強化税制や町独自の優遇制度、県の優遇制度の活用に向けて関係機関と連携し、積極的な支援対策を検討します。
  - 県等の関係機関と連携し、進出を希望する企業との交渉を随時行います。
- 

### ▶数値目標

---

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
創業者数	3人	20人	25人
新規企業の誘致件数（累計）	0件	1件	2件

### 3 商業・観光

#### ▶みらいの実現に向けた課題

---

(商業)

- 「ふじっこちゃん宝くじ 141 事業」は令和 6 年度に約 4 万枚（売上総額約 2 億円）を発行し、加盟店の多くで前年同時期より売上が増加したとの結果が得られており、継続実施に向けた効果検証が必要です。
- 町内店舗を巡るスタンプラリーを実施しているものの、参加店舗の拡大や継続的な来店促進策の検討が必要です。
- 「いいコイン」を活用したポイント還元事業や給付事業を行っており、地域内の消費循環促進に向けた利便性向上と利用拡大が課題です。
- 商工会や徳島県事業承継ネットワークと連携して後継者育成・事業承継支援を行っているが、事業者の高齢化に伴い、より効果的な支援体制の強化が求められます。

(観光)

- 町ホームページや各種アプリ、SNS、外部観光サイトなどを活用して観光情報の発信を行っていますが、町の魅力をより効果的に伝えるため、情報発信の充実・強化が課題となっています。
- イーストとくしま観光推進機構（徳島東部 DM0）等と連携し、既存の観光資源の磨き上げや新たな観光資源の開拓により、魅力的な観光商品をつくる必要があります。

#### ▶今後の方向性

---

- 「いいコイン」を活用したキャンペーンや魅力ある商業環境の形成を図るためのイベントを実施し、地域経済の活性化を図ります。
- イーストとくしま観光推進機構（徳島東部 DM0）等と連携し、積極的に観光情報を発信します。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 魅力ある商業環境の形成 【主担当課：産業経済課】

---

#### ①魅力ある商業環境の形成

- おいしいコインを活用し、地域内の購買を促しながら商店街のにぎわいづくりと地域経済の活性化を図ります。
- 各種商業振興施策について、参加店舗の拡大や来店促進につながる企画の充実を図り、売上向上の成果を踏まえた継続実施と効果の把握に取り組みます。
- 魅力ある商業環境の形成に向けて、商店間の連携を強め、景観整備や来訪者が滞在しやすい空間づくりを進めます。

#### ②経営指導の充実

- 専門家による経営診断や商工会による経営指導を充実させ、経営力の向上と経営基盤の強化を支援します。
- 新規創業者に対して商工会への参加を促し、事業運営に必要な知識や相談支援につながる体制を整えます。
- 小規模事業者経営改善資金利子補給補助金の活用を推進します。

#### ③後継者の育成

- 商工会と協力し、後継者向け研修や他市町村との交流機会の拡大に取り組み、将来の担い手育成につなげます。
- 

### (2) 観光の振興 【主担当課：社会教育課・産業経済課】

---

#### ①文化財、史跡の活用

- 文化財や史跡について、童学寺や阿波国分尼寺跡などの維持管理を進め、日本遺産とも連携を図りながら、文化・観光の振興に活用します。

#### ②観光資源の活用

- 地福寺の藤、OK いいパークの藤棚、野鳥の森、旧農大の桜、椿園、童学寺、前山公園と前山山麓一帯の遊歩道などの観光資源を活かし、地域の魅力として発信していきます。
  - 「桜まつり」「藤まつり」「夏まつり」「冬のイルミネーション」など季節に応じたイベントを実施し、交流人口の拡大につなげます。
-

---

### ③スポーツを通じた交流人口の拡大

○誰もが楽しく参加できるスポーツ教室やイベント、各種スポーツ・レクリエーション団体の活動成果の発表等を目的とした大会等を開催することにより、スポーツを通じた交流人口の拡大を推進します。

### ④観光案内の充実

○観光パンフレット作成や案内板整備、町のホームページ、阿波ナビ、徳島東部DMOの情報サイト等を活用し、観光案内を充実させます。

### ⑤産業間の連携による観光振興

○地域の商店街や直売所などとの連携を図り、地域産業と観光を結びつけた取り組みを進めます。

### ⑥広域連携による取組の推進

○イーストとくしま観光推進機構（徳島東部DMO）と連携し、広域での観光商品の造成や連携事業を通じて、圏域全体の観光振興を図ります。

---

## ▶数値目標

---

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
小規模事業者経営改善資金利子補給補助金の活用件数	41件	16件	18件
展示会・商談会への参加支援	14件	11件	16件
観光地点等入込客数	58,000人	23,150人	24,000人



石井町納涼祭り

## 3-2

# 協働と行政運営の推進

### 1 住民参画

#### ▶みらいの実現に向けた課題

- 若者や子育て世代の参加が少なく、住民参加の機会を広げる必要があります。
- 行政情報が難しく分かりにくいいため、住民に伝わりやすい情報提供が求められます。
- 地域のつながりが弱まっており、住民が主体的に関われるコミュニティづくりが必要です。
- 限られた職員体制の中で行政需要が増えており、業務の効率化と適正な人員配置が求められます。
- 行政手続のオンライン化の利用推進に向け、導入方法や周知の検討が必要です。
- 情報化に対応するための専門人材の育成と、情報セキュリティ対策の強化が必要です。

#### ▶今後の方向性

- 住民が参加しやすい環境を整え、わかりやすい情報提供や双方向の意見交換の体制を強化し、地域コミュニティの再生と自主的な活動を支援します。
- 行政運営の効率化を進め、職員の専門性向上や ICT 活用を推進することで、住民サービスの質向上と業務の合理化を図ります。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 広報・広聴活動の充実 【主担当課：総務課】

---

#### ①町政情報の提供

○紙媒体とデジタル媒体の特性を踏まえ、住民が必要な情報を受け取りやすい方法を選ぶよう、SNSを含む多様な手段で情報を発信できる体制を整えていきます。

#### ②広聴活動の推進

- 広聴活動については、デジタルツールを活用して住民の意見をより簡単に収集できる仕組みづくりを進め、町政への反映を図ります。
- 行政情報や財務情報をわかりやすく提供し、住民が必要な情報にアクセスしやすい環境を整備します。
- パブリックコメントの実施等、できるだけ多くの住民意見を行政運営に反映することができる仕組み・機会づくりに取り組みます。

#### ③情報公開制度の充実

○住民参加による行政運営と開かれた町政の推進のため、様々な行政情報を住民にわかりやすい形で公開します。また、プライバシーの保護に留意しながら、住民が必要な情報を簡単に取得できるような仕組みづくりに取り組むなど、情報公開体制の充実を図ります。

#### ④個人情報保護制度の充実

○個人情報については、適正な管理と職員研修を通じて保護を徹底し、住民が安心して行政サービスを利用できる体制を維持します。

---

### (2) 住民のまちづくり活動への参加促進 【主担当課：総務課】

---

#### ①住民のまちづくり活動への参加促進

- 広報や説明の方法について、SNSの普及など住民の情報の受け取り方の変化に合わせて手法を工夫し、住民が参加しやすい環境を整えます。
  - ICT利用に対応が難しい住民にも必要な情報が確実に届くよう、紙媒体や対面による周知など、多様な手段を併用していきます。
  - 住民と行政をつなぐ役割として、町職員が地域との対話を積極的に行い、まちづくり活動への参加を促します。
-

### (3) コミュニティ活動の促進 【担当課：総務課】

#### ①コミュニティ意識の高揚

○コミュニティ助成事業を活用し、地域コミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目指します。

#### ②コミュニティ施設の整備・充実

○コミュニティ活動の拠点となる集会所や公園等について、住民が身近な施設として自主的に管理・運営できるよう環境づくりを進めます。

#### ③コミュニティ団体等の育成・支援

○地域特性を踏まえたコミュニティ活動を支援するとともに、新たなコミュニティの育成に取り組む住民を支える仕組みづくりを進めます。

### (4) 移住・定住促進による新たなコミュニティの創出 【担当課：総務課】

#### ①移住・定住促進による新たなコミュニティの創出

○電話やオンラインを活用した相談体制を整え、移住希望者が必要な情報を確実に受け取れるよう、情報発信を強化します。

○地域おこし協力隊や移住支援金制度を活用し、地域の活性化や関係人口の拡大につなげるとともに、移住・定住の促進を図ります。

○人口減少の抑制と新たなコミュニティ創出に向け、移住・定住を継続的に推進します。

#### ▶数値目標

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
町ホームページ（トップページ）のアクセス件数（1ヶ月）	115,000件	63,568件	60,000件
石井町公式Instagramフォロワー件数	700件	1,605件	3,600件
いいアプリインストール件数	847件	3,574件	4,000件
移住相談件数	22件	49件	60件

## 2 行政運営

### ▶みらいの実現に向けた課題

---

- 限られた職員数で、効率的に業務を行うために、業務の整理・合理化を推進する必要があります。
- 増加する事務事業に対し、見直しによる削減だけでは限界があります。民間委託等による大幅な事務事業の削減は難しいため、事務量に対する職員の不足等を正確に把握し、必要な職員数は採用により確保する必要があります。
- 子育て支援や介護保険の分野では電子申請が可能ですが、利用件数は多くなく、制度の周知が十分とはいえません。今後は電子申請に関する広報を進めるとともに、行政手続のオンライン化に向け、導入方法や効果に関する情報収集を進めます。
- 職員が研修を受講する時は、事前に必要な知識等を身に付けておく必要があるため、職員に対する啓発方法を検討します。
- 働き方改革にも示されたように、時間外勤務の縮減、休暇取得の推進に取り組んでいきます。有給休暇の取得日数の少ない一部の職員（年5日以下の職員）については、特に有給休暇の取得について推進するよう周知等を行う必要があります。
- 接遇マナーの向上については、研修も必要ですが、職員が常に接遇マナーの向上を意識して取り組む必要があります。また、継続して取り組めるよう定期的に、周知及び継続的な研修等に取り組む必要があります。

### ▶今後の方向性

---

- 双方向型コミュニケーションシステムの機能を持たせる媒体がホームページである必要性の議論も含めて検討し、広く意見や提言を取り入れる体制の整備に取り組みます。
- 人事評価等も活用し、職員個人の能力を的確に見定め、適材適所の配置に取り組みます。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 効率的な行政運営の推進 【主担当課：総務課】

---

#### ①事務事業の見直し

- 事務業務の必要性、効果等を評価・検証し、整理・合理化を推進します。
- 周辺の地方公共団体、同規模の団体等の事例を参考としつつ、業務の民間委託等による効率化について検討します。

#### ②組織・機構の見直し

- 組織・機構の見直しについては、人口減少社会においても持続可能な体制を維持できるよう、将来の規模を見据えた検討を行います。

#### ③定員管理の実施

- 権限移譲や新規の行政需要に伴う事務事業の増加に対しては、業務の見直しや民間委託等を考えつつ、必要な人員は職員採用を行うなど、適正な定員管理に取り組みます。

#### ④行政手続のオンライン化の推進

- 行政手続のオンライン化を推進するため、対面・書面・押印が必要な手続を随時見直し、オンライン手続に適した仕組みへ改善します。また、制度を十分に理解してもらえるよう周知や利用方法の案内を強化し、利用しやすい環境づくりを進めます。
- 

### (2) 職員の育成・啓発 【主担当課：総務課】

---

#### ①研修の充実と自己啓発の推進

- 地域の課題に的確に対応するため、職員の専門知識を高める研修を充実させ、実務に効果的な研修を見極めながら自己啓発を促進します。

#### ②人材の適正配置

- 限られた人員で行政運営の効果を維持するため、職員の能力を正確に把握し、意欲と強みを最大限に生かせる適材適所の配置を進めます。
-

---

### ③職員の厚生対策

- 「仕事に対する意欲と能力を十分に発揮するには、第一に心身の健康から」と認識し、職員が心身両面で健康を維持できるよう勤務時間や休暇取得等、時代に適応した厚生制度の充実を図ります。また、時間外勤務の縮減、有給休暇の取得日数の増加に向けて継続的に取り組みます。

### ④接遇態度の向上

- 住民の目線に立った対応、要求事項の的確な把握を行うため、職員研修をはじめ、職員の意識改革に取り組みます。
- 定期的に接遇マナーの向上につながるよう、周知・研修を行います。

---

## (3) 情報化時代に対応した体制の構築【主担当課：総務課・まちづくり推進室・学校教育課】

### ①総合行政情報システムの構築・充実

- 総合行政ネットワーク（LGWAN）は、霞ヶ関 WAN から移行した国の府省間ネットワークである政府共通ネットワークとも相互接続しており、地方公共団体と国の機関との効率的な情報交換、情報共有を維持します。

### ②情報化を支える人材教育

- 情報通信技術の活用による住民サービスの向上と行政事務の効率化を推進するため、多様な研修による専門性の高い職員の能力開発を行うとともに、情報化を支える人材の登用を図ります。
- 情報セキュリティ、サイバーセキュリティ及びマイナンバーに関する研修を関係する職員全員が受講します。
- 情報担当職員の情報技術に関する専門的な資格の取得を検討します。

### ③自治体 DX の推進

- マイナンバーカードを活用したオンライン申請の拡大と周知を行います。
  - 庁内でのデータ利活用を進め、行政事務の効率化と住民サービスの質の向上につなげます。
  - DXを進めるための方針を示す計画策定を検討し、住民、職員双方にとって効果的なDXの推進となるよう、関係部署と連携しながらその内容の確定に努めます。
  - 校務DX計画に基づき、校務のDXに向けて、学校現場と教育委員会が連携し、効果検証を行いながら計画的に改善を進めます。
-

#### (4) 多様な情報提供体制の構築 【主担当課：総務課】

---

##### ①ホームページの活用

- ホームページの機能向上を図り、広く・深く・迅速な情報提供を推進するとともに、意見・提言等を取り入れる双方向コミュニケーションシステムを確立します。

##### ②CATVの多面的な利用の促進

- 地域密着メディアであるCATVの特性を活かし、住民にとって必要な行政情報や地域情報を、文字・画像・音声など多様な形で提供できるよう、ケーブルテレビ事業者と連携した活用を進めます。
  - 情報発信媒体としてCATVを積極的に活用するとともに、住民への分かりやすく効果的な情報伝達が図られるよう、行政として必要な支援を行います。
- 

#### ▶数値目標

---

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
職員のストレスチェック受検率	96%	99.5%	100%
対象職員の研修受講率	100%	100%	100%
情報漏えい等の事故件数	0件	0件	0件

### 3 財政運営

#### ▶みらいの実現に向けた課題

---

- 施設の老朽化により維持費が増加しているため、統廃合の検討を進める必要があります。また、現状に即した使用料・手数料の見直しも求められます。
- 令和7年度から都市公園長寿命化事業（いしいドーム分）の地方債償還が始まり、今後は中央公民館改修事業などの償還も予定されています。広域斎場整備や小中学校屋内運動場の空調整備でも地方債の発行が見込まれることから、しばらくの間は実質公債費比率が高い状態が続く見通しとなります。
- 将来にわたり安定して町税を確保するため、地元産業の振興や企業誘致活動を有効な手段のひとつと位置付け、経済基盤の確立と新たな雇用創出に向けた取り組みの推進や、未利用地を利活用する手法を積極的に導入するなど、さらなる財源の確保を図ることが重要です。

#### ▶今後の方向性

---

- 事業計画等を十分に検討し、実質公債費比率の抑制に取り組めます。
- 必要な事業を厳選し、財政規模と整合性の取れた社会資本を整備します。

## ▶主な取り組み

---

### (1) 徴収の強化 【担当課：税務課】

---

#### ①徴収の強化

- 特定の滞納整理業務を他団体と共同で進める「相互併任制度」により、徴収手段の充実と収入確保に努めます。また、他団体との交流により徴収技術を高めていき、徴収率の向上を図ります。
- 

### (2) 財源の確保 【担当課：財政課】

---

#### ①受益者負担の適正化

- 行政サービスにより直接利益を受ける方の負担について、社会経済の変化に対応し、他市町村や民間との比較を踏まえて使用料・手数料を見直し、適正化を図ります。

#### ②新たな財源の開拓

- ふるさと納税制度やネーミングライツ事業、未利用町有地の活用の推進等、新たな財源の開拓を進めるとともに、未利用地の貸付や売却などを通じて、さらなる歳入の確保に努めます。

#### ③事業の見直し

- すべての事業については、統合や整理などによる経費の縮減に引き続き取り組み、効果が十分でない事業は廃止を含めて見直しを進めます。

#### ④投資的経費の抑制

- 限られた財源の中で、住民にとって必要性の高い事業を厳選し、財政規模に見合った社会資本整備を進めます。また、事業手法の評価・検証を継続し、公共事業の総合的なコスト縮減に努めます。

#### ⑤地方債の抑制

- 新規地方債の発行は基本的に抑制しつつ、不可欠な大型事業に必要な財源は補助金などの活用を前提に検討し、実質公債費比率の増加を最小限に抑えていきます。
-

▶数値目標

目標項目	基準値	令和6年度	令和12年度
町税徴収率の向上	96.8%	97.1%	97.5%
収入未済金の圧縮	84,002千円	74,871千円	74,000千円
実質公債費比率	5.4%	3.5%	10%以内

## 3-3

# 広域行政の推進

### 1 広域行政

#### ▶ 미래の実現に向けた課題

- 他市町村との連携事業の実施では、その枠組みが大きくなるほど実施期間中に市町村が集まり事業進捗や効果の検証等を行う機会が減る傾向にあることが課題です。
- 地元選出の国会議員や県議員から、国や県の情勢に関する情報提供や助言を受けすることで、効果的な連携を図ることが求められています。

#### ▶ 今後の方向性

- 連携する市町村間で、事業別の担当者部会による情報交換や事業検証・検討の頻度を増やし、密な連携により効果的な事業実施が図れる体制を推進します。
- 引き続き国及び県と連携し、本町の住環境の維持・向上を図ります。

#### ▶ 主な取り組み

##### (1) 広域行政の推進 【主担当課：総務課】

###### ① 他市町村との広域連携の推進

- 連携する市町村間で、事業別の担当者部会等による情報交換や事業検証・検討により、より効果的な事業実施が図れる体制を推進します。

###### ② 国・県との連携強化

- 住民の住環境の維持・向上に必要となるインフラ等の整備には許認可及び予算の確保が必要であるため、計画的かつ根気強く国及び県への要望活動を継続して行います。



## 第4部 総合戦略

- 総合戦略について
- 基本姿勢と3つの重点目標

## 第4部 総合戦略

# 第1章 総合戦略について

## 1 はじめに

---

本町では、人口減少や少子高齢化の進行といった課題に対応し、将来にわたり持続可能な地域社会を形成するため、令和3（2021）年度に策定した「第五次石井町総合発展計画（前期基本計画）」とあわせて、「石井町人口ビジョン」及び「第2期石井町総合戦略」を策定し、子育て支援の充実、地域産業の振興、暮らしを支える生活基盤の整備など、さまざまな分野において取り組みを進めてきました。

一方で、人口減少の進行や高齢化の深化など、本町を取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。また、国においては、デジタル技術の活用による地域課題の解決や、脱炭素社会への転換など、社会の在り方そのものを見直す動きが進められています。

これらの状況を踏まえ、本町では、これまでの取り組みの成果と課題を整理した上で、令和8（2026）年度からの後期期間を見据え、第五次石井町総合発展計画（後期基本計画）と一体的に、「第3期石井町総合戦略」を策定します。本戦略では、「人」「地域」「産業」が相互に支え合い、好循環を生み出すことで、住民一人ひとりが誇りと生きがいを持ち、安心して暮らし続けられるまちの実現を目指します。

また、本戦略は、子どもや子育て世代に限らず、若者、働く世代、高齢者を含むすべての世代を対象とし、教育、生涯学習、地域活動、社会参加、デジタル技術の活用などを含めた包括的な視点で位置付けるものです。あわせて、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略として、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」地方創生に関する総合戦略との整合を図りながら、本町の实情に即した実効性のある取り組みを進めていきます。

## 2 総合戦略の期間

---

本戦略は、総合計画の改定時期にあわせ、総合計画と一体的に策定するものとし、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間を計画期間とします。

また、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和5年度～令和9年度）の改訂に合わせ、必要に応じて見直しを行いながら、各施策の進行管理を行い、効率的・効果的な実施を図ります。

## 3 総合戦略の推進体制

---

本戦略の推進にあたっては、国や県の交付金・地方財政措置の動向を踏まえつつ、健全な財政運営に留意しながら取り組みます。また、庁内における関係部署間の連携を図りながら、計画的かつ効率的な実施を進めます。

さらに、住民団体や産・官・学・金・労・言等の有識者で構成する「石井町まち・ひと・しごと創生推進会議」において、毎年度、効果検証を行い、進捗確認や改善を図ります。

## 第2章 基本姿勢と3つの重点目標

### 1 基本姿勢

戦略は、第2期石井町総合戦略において掲げてきた「住みたい、住み続けたい 選ばれるまち石井町の実現」という基本姿勢を引き続き継承し、人口減少の克服と地域の持続的な発展を目指すものです。

これまでの取り組みでは、「子どもを産み育てやすい環境と移住・定住の促進」「暮らしやすい生活環境の形成」「産業の振興と雇用の場の創出」を柱に、「ひと」「まち」「しごと」が相互に支え合う好循環の構築に取り組んできました。

本戦略においても、この考え方を基本とし、町の資源や特性を最大限に生かしながら、分野横断的かつ戦略的に施策を推進します。

また、本戦略は、行政だけで完結するものではなく、住民、地域団体、企業など多様な主体がそれぞれの役割を担い、協働して取り組むことを前提とします。町全体で目指す方向性を共有し、主体的な参画を促すことで、実効性の高い取り組みにつなげていきます。

さらに、社会経済情勢や住民ニーズの変化に柔軟に対応するため、施策の進捗や成果を客観的に検証し、必要に応じて見直しを行いながら、着実な戦略の推進を図ります。こうした取り組みを通じて、将来にわたり多くの人に選ばれ、安心して暮らし続けられるまちの実現を目指します。

## 2 3つの重点目標

前戦略に引き続き以下の3つの重点目標を定め、切れ目のない施策の展開を図ります。

### **重点目標1 子どもを産み育てやすい環境と移住・定住の促進**

- 子どもは本町の未来を支える大切な存在であるとの考えのもと、妊娠期から出産、子育て、学齢期まで切れ目のない支援を継続し、健診や相談、産後ケアなどの取り組みを通じて、安心して子どもを産み育てられる環境の充実を図ります。あわせて、家庭ごとの状況に応じたきめ細かな支援や見守りを強化し、子育てに対する不安や孤立の軽減に努めます。
- 子育て支援や教育、医療、経済的支援など、本町が実施している施策について、分かりやすく一体的な情報発信を行うとともに、身近で気軽に相談できる窓口機能を充実させます。支援制度の周知と利用促進を図り、子育て世帯が必要な支援につながりやすい体制づくりを進めます。
- 子育てしやすく住みやすいまちとして選ばれ続けるため、移住希望者や住宅取得希望者の不安や負担の軽減に向け、住まいに関する支援や空き家の有効活用、移住相談体制の充実に取り組みます。子育て環境と住環境の両面から魅力を高め、定住の促進と安定した地域の担い手確保につなげていきます。

成果指標	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
子育てしやすい町だと思ふ人の割合	81.2%	90%
転入者－転出者の数 (令和8年～令和12年の累計)	▲51人	21人

## 施策1 子育て支援の充実

### (1) 子育て環境の整備【担当課：健康増進課・子育て支援課・学校教育課・社会教育課】

#### 主な取組

①母子保健対策の推進	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制により、妊娠中の母体の健康管理対策やライフサイクルに応じた母子保健対策を推進する。
主な事業：乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）/1歳6か月児・3歳児健康診査事業/こども家庭センター	
②子育て支援事業の充実	保育人材の確保、幼児教育・保育の副食費の無償化、「こども家庭センター」の運用などを行う。
主な事業：主食及び副食費助成事業補助金/保育料の無償化(0～2歳児の第1子は所得制限あり)/地域子育て支援拠点事業/徳島ファミリー・サポート・センター事業/一時預かり事業(一般型)補助金/病児保育事業/延長保育事業補助金/地域子育て支援ネットワーク推進事業補助金/子育て短期支援事業/こども家庭センター運営事業/子育て世代包括支援センター運営【再掲】/幼稚園子育て支援事業補助金/幼稚園預かり保育事業/家庭教育学級(中央公民館主催講座)/放課後児童健全育成事業/放課後子ども教室推進事業	
③保育施設の整備	老朽化している施設の修繕、適正規模の施設整備を実施する。
主な事業：町立保育所施設管理費/保育所施設整備事業	

### (2) 経済的支援【担当課：子育て支援課・社会教育課】

#### 主な取組

①子育て世帯への経済的支援	児童手当等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るための支援を行う。
主な事業：児童手当費/児童扶養手当/在宅育児応援クーポン事業/多子世帯における保育料の免除/子どもはぐくみ医療費助成事業(補助分、町単分)/石井町子育て応援祝金支給事業(ひとり親世帯に対する入学支度金)/放課後児童クラブ利用料軽減事業	

### (3) 不妊治療への助成【担当課：健康増進課】

#### 主な取組

①特定不妊治療への助成	徳島県の補助事業を活用した不妊治療費等の費用助成を行う。
主な事業：不妊治療費助成事業/不育症検査費用助成事業	

## 施策2 教育の充実

### (1) 子どもの教育環境の充実【主担当課：学校教育課・給食センター・社会教育課】

#### 主な取組

①豊かで確かな学力の育成	健康な体と心を育む教育の実施を図る。子ども一人ひとりの発達課題に応じた指導ができる幼稚園教諭、教職員を育成する。全国学力・学習状況調査、徳島県ステップアップテストを調査・分析し、授業での指導方法の工夫や改善に生かす。
主な事業：全国学力・学習状況調査、徳島県ステップアップテスト/幼稚園教諭、教職員の指導力向上	
②学びを支える教育環境の整備	耐震改修や ICT 整備等により学校施設を計画的に維持・改善。GIGA スクールの推進を図る。
主な事業：健康管理費(小学校費・中学校費・幼稚園費)/施設整備事業(小学校費・中学校費・幼稚園費)/施設補修事業(小学校費・中学校費・幼稚園費)/理科教育等設備整備費備品購入費(小学校費・中学校費)/情報教育推進事業(小学校費・中学校費)	
③健やかな体の育成	体育指導や部活動支援で体力と指導力を高め、食育等を推進。安全な給食の提供や生活習慣の形成を行う。
主な事業：大会参加補助金(小学校費・中学校費)/運動部活動指導員配置事業/幼稚園体力向上巡回指導事業/給食センター管理費/石井町地域スポーツ振興事業	
④特別な支援を要する子どもへの教育体制の充実	地域連携ファイルを活用と関係機関との連携の強化、切れ目のない支援と特別支援教育の充実を図る。
主な事業：放課後児童健全育成事業【再掲】/特別支援教育就学奨励費(小学校費・中学校費)/特別支援教育支援員配置事業/特別支援連携事業/地域連携ファイルの配布	

### (2) 相談体制の充実【主担当課：学校教育課・社会教育課】

①不登校・ひきこもり等への対応の充実	不登校の子の支援として、わかば学級運営と相談体制、家庭訪問を実施する。
主な事業：わかば学級運営事業/スクールカウンセラー報酬	
②いじめ・校内暴力対策の充実	石井町いじめ防止条例に基づき、石井町いじめ防止等対策委員会で状況共有を行い、学校・家庭・地域の連携等によるいじめ防止の取り組みを推進する。
主な事業：石井町いじめ防止等対策委員会/青色回転灯パトロール/スクールカウンセラー報酬【再掲】	

### (3) 特色ある教育の推進【主担当課：学校教育課・社会教育課】

①町独自の教育の推進	外国語指導助手の英語指導を通じ、異文化理解を深め、多様性を尊重できる人材を育成する。
主な事業：・石井町子ども外国語活動支援事業 /語学指導等を行う外国青年招致事業	
②地域の伝統・歴史等の教育の充実	伝統芸能継承活動に補助金を交付し、継承活動を支援する。技術継承・後継者育成の機会を確保する。郷土愛を育む教育を実施する。
主な事業：高川原勇獅子保存会補助金/高原藍玉獅子保存会補助金	

## 施策3 移住・定住支援

### (1) 住まいの確保 【担当課：建設課・総務課】

①既存の住宅ストックによる住まいの確保	既存住宅や空き家の改修支援を進め、住宅ストックの活用と安心して暮らせる環境を推進する。
主な事業：石井町空き家リフォーム助成事業補助金/石井町住まいのリフォーム応援事業補助金	
②増加する空き家への対策	石井町空き家等対策協議会において、多分野の委員が連携し、空き家の実態調査や情報収集を継続的に実施する。あわせて、危険な空き家については補助事業を活用し、計画的な削減を進める。
主な事業：空き家等対策事業/空き家再生等促進事業/空き家判定士等活用事業/石井町空き家等対策協議会	

### (2) 情報発信 【担当課：総務課】

①移住・定住に関する情報発信と支援の充実	住交流支援センターで相談窓口を一元化し、関係機関と連携する。移住フェアや HP 等で情報発信を強化し、移住支援金や地域おこし協力隊の活用により、移住・定住と関係人口の拡大を推進を図る。
主な事業：移住・定住推進事業/移住支援金/石井町移住交流支援センターの運営/地域おこし協力隊運営事業	

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
乳児家庭全戸訪問事業実施率	100%	100%
子育ての経済的負担の軽減が図られていないと思う割合	2%	2%
不妊治療費助成事業及び不妊症検査費用助成事業の活用件数	— (令和7年度より事業開始)	25件
小学校を楽しいと思う児童の割合	91.6%	94%
町内小中学校の不登校児童・生徒発生数に対するわかば学級利用者数の割合	25.4%	40.0%
英語に興味(関心)を持った児童が多いと感じる教員の割合	94%	100%
空き家バンク登録件数(累計)	44件	24件
移住相談件数	49件	60件

## 重点目標2 暮らしやすい生活環境の形成

- 日常生活や通勤・通学の安全性と利便性を高めるため、国や県への要望活動を継続するとともに、本町及び近隣自治体との連携を強化し、道路や交通環境など社会基盤の計画的な整備を進めます。
- 住民一人ひとりが健康でいきいきと暮らし続けられるよう、健康づくりや予防の取り組みを継続的に推進し、健康寿命の延伸を図ります。あわせて、医療・保健・福祉の連携を重視し、広域的な視点から持続可能な地域づくりに取り組みます。
- 防災・防犯対策の充実や生活上の安全確保に努めるとともに、地域活動や支え合いの仕組みを大切にしながら、時代の変化に応じた地域コミュニティの維持・再構築を進め、安心して暮らせる住環境の形成を図ります。
- 生活利便性の向上と社会基盤の持続的な維持を図るため、行政手続の効率化や情報発信の充実など、デジタルを活用した住民サービスの提供を進め、誰もが利用しやすい環境づくりに取り組みます。

成果指標	基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
「住みやすい」と答えた人の割合	92.4%	93%

### 施策1 地域基盤の整備

#### (1) 交通利便性の向上【担当課：建設課】

①幹線道路・都市計画道路の整備・充実	年次計画に基づく町道の新設・拡幅や歩道整備で安全性と防災力の向上を図る。石井南島線の全線改良等を国・県へ要望し、指定道路の早期完成を推進する。
主な事業：県営事業負担金	
②地域内道路の整備・充実	町道の新設・拡幅や歩道整備、橋梁の長寿命化を進め、地域交通と防災性の向上を図る。生活道路の改良による、歩行者の安全を確保する。
主な事業：町道新設改良事業 / 長寿命化対策事業（道路メンテナンス） / 町道高原33号線改良事業（基幹事業） / 生活道路改良事業 / 定期点検事業（道路メンテナンス） / 町道高川原6号線改良事業（基幹事業）	

#### (2) 土地利用の明確化【担当課：建設課】

①区域区分の見直し	幹線道路整備に伴う土地利用の変化を踏まえ、町の発展に資する土地利用のあり方を検討する。
-----------	---

## 施策2 安心・安全の確保

### (1) 防災対策の推進 【担当課：危機管理課・総務課】

①災害に強いまちづくりの推進	危険ブロック塀の撤去支援や住宅の耐震化・家具固定を推進し、避難所の非常食や資機材の備蓄を充実させ、災害時の迅速な支援体制の強化を図る。
主な事業：木造住宅耐震化促進事業/民間建築物耐震化支援事業/家具転倒防止対策推進事業/災害時用物資購入事業/石井町ブロック塀等撤去支援事業/危険ブロック塀等安全対策支援事業	
②災害対応力の向上	住民が主体的に参加できる防災訓練を継続し、防災力の向上を目指す。ハザードマップの活用と情報カメラ・有線放送を通じ、災害時の避難行動と情報発信の強化を推進する。
主な事業：防災訓練事業 /ハザードマップ作成事業/いい地域情報チャンネル運営事業	
③消防団活動に対する支援（消防DX）	デジタル技術の導入により、発災時における情報共有の円滑化及び活動報告等の負担軽減を図り、地域防災の要となる消防団員の担い手確保に繋げる。
主な事業：消防団活動支援アプリ	

### (2) 防犯対策の推進 【担当課：危機管理課】

①防犯体制の充実	警察や地域団体と連携し、高齢者の詐欺被害防止や子ども・女性の安全確保を推進する。見守り活動や防犯教室を通じた防犯体制の充実を図る。
主な事業：名西地区防犯連合会負担金/地域の安全を守る会補助金	

### (3) 保健・医療・福祉の充実 【担当課：健康増進課・長寿社会課・福祉生活課】

①健康診査・訪問指導等の推進	健診やがん検診の受診促進を図り、保健指導による個別支援を実施する。検診費用補助や糖尿病腎症重症化予防等での医療機関との連携強化により、住民の健康維持を推進する。
主な事業：健康診査（がん検診等）/特定健康診査等事業/特定健康診査未受診者対策事業/早期介入保健指導事業/糖尿病性腎症重症化予防事業	
②予防接種の接種機会拡充	定期予防接種の勧奨と安全な接種体制を整備し、新規接種は速やかに周知を行う。未接種者への働きかけや広報を強化し、医療機関と連携して円滑な接種体制を推進する。
主な事業：各種定期予防接種（個別接種）の実施/結核予防事業	
③介護予防・介護サービスの充実	いきいき百歳体操への専門職派遣や会場支援、講習会等で高齢者の健康と生きがいの促進を図る。介護人材の育成・確保に向け研修周知とDX活用で対応力を強化する。
主な事業：介護予防・日常生活支援総合事業/包括的支援事業/地域ケア会議推進事業/いきいき百歳体操/老人クラブ活動等事業	
④認知症高齢者に対する支援	認知症の早期発見・対応を医療機関と連携して推進し、サポーター養成と正しい知識の普及により、地域で安心して暮らせる環境を形成する。
主な事業：認知症初期集中支援推進事業/認知症地域支援・ケア向上事業/認知症サポーター等養成事業	

⑤障がい者とその家族への相談体制の充実

障がいの種別や年齢を問わない総合相談体制を強化し、必要に応じ専門機関へつなぐ仕組の充実を図る。家族の高齢化に備え、地域生活支援拠点の整備と成年後見制度の周知・利用促進を推進する。

主な事業：相談支援事業/基幹相談支援センター事業/成年後見制度利用支援事業

## 施策3 地域コミュニティの形成

### (1) 地域活動の運営支援 【担当課：長寿社会課・福祉生活課】

①高齢者の生きがいの創出

生涯学習や社会参加の促進で高齢者の生きがいと地域活動の活性化を図る。あわせてスマホ教室や支援策により、デジタル活用の機会を拡大する。

主な事業：高齢者等外出支援事業/老人クラブ活動等事業【再掲】

②ボランティアセンターの充実

ボランティア情報の提供や支援で住民の自主的活動を育成し、誰もが参加しやすい地域の風土の形成を目指す。

主な事業：石井町ボランティアセンター運営事業補助金

### (2) 時代に合ったコミュニティの形成 【担当課：危機管理課・子育て支援課 社会教育課・長寿社会課】

①自主防災組織

地域防災交流センターを拠点に講座や交流を実施し、自主防災組織の育成を推進する。未組織地域の組織化と各地区での啓発活動により、防災意識と備えを強化に取り組む。

主な事業：自主防災組織連絡協議会/石井町防災士会補助金

②子育てサークル活動の支援

子育てサークル支援やボランティア育成により、地域ぐるみで支え合う子育てを推進し、子育ての不安や孤立感の軽減を図る。

主な事業：子育てサークルの支援/こども家庭センターの設置/ニーズの把握と社会資源開拓

③生涯学習の機会・環境の整備

多様な学びの機会を提供し、講座情報を発信する。生涯学習団体への補助で活動を支援し、地域の学びを推進する。

主な事業：中央公民館講座等文化講演事業/豊かな人間性を育む地域活動推進事業/社会教育活動支援のための補助金

④高齢者サロン支援

高齢者が気軽に集える場を提供し、交流を通じて閉じこもり防止と介護予防を促進する。

主な事業：高齢者サロン運営支援

## 施策4 デジタルによる利便性の向上 【担当課：まちづくり推進室・総務課

### (1) デジタルによる住民サービス ・住民課・税務課・産業経済課・長寿社会課】

①デジタルによる住民サービスの提供

デジタル活用により暮らしの利便性と社会基盤の維持を推進する。住民サービスの質を高め、誰もが便利で快適に利用できる環境の形成を図る。

主な事業：書かない窓口推進事業/コンビニ交付サービス導入事業/地方税統一QRコードを利用した町税の納付/デジタル地域通貨管理運用事業/AIチャットボット運用事業/高齢者等外出支援生体認証活用デジタル化事業

重要業績評価指標 (KPI)	基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
都市計画道路総延長距離	2.7km	3.5km
災害時の非常食備蓄率	50%	50%
地域の安全を守る会会員数	59人	60人
胃がん検診の受診率	7%	10%
肺がん検診の受診率	10.6%	15%
大腸がん検診の受診率	11.2%	15%
乳がん検診の受診率	8.4%	10%
子宮がん検診の受診率	11.4%	15%
特定健診の受診率	41.6%	45%
認知症サポーター数	1,667人	2,000人
藤クラブ大学参加者(中央公民館)	321人	500人
自主防災組織の組織率	86.2%	86.2%

## 重点目標3 産業の振興と雇用の場の創出

- 本町が有する自然環境や農業、立地特性などの地域資源を生かし、若者や働き盛り世代が地域で働き続けられる環境づくりを進めます。既存産業の維持・強化とあわせて、新たな雇用の創出につながる取り組みを推進し、町全体の活力向上を図ります。
- 農業分野においては、経営規模の拡大や担い手の確保を支援するとともに、付加価値の高い農産物や加工品づくりを推進します。販路開拓や都市部への発信を見据え、意欲ある若者や新規就業者が挑戦し、継続的に活躍できる環境づくりに取り組みます。
- 町出身者や町外在住者も含め、多様な人材の挑戦を後押しするため、起業や事業承継に関する相談体制や支援制度の充実を図ります。創業段階から事業の定着・継続までを見据えた支援を行い、新たな産業の芽を育て、本町産業の持続的な発展につなげます。

成果指標	基準値	目標値 (令和12年度)
町内事業所従業員（民営事業所）	8,224人（令和3年）	8,300人
経営面積1ha以上の農業経営体数の割合	33.6%（令和6年）	35%

### 施策1 新産業の創出

#### （1）企業誘致 【主担当課：産業経済課】

##### ①企業誘致の推進

地方拠点強化税制の活用で企業誘致を推進し、本社機能の移転・拡充を促進する。町と県の優遇制度を連携させ、進出しやすい環境を整備する。

#### （2）創業・起業支援 【主担当課：産業経済課】

##### ①創業・起業支援の推進

商工会などと連携し、相談窓口や研修、専門家派遣で創業を支援する。地域特性を活かした産業づくりと、コミュニティビジネス育成で地域経済の活性化を推進する。

主な事業：石井町商工会運営事業補助金/コミュニティビジネス起業支援事業負担金/創業促進事業補助金

## 施策2 地域産業力の強化

### (1) 農業の振興 【主担当課：産業経済課】

①優良農地の確保と活用	農地中間管理機構などの制度を活用し、優良農地の集積と流動化を推進する。地域計画の着実な運用により、農地の確保と地域の再活性を図る。
主な事業：機構集積協力金交付事業/遊休農地等保全事業補助金/耕作放棄地再生支援事業補助金	
②農業経営の規模拡大	農業機器導入の支援や資金活用を促し、農業経営の強化と規模拡大の支援を行う。
主な事業：農地利用効率化等支援交付金事業補助金/農山漁村未来投資事業/担い手確保・経営強化支援事業	
③特産品の開発	地域ブランドの育成に向け、本町の特性を活かした新たな農産物や加工品の開発を支援し、農業の活性化を促進する。
主な事業：石井町特産品開発チャレンジ事業/藤色野菜販路開拓事業補助金/農山漁村未来創造事業補助金【再掲】/石井町農産物ブランド化推進支援事業	
④「農」を中心とした産業集積の検討	大学や県の研究機関との連携体制を築き、本町の特色を活かした「農」を軸とする産業集積の可能性を検討する。
主な事業：「徳大連携」学生地域活動支援事業補助金/石井町特産品開発チャレンジ事業【再掲】/藤色野菜販路開拓事業補助金【再掲】/産地収益力の強化に向けた総合的推進事業補助金/石井町農産物ブランド化推進支援事業【再掲】	

### (2) 地域産品の販路拡大 【主担当課：産業経済課・総務課】

①町内企業の販路拡大	商工会等と連携して市場調査や新需要開拓を支援し、IT活用やイベント開催で販路拡大を推進する。
主な事業：石井町商工会運営事業補助金【再掲】/マツシゲートマルシェ出店負担金	
②地域経済の維持・活性化	DX等の活用により町内事業者を支援し、消費促進で地域経済の再生を後押しする。あわせて地域おこし協力隊の活用により、担い手確保と産業振興を進める。
主な事業：ふじっこちゃん宝くじ141事業補助金/デジタル地域通貨発行事業（物価高騰対策）/デジタル地域通貨発行事業/デジタル地域通貨管理運用事業/地域おこし協力隊運営事業【再掲】	
③農産物の販路拡大	イベント出店による直販拡充や地域連携でのブランド化・地産地消を進め、農産物の販路拡大を推進する。
主な事業：農業祭事業/藤色野菜販売販路開拓事業補助金【再掲】/石井町農産物ブランド化推進支援事業【再掲】	

## 施策3 観光・交流産業の振興

### (1) 観光・交流拠点の整備 【担当課：建設課・社会教育課】

①四銀いしいドーム及び都市公園の整備	四銀いしいドームについて快適に利用できる施設環境を整え、指定管理料や利用料を踏まえ安定的な運営を目指す。あわせて公園やオープンスペースの整備で身近な憩いの場の充実を図る。
主な事業：都市公園管理費/都市公園整備費/都市公園長寿命化対策事業/いしいドーム管理費/飯尾川公園いしいドーム指定管理料	
②文化財の保護	史跡整備など文化財の保全を進め、地域の歴史と文化の継承を図る。文化財ウォーキング等の取り組みで郷土愛を育み、交流人口の拡大を図る。
主な事業：文化財保護活動事業/「阿波国分尼寺跡」史跡整備事業/埋蔵文化財発掘・保存事業	

### (2) 観光・交流資源の活用・創出 【担当課：社会教育課・産業経済課・総務課】

①観光資源の活用	藤をはじめ季節のイベントの魅力向上で来訪を促進し、交流人口の拡大を目指す。あわせて ICT や媒体を活用した情報発信を強化し、観光のにぎわいを高める。
主な事業：石井町商工会運営事業補助金（藤まつり事業、桜まつり事業、イルミネーション事業）/石井町納涼夏祭り補助金/観光ガイドブック等作成事業	
②日本遺産「藍のふるさと阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～」の活用	日本遺産「藍のふるさと阿波」を広く発信し、住民の学びの機会の充実を図る。また、日本遺産の構成要素である「田中家住宅」「武知家住宅」の所有者と良好な協力関係を維持し、文化財の保存と活用を推進する。
主な事業：藍のふるさと阿波魅力発信協議会負担金/国指定「田中家住宅」保存事業補助金/国指定「武知家住宅」保存事業補助金	
③スポーツを通じたレクリエーションイベントの開催	参加しやすいスポーツ教室や大会を支援し、体験の場を拡充する。ラジオ体操やイベント誘致を通じ、スポーツを軸に交流人口の拡大を図る。
主な事業：石井町親子サッカー教室運営事業補助金/スポーツ教室運営事業/国体記念少年相撲大会運営事業補助金	
④広域連携による取組の推進	徳島東部 DM0 と連携し、観光資源の磨き上げと新規開拓の推進を図る。
主な事業：徳島東部地域 DM0 負担金	
⑤ふるさと納税及び企業版ふるさと納税制度を活用した交流の推進	ふるさと納税と企業版ふるさと制度を活用し、町の魅力発信と応援の輪を拡大する。町外とのつながりを深め、関係人口の創出と地域の活力向上を図る
主な事業：ふるさと石井応援事業/企業版ふるさと納税推進事業/徳島大学地域連携事業推進交付金	

## 施策4 人材の確保・育成

### (1) 後継者育成 【担当課：産業経済課】

① 農業従事者の育成	営農指導や給付金支援等で担い手の経営安定を後押しする。大学や研究機関との連携、体験事業の支援を通じ、農業の後継者育成を推進する。
主な事業：農業次世代人材投資事業/石井町農業後継者クラブ補助金/新規就農者育成総合対策事業	
② 商業後継者の育成	商工会と連携し、相談指導や講習で経営力向上を支援する。後継者組織や交流機会の充実により、担い手による商業振興を推進する。
主な事業：石井町商工会運営事業補助金【再掲】	

### (2) 就労支援 【担当課：長寿社会課・福祉生活課】

① 元気高齢者の就労支援	シルバー人材センターの活動を通じ、高齢者の生きがいづくりと健康維持を支援する。周知・広報の充実で就労機会を確保し、活躍の場を広げる。
主な事業：シルバー人材センター運営事業	
② 障がい者の就労支援	関係機関と連携し、障がい者の就労機会を確保する支援体制を強化する。相談支援や優先調達の推進により、働きやすい環境づくりを進める。
主な事業：障害福祉サービス（就労継続支援及び就労移行支援）/障害者就労施設等からの物品等の調達	

重要業績評価指標（KPI）	基準値 （令和6年度）	目標値 （令和12年度）
新規企業の誘致件数（累計）	1件	2件
創業者数	20人	25人
農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進法により集約化した農地面積	215.9ha	220ha
展示会・商談会への参加支援	11件	16件
四銀いしいドーム利用者延人数	141,266人	180,000人
観光地点等入込客数	23,150人	24,000人
新規就農者数 （令和8年度～令和12年度の累計）	4人	5人
シルバー人材センター就業延人員	6,512人	6,600人

## 第5部 資料編

## 1 石井町総合発展計画に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、石井町総合発展計画（以下「総合計画」という。）の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 本町におけるまちづくりの指針となるもので、基本構想及び基本計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 まちづくりの基本理念並びに将来都市像とその実現に向けた基本目標及びその方向性を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の体系及びその方針を示すものをいう。

(策定方針)

第3条 町長は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、町の最上位の計画として、行財政における総合的な見地から総合計画を策定するものとする。

2 町長は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するよう総合計画を策定するものとする。

(町政運営の基本方針)

第4条 町は、その事務を処理するに当たっては、総合計画に即して行うものとする。

2 町が個別の行政分野に関する計画を別に策定し、又は変更しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。

(審議会への諮問)

第5条 町長は、基本構想又は基本計画を策定し、又は変更するときは、石井町総合発展計画策定審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

(設置)

第6条 前条の規定による諮問に応じ、総合計画の策定その他その実施に関する基本的事項又は重要事項を調査審議するため、審議会を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(議会の議決)

第7条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経るものとする。

(公表)

第8条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、総合計画に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 石井町総合発展計画策定審議会設置要綱

(設置)

第1条 第五次石井町総合発展計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、石井町総合発展計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、総合計画及び石井町のまちづくりの基本的方向について、意見交換、討議をし、その結果を町長に提言する。

(委員の構成)

第3条 審議会は、委員16人程度をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等の役員
- (3) 町長が適当と認める者

3 前項に掲げる委員の任期は、総合計画策定の終了の時までとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月23日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に行われる審議会は、第5条第1項の規定に関わらず町長が招集する。

3 この要綱は、計画策定の終了をもって、その効力を失う。

### 3 石井町まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本町におけるまち・ひと・しごと創生（まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生をいう。）に関し、法第10条に規定するまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定および推進に当たり、広く関係者の意見を反映させるため、石井町まち・ひと・しごと創生推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員17人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 産業団体、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及びメディア等の関係者
- (3) 住民団体の代表者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 前項第2号及び第3号の委員が、推進会議に出席できないときは、代理者を出席させ、その職務を代理させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長および副会長)

第5条 推進会議に、会長1人および副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は公開とする。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(報償)

第7条 委員（第3条第3項の規定による代理者が出席したときは当該代理者）が推進会議に出席したときは、予算の定めるところにより報償金を支払う。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年5月22日から施行する。

2 この要綱施行後、最初に行われる審議会は、第6条第1項の規定に関わらず町長が招集する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 4 委員名簿

No	氏名	所属	備考
1	松村 豊大	徳島文理大学総合政策学部	会長
2	杉山 秀樹	石井町商工会	副会長
3	河野 克史	徳島県農業協同組合 名西地区	
4	宮崎 幸一郎	徳島県立農林水産総合技術支援センター	
5	平島 充祐	徳島県企画総務部地域連携課	
6	大久保 民枝	徳島県立名西高校	
7	岡林 龍範	株式会社四国銀行石井支店	
8	山口 和久	石井町職員労働組合	
9	田中 達也	石井町有線放送農業協同組合	
10	西村 千代美	石井町社会福祉協議会	
11	横山 浩二	石井町 PTA 連合会	
12	仁木 喜久美	石井町はぐくみ子育て応援団	
13	加藤 賢司	石井町農業振興グループ百姓一	
14	細川 智也	石井町青年団	委嘱期間中の役員改選による交代のため
	西浦 歩里		
15	川端 辰雄	石井町民生委員児童委員協議会	
16	天羽 智代	公募委員	

## 5 策定経過

日付	項目	内容
令和7年7月10日～ 令和7年7月31日	アンケート調査の実施	
令和7年8月27日	ワークショップ	【ワークショップテーマ】 ～自分が20～30歳の大人になったときに石井町にあったら良いなと思うこと～
令和7年9月24日	第1回石井町総合発展計画策定審議会 第16回石井町まち・ひと・しごと創生推進会議	(1) 進捗状況とスケジュールについて (2) 町民アンケート結果について (3) 石井町総合戦略の評価・検証について
令和7年12月17日	第2回石井町総合発展計画策定審議会 第17回石井町まち・ひと・しごと創生推進会議	(1) 第五次石井町総合発展計画(後期基本計画)の計画案について
令和8年1月23日～ 令和8年2月6日	パブリックコメントの実施	
令和8年2月25日	第3回石井町総合発展計画策定審議会 第18回石井町まち・ひと・しごと創生推進会議	(1) パブリックコメントの結果について (2) 第五次石井町総合発展計画(後期基本計画)(案)について